

平成 23 年 4 月 26 日（火曜日）

第 2 回松島町議会臨時会会議録

（第 1 日目）

平成23年第2回松島町議会臨時会会議録（第1号）

出席議員（18名）

1番	緑山市朗君	2番	佐藤皓一君
3番	高橋辰郎君	4番	伊賀光男君
5番	阿部幸夫君	6番	高橋利典君
7番	渋谷秀夫君	8番	高橋幸彦君
9番	尾口慶悦君	10番	色川晴夫君
11番	赤間洵君	12番	太齋雅一君
13番	後藤良郎君	14番	片山正弘君
15番	菅野良雄君	16番	今野章君
17番	小幡公雄君	18番	櫻井公一君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	大橋健男君
副町長	西村晃一君
総務課長	高平功悦君
企画調整課長	小松良一君
財務課長	熊谷清一君
町民福祉課長	安部新也君
産業観光課長	阿部祐一君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	佐々木千代志君
水道事業所長	丹野茂君
危機管理監兼環境防災班長	櫻井光之君
総務管理班長	佐藤進君
教育長	米川稔君
教育課長	亀井純君

事務局職員出席者

事務局 長 櫻 井 一 夫 主 幹 佐々木 弘 子

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 3 年 4 月 2 6 日 (火曜日) 午前 1 0 時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〳 第 2 会期の決定

4 月 2 6 日の 1 日間

〳 第 3 議案第 4 0 号 専決処分の承認を求めることについて (松島町長等の給与に関する
条例の一部改正)

〳 第 4 議案第 4 1 号 専決処分の承認を求めることについて (松島町国民健康保険条例の
一部改正)

〳 第 5 議案第 4 2 号 専決処分の承認を求めることについて (松島町国民健康保険税条例
の一部改正)

〳 第 6 議案第 4 3 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 2 2 年度松島町一般
会計補正予算 (第 7 号))

〳 第 7 議案第 4 4 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 2 2 年度松島町老人保
健特別会計補正予算 (第 3 号))

〳 第 8 議案第 4 5 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 2 2 年度松島町観瀾亭
等特別会計補正予算 (第 6 号))

〳 第 9 議案第 4 6 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 2 2 年度松島町下水
道事業特別会計補正予算 (第 6 号))

〳 第 1 0 議案第 4 7 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 2 2 年度松島町水道事
業会計補正予算 (第 4 号))

〳 第 1 1 議案第 4 8 号 平成 2 3 年東北地方太平洋沖地震による災害被害者に対する町税の
減免に関する条例の制定について

〳 第 1 2 議案第 4 9 号 松島町国民健康保険税条例の一部改正について

〳 第 1 3 議案第 5 0 号 平成 2 3 年度松島町一般会計補正予算 (第 1 号) について

- 〃 第14 議案第51号 平成23年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）について
 - 〃 第15 議案第52号 平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
 - 〃 第16 議案第53号 平成23年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）について
 - 〃 第17 議員提案第1号 東日本大震災復興対策特別委員会設置に関する決議について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成23年第2回松島町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます前に、去る3月11日に発生いたしました東日本大地震災害により亡くなられた方々並びに被災された皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

この未曾有の大震災により亡くなられた方々に哀悼の意を表し、黙禱をささげたいと思います。

皆さまご起立を願います。黙禱。

お直りください。着席願います。

本日の会議を開きます。

町長よりあいさつをお願いします。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 本日、第2回松島町議会臨時会を開催するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には大変お忙しい中ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず、去る3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震により亡くなられた町民の方のご冥福をお祈りするとともに、被災された町民の皆様にお見舞い申し上げます。

本日提案いたします議案は、専決処分の承認が8件、東北地方太平洋沖地震に伴う町税の減免に関する条例の制定1件、同じく震災に伴う国民健康保険税条例の改正が1件、震災に伴う各支援事業費及び災害復旧事業費等の平成23年度補正予算が4件であります。後ほど提案理由を説明させていただきますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、平成23年4月22日に開催された一般会議に基づく緊急要望における、その検討、対応等について副町長から説明させます。また、3月11日の地震に伴う松島町の被害状況について、櫻井危機管理監より説明させます。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） それでは、私の方からは、先日の議会からの緊急要望につきまして、ご説明をしていきたいというふうに思います。

まず、ご要望の1番目、これからの観光客対策としての歩車道の粉じん対策についてでございます。

先般、県においてグリーン広場の高圧洗浄を行っておりました。そこで、町の方から、県営

駐車場につきましても実施するように直接要望いたしまして、第1駐車場から第4駐車場まで実施されたところがございます。また、松島海岸駅前広場につきましては町管理でございますので、早速23日土曜日に実施をしております。

国道45号、それから付随する歩道につきましては、町による災害ごみの収集、撤去を行っております。国土交通省では路面の仮復旧、路面清掃車による清掃などを順次行っているところがございます。今後、歩道のインターロッキングにつきましては、段差処理をアスファルトで仮復旧を行う予定でございます。車道に堆積した土砂につきましては人力で撤去を行っていくということで、国土交通省から伺っているところがございます。町でも、定期的に災害ごみを収集するなどして、きめ細かな対応につきまして、今後とも国土交通省と連携しながら実施してまいりたいというふうに考えているところがございます。

次に、今後予想される余震対策としての指定避難所の安全点検についてでございます。

町内の指定避難所における点検につきましては、3月11日の本震、4月7日の余震の際、目視により確認はしているところがございます。さらに、公民館、役場庁舎などにつきましては、今回の補正予算におきまして調査費等を計上しております。専門家による点検をすることとしておるところでございます。また、その他集会施設等につきましては、今後宮城県建築士会の協力をいただきながら点検するということとしております。

次に、3番目の放射能対策としての町独自の取り組みについてでございます。

放射能の測定につきましては、お渡ししている資料をごらんいただきたいと思いますけれども、「空間放射線線量率測定結果」ということで、これは県の方で測定している測定の資料でございます。放射能の測定につきましては、現在、これは表紙に出ておるのが3月15日、直後、要するに本震の直後に女川方面、女川の原発による影響がないのかどうか。そして仙南方面と、2カ所にモニタリングカー、サーベイメータということで、測定器を出して専門的に分析した結果でございます。

1枚めくっていただきますと、4月1日現在は山元町方面と白石市方面、このころになりますとやはり福島原発ということの影響ということで、対応を仙南方面に切りかえているということでございます。

それで、もう一枚めくっていただきますと、4月24日現在、これは毎日調査し更新されておりました。県のホームページに掲載されております。町の方のホームページにも、そことリンクを張って、毎日この情報が見られるようになっております。

このように、例えばその3枚目の4月24日現在ですと、県南東部方面モニタリングカーとい

うことで移動式の車両を出して、仙台市、山元町、丸森町、角田市、亶理町ということで、この箇所測定をしているということです。それから、県南西部方面にはサーベイメータという地上に設置する装置を置きまして5カ所ほどを測定しているという状況、それから仙台市に可搬型モニタリングポストということで、宮城県庁屋上を測定地点として現在は測定しているということでございます。

現在、これらの数値につきましては問題がないレベルというふうに考えております。例えば、そこで一番丸森町役場付近の0.24マイクロシーベルトの時間当たりということ、1時間当たり0.24マイクロシーベルトが観測されたという数値になっております。これは、年間量に仮に直しますと、0.24を1時間当たりですから、掛ける24というのは本来あり得ませんけれども、仮に24を掛けますと1日当たりの要するに測定値が出てくるわけですけれども、そしてさらにそれに365を掛けますと2.1ミリシーベルトになります。これは、年間1人当たりの自然放射線量の世界平均値が2.4ミリシーベルトでございまして、通常自然界における放射線量の値よりも低い数値でございまして、安全な状況であるということでございます。

ですので、町といたしましては、今後急速に観測値が異常値を示さない限り、県において専門的な機器類で測定し、専門家による解析を行ってございまして、役場において簡易な装置を購入して、それを観測するという必要性は現段階では薄いのではないかと考えております。これらの観測データによって、宮城県松島は安全である、安心であるという宣言は、これらについて実施されておりますので、それで宣言することで足りるのではないかと考えているところでございます。

私からは、以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監兼環境防災班長。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） それでは、私の方から、皆様の方に配付しております「東日本大震災に伴う町の被害状況」ということで説明をさせていただきたいと思っております。

こういった大震災の場合、震災名と、それから気象台が発表する地震名と二つの名前で使い分けされております。地震名におきましては、「平成23年（2011）東北地方太平洋沖地震」という地震名になります。これにつきましては、阪神・淡路大震災も同じでして、実際阪神・淡路大震災の地震名も兵庫県南部地震という気象台での命名があります。そのように使い分けされますので、東日本大震災につきましては政府発表の震災名ということで今回使わせていただいております。

発生日時につきましては、記載のとおりでございます。

地震の震源地でございますけれども、三陸沖ということで、牡鹿半島の約130キロ沖合になります。

震源の深さが24キロということで、大変浅い地震であるということです。

それから、マグニチュードが9.0ということで、これは観測史上最も大きな力が動いた地震ということで報道でも発表されておりますので、ご承知のことと思います。松島町の震度につきましては震度6弱ということで、最大震源は栗原市の震度7というのが最大震度でございました。

津波の方なのでございますけれども、津波の高さ3.2というのが第1波で、4時13分に到達しております。松島の場合は第2波が一番大きい津波でして、津波の高さが最低地から最高地までの高さで3.8メートルという津波を記録しております。塩竈市におきましては、第1波の方が高かったのですが、松島湾につきましては島の形状等もあるのかというふうには思いますが、第2波の方が大きい津波になっております。同日の深夜0時まで、延べの津波の回数なのでございますけれども、14回を観測しております。そのうち最も高かったのが第2波の津波になっております。

被災の状況なのでございますけれども、記載のとおり、一般住宅への床上、床下浸水、これが最も多く被災を受けております。また、全壊、半壊、それからブロック塀、外壁等の倒壊、崩落、それから4・7余震ですね。4月7日の余震、これに基づきましてがけ崩れがさらに被害を大きくしているということもあります。それから、道路等の亀裂、そういったものになっております。

津波による浸水面積なのでございますけれども、これは国土地理院がGPSを使いまして測定した測定の結果で、2平方キロメートルになっております。

家屋の被害等につきましては、今も継続で調査中でありまして、今現在でごらんのような数字になっております。床上につきましては45、床下につきましては12という、今現在のこれは数字でございます。これも、これから調査を進めていく中でふえていくものというふうには判断しております。

ここで、当日のライフラインに関しまして、若干ご説明をさせていただきたいと思っております。

3月11日、震災発生とともに停電になりました。それで、電力の復旧につきましては、3月14日から高城の一部供用開始に始まり、中山クリニック、松島病院を優先させて電力供給を東北電力にも依頼し、まずはそういったところについてのバックアップ体制を電力さんをお願いしております。そして、最終的に電力の復旧が終わったのが3月18日になります。ただ、3月18日も、手樽の一部と海岸の一部につきましては、やはり床上浸水ということもございまして、

その家々によっては通電できない家もございまして、そういった家につきましては通電をとめておりました。

これらの電力につきましては、本来東北電力、例えば女川原発、そういったものから電力を供給して、宮城県というのは電力を伴っておったものなのですけれども、今回の被災によりまして、能代火力発電所、それから秋田火力発電所、この2カ所から電力供給を受け、今宮城県が電力を使っているということになります。東北電力で管轄している発電所は10カ所ございます。そのうち5カ所が今使用不能になっております。それで、宮城県については、そのような電力供給でございます。

それから、人的被害につきまして説明させていただきたいと思います。

町民の方で亡くなった方につきましては、13名の数字になっております。これは、今現在も同じ数字でございます。それで、町内で亡くなった方、海岸診療所の前でお一方、水の中に入ってしまったしまして水死したという件が1人、それからあとは4月7日の余震で亡くなられたのがお一人でございます。また、町外で亡くなった方々が11名ございます。

行方不明者なのですけれども、2名となっておりますが、この2名につきましても互理で最近身元を確認をするという作業で、今角田女子高校の遺体安置所の方に上げられまして、身元の確認をしているところでございます。DNA鑑定につきましては今4週間から5週間かかるということで、その辺の鑑定結果が待たれるところではございますけれども、ご親族の皆様につきましてはまずほぼ間違いないということですので、一日も早くこの行方不明者の数字がゼロになることを祈っているところでございます。

それから、避難所・避難者数でございますけれども、3月12日が最も多い日でございまして、避難所の数が44カ所、3,709名になっておりました。それで、これは今現在、4月25日現在の数字を改めて報告させていただきます。4月25日現在ですが、町民の方が51名、東松島市の方が159名、合計210名になっております。そのほか、名籠の方に今自主的に避難なさっている方が8名いらっしゃいますので、それを合わせますと218名という形になります。

2ページ目をお開きいただきたいと思います。

避難所の数につきましては、ごらんの4カ所ということになります。また、東松島市の方なのですけれども、今月末を予定しておりますけれども、新たに100名から200名前後の方々が東部地域交流センターの方に二次避難ということで、今入ってくる準備を進めているところでございます。これにつきましては、東松島市さんも、できるだけ地域のコミュニティーを壊さないような形での避難ということで、人数の取りまとめに今入っているところでございます。

それから、公共施設被害でございます。

既に、報道等でも議会の皆様もご承知のことと思いますが、今回の地震の特徴ですけれども、地盤が下がるという、これまで類がないような地震になっております。最大で70センチの地盤沈下というのも報告されております。今松島も調査中ではございますけれども、ほぼ40センチ台ではないでしょうか。地盤沈下。この辺につきましても、今後さらなるデータが入ってくると思われま。

町道、漁港についても、ごらんの被災件数になっております。また、農業施設につきましても、やはり4月7日の余震に伴いましてのため池、これの被災が大変深刻なものになっているというふうにとらえております。それから、上水道、下水道につきましても、ごらんのような被災の件数になっております。なお、水道につきましても、いろいろな方々の応援をいただきました。にかほ市、それから自衛隊、消防団、皆様方に給水活動も協力いただきまして、その間のライフラインの復旧ということで、今現在は100%に近い数字で水道の方もライフラインが復旧しております。それから、学校、社会教育施設関係につきましても、ごらんのような被災の件数になっております。

それから、次のページになりますけれども、電気につきまして、4月7日の余震で停電にまた再度なりましたけれども、これにつきましても松島変電所を中心にしまして早急な復旧活動をしていただきまして、4月9日に全町内で電気が通電され復旧されております。また、水道につきましても、余震に伴いましてさらなる被害をこうむったところではございますけれども、4月16日、仙南等の受水もございまして、今現在の状況になっております。電話につきましては、震災当時から一時期すべての電話が使えないという状況になりましたが、宮城県からも使用させていただいておりました衛星電話、こういったものも活用しながら情報のやりとりをさせていただきまして、3月2日には固定電話が復旧するという運びになりました。

それから、交通の方でございますけれども、これにつきましても東北本線が運転を取りやめということになりましたので、臨時運行バス、これを当初3月31日から4月4日まで松島駅から岩切駅間を運転させていただいておりました。それから、余震に伴って、またさらに東北本線が運転を取りやめたということもございましたので、今度は4月12日から4月20日まで松島駅から仙台市役所前の仙台市民広場の方にバスを走らせ、住民の皆さんの足に使っていただいたところがございます。

それから、ごみの方なのですが、これは大変今深刻な問題になっておりまして、ごみの集まってくる量に対して処理の方が追いついておりません。これにつきましても、今宮城県

とも協議を重ねているところでございます。今後宮城県も、最終的には県内を4ブロックに分けての第二次焼却施設を設置する方向で、今準備を進めていただいているところでございます。その間、宮城東部とも連携を図りながら処分の方を少しずつ進めていく、またはできるだけこの震災ごみをリサイクルに回すということで、今町は必死になって取り組んでおります。例えば、廃家電製品、それからコンクリートがら、これについてはもう既にリサイクルということで取り組んで処分を進めております。今後、これらに関してさらに考えていきたいのが、廃材、これをチップにして何とかリサイクルできないだろうかということで、その辺も宮城東部とも協議をしながら今進めているところでございます。

それから、仮設住宅等につきましては記載のとおり今件数で、一次、二次ということで、町の場合は今回アパート、それから空き家政策の方を着手しまして、それらについて取り組んでいるところでございます。報道でも皆さんご存じのとおりと思いますが、今回余りにも大きな被災件数でもございまして、仮設住宅の準備がなかなか進まないのが現状でございます。そういった点からもおきまして、住民の皆さんにできるだけ個人のプライバシーを守れるような空間を与えるというのが一番大事なことで考えますので、アパートないし空き家政策の方に町としては着手をし、住民の皆さんに情報提供をしているところでございます。

それから、その他の相談窓口につきましても、ごらんとおりでございます。罹災証明につきましては、今現在もう既に1,000件を超しております。そういったこともございまして、これらの被災調査については大変なボリュームになっているのが現状でございます。また、4ページになりますけれども、今後もごらんのような相談窓口を設けまして、住民の皆さんに広くいろいろな相談の受け付けをしていきたいというふうに思っております。

それから、(4)番になりますけれども、支援をいただいた皆様方の数字、量的にはごらんのような数字になっておりますので、あわせて報告させていただきたいと思っております。

私の方からは以上です。

○議長（櫻井公一君） 本日の議事日程はお手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、17番小幡公雄議員、1番緑山市朗議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（櫻井公一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（松島町長等の給与に関する条例の一部改正）

○議長（櫻井公一君） 日程第3、議案第40号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第40号

専決処分の承認を求めることについて

平成23年4月6日、松島町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりその承認を求める。

平成23年4月26日提出

松島町長 大橋健男

○議長（櫻井公一君） 説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第40号松島町長等の給与に関する条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震のため松島町の統一地方選が延期となり、町長の任期も延長となったことから、現在実施している町長の給料の減額もあわせて延長するため、松島町長等の給与に関する条例の一部改正について専決処分を行ったところであります。また、副町長の給料の減額についても、2月25日で終了となっていたものを再度実施するために一部改正をあわせて行ったものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 質問をさせていただきます。

今回のやつは、町長は当然延長になりましたのでいいのでありますが、副町長の給与ですね。

2月25日で終わったと。2月分の給与はどうしたのか、3月分はどうなったのか。4月も、ですから4月はどうなったのか。まず一つお聞きをしたいわけでありませう。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 副町長の分は、改正前が2月25日ということになりますので、3月分は当然100%というか全額ということになります。それで、4月分が、これが専決処分したのが4月6日ということで、給与の計算は職員の給与に準じるということになりますから、4月1日から4月6日、その分が100%。あとは、4月7日から4月30日が90%ということで、この計算の仕方も職員の給与に準じるということ、日割計算というか日数計算になっております。そして、5月以降は1割減の改正の条例の数値になります。以上です。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 副町長のは、2月25日で終わったのですよ。だから、3月分は当然100%になっていなければならないのでしょう。職員の給与の何は2月24日で終わるとするのは、これはどうなのでしょう。辞令が20年4月1日から23年2月25日ということは、副町長は25日で終わりだというふうなことで辞令を出しているのではないのですか。そのところを、ひとつはっきりお答えいただきますよ。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 私の説明の仕方がちょっと不十分だったのですけれども、2月25日までということですから、それ以降3月分までは100%というか全額です。ですから、適用になるのが4月7日以降ということになります。2月26日から4月6日分はそのまま、そのままというか減額しない100%。そして、4月7日以降が1割減の90%ということですよ。

それから、副町長は25日までの辞令というか期限ではないかということなのではすけれども、実際は議会の承認をいただいていますから、当然来年の10月までということになろうかと思えます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 2月25日までに、20年の3月4日ですか、提案されたのは、条例はですよ。2月25日までの給与の削減なのです。だから、町長は4月21日の任期までだと、こう書いているわけですよ。20年に条例を出したときはですよ。副町長は2月25日までですよと、わざわざ町長と副町長を分けてしているわけですよ。だから、副町長の辞令は2月25日までだったのではないのかと。わざわざ条例を出すときに2月25日にしているわけですよ。そうでなかったら3月31日までにするとか、そういうふうになっていなければならないのに、わざわざ2月

25日にしているわけです。条例ですよ。だから、その2月25日までしか任期はなかったのではないのかと。辞令に2月25日までと書いているのではないのですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 実際、実際というか、前に条例の改正のときには、今の大橋町長が給与を公約で2割減ということで、そのときには1年限りでやったと思います。その後、議会の指摘もありまして、1年ごととは等ということがありまして、そういう形を変えたと。

それで、今のご質問は、副町長の分がなぜ2月25日かという、これは今の副町長ではなくて、前奥山副町長の任期がそのままになっているということで、こういう日にちにしていたということです。それで、実際調べてみまして、実際日にちがいいのかどうかということも今回の専決の中で議論しまして、任期にするか在職期間にするかということで、今回の改正では一応日にちを入れないで在職期間と。今現在の、これでは施行の日において在職する町長、在職する副町長ということで当然個人名と、個人名というか、大橋町長と西村副町長が当然該当すると。その方の在職期間ということに改めました。日にちがいいのかどうかというのは議論の中でありまして、日にちを使わないで在職期間と、任期にするか在職期間ということでしたところなんです。

それで、繰り返しますけれども、改正前の23年2月25日というのは、前の奥山副町長が2月ということがあったのでこのような形になりました。以上です。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） それから、町長は任期が延びたからわかるのでありますが、特別職報酬審議会、この20年のときには特別職報酬審議会を開いているわけですよ。今度も開いたのですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 実際、町長、副町長の減額については、19年5月に一度1年ごとということで報酬審議会を開いて、その後議会の指摘もありまして、20年に改めて報酬審議会を開いております。その後、今回、報酬審議会の内容を見ますと、当然このような条例のときには開かなければならないということはありませんけれども、報酬審議会の内容等を確認しまして、それで今回は統一選挙そのものが、任期が自動的に延びるということもありまして、時期もありまして、報酬審議会は開かないで専決処分したと、こういうわけです。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） それは、最初から言わなければならないのではないのですか。いいですか、

特別職報酬審議会、2月14日に開いているのですよ。そして町長は、その報酬審議会では異議がないから答申されたのだと。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようって議会に出しているのですよ。副町長のは一回切れているわけでしょう。そして、100%を一回出しているわけでしょう。それなのに、副町長のはもう町長と一緒になのだ。議会で指摘をしなければ、あなたたちはしないのですか。おかしくないですか。

いいですか、2月14日でその減額が切れているわけですよ。だから100%出したわけでしょう。3月分は。そして、今度のやつは任期中だと、こう書いているわけですよ。特例期間中に退職した場合は、退職のときまで給料月額を副町長のときにはやるのだよと、こういうふうに言っているわけでしょう。そうすると、一回切れたのですよ。切れたのだから、やらなければならないのではないのですか。

あなたたちの考え方で条例は動くのではないのです。議会があって、議会の承認をもらって初めてあなたたちは動けるのですよ。そいつを勝手にして、議会はあと皆賛成するだろうと、こういうふうなことでは議会軽視につながるのではないかと。つながりませんか。ここは総務課長答弁ではないのです。間違わないでくださいよ。

○議長（櫻井公一君） では、答弁整理。

答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 私の後に町長か副町長の答弁があると思うのですけれども、事務方としては、当然議会の意見も重視して、19年のときにはいろいろ言われたということで、1年ごとではないということがありまして20年に開いたと。それで、私も改めて報酬審議会、それから議会の方の意見も取り入れていろいろ考えて、日にちではなくて在任期間にしたというつもりでございます。

ただ、2月15日で一回切れて、改めて開かなければ、一回切れたのだから。確かにそのとおりだと思うのですけれども、その時点では、3月の時点では、はっきり申し上げますと3月11日前の時点では、副町長が3月いっぱいということもありましたので、こういうそのままというかしなかったと。それで、今回こういう事情の中で副町長も在職するという形になったので、こういう形に事務方としては進めたところでございます。当初の町長の説明の中で、その経過を説明しなかったのは説明不足でありました。以上です。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 今回のこの内容につきましては、以前にご承認いただきました内容をそのまま踏襲しているということでございます。また、3月11日の震災があったという特別なケ

ースでございますので、そういったことを勘案して、私どもの方としては処置させていただいたということでございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） あのね、勘案って……。条例というのは、一回しゃべって、みんながいいと言ったからいいんだよというのなら条例はいらないでしょう。町長。わざわざ条例で、規制をしたりなんだりというのは条例でやるのですよ。それなのに、3月11日になったから副町長をかえられなかったわけでしょう。あっちで人事の異動をしないから。だからやったのに、それは別なんだ、そいつがあるからなんだよという理由にならないでしょう。あればあるほど、こういうふうな条例は定めなければならない。それでやっているのですよ。それでは増額したって同じになるのではないですか。みんな議会でいいと言ったのだから条例なんか何でもいいんだよと、こういうふうなことになりませんか。総務課長。事務方としては、事務的な処理を完全にして、そしてあとは町長、副町長がそれをどうするかというようなことをやるわけでしょう。

こういうふうな出し方をして、私が指摘しなければ、19年のときも間違いなかったのですよ。ずっと任期中やれるのだと。それはおかしいのではないかと私が指摘しているのです。そのときも。いいですか、そしておたくらは仕方なく、20年の3月4日に提出するときに条例を出したわけです。改めて。そうでなくていいと言っていたのですよ。あなたたちは。これはおかしいだろうと。そして、最後におかしいとなったのでしょ。そして出したわけですよ。

そのときに、だから、前にどういうふうな何があったのかわかりませんが、2月25日で切ったら、それで終わりなのですよ。そうすると、特別職報酬審議会を開いて、増額にするにしても減額するにしても、その議を経なければならないわけでしょう。経るとなっているわけでしょう。あの特別職報酬審議会を経てやりなさいと。それをしないのはおかしいのではないですか。

町長、どんな理由があろうと、だめなのはだめなのですよ。だから、それをしないでやるというのは議会軽視ではないのですかと私は言っているのですよ。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 確かに、その点は事務方として落ち度があったと思います。ただ、19年、それから20年の尾口議員さんからの指摘とかも考慮しまして、大橋町長の任期の間ということもありまして、議会の前の会議録もよく読みまして、改めて指摘があった内容等も検討をしまして、今回は日にちを入れなくて、何月何日と入れなくて、議会の意見を、指摘された

ことを考慮しまして、在職期間ということで、要するに大橋町長であれば大橋町長の在職の間ということに改めたところでありますので、議会軽視等は、逆に重視してこのように変えたと事務的には進めてまいりました。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） それはわかるのです。町長のは、20年4月1日から町長の任期の23年4月21日までですよという前の条例ですから。それと合わせたのだとすれば、だからおかしいでしょうということです。その町長のはわかったのですよ。特例があったんだし。特例があったのだからいいよと。特例のとおりいくよと。それで、そいつもこういうふうな特例で。だから、副町長のはおかしいでしょうと言っているのですよ私は。是認するのではなく、だめなときはだめなんだと言わなければならないのですよ。あなたたちは。おかしいのではないですかと言ったものに、おかしくないような答弁をしているわけでしょう。おかしいのではないですか。もう一回確認します。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 報酬審議会そのもののあり方というのはいろいろありまして、確かに言われれば、一度切れたものということでそれはありますけれども、報酬審議会の中で20年のときにも町長、副町長がそのままということがあったので、このような報酬審議会を開かないで、時期的なものもありましてこのようにしたということがあります。ただ、今後は、そういう条例は町の憲法ということがありますから、それを守って今後は進めていきたいと思えます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 何回も言うけれども、報酬審議会というのは議会ではないのですよ。議会は、それを受けて議会に出すのです。いいですか、そこを間違わないでくださいよ。報酬審議会の方が上ではないのです。報酬審議会の議を経て議会に出すと。報酬審議会はどんな審議をしていようが、議会で承認してもらわなければそのとおりにならないのです。いいですか、そこを間違っただけは困りますよ。議会が優先するのです。条例だから。そのところをもう一回、間違っているのなら間違っているのだといいなさいよ。報酬審議会の議会の審議内容を見て、私らは報酬審議会の議論の内容というのはわからないのです。その議事録も何もつけてもらわないわけですから。報酬審議会の議を経て議会に提出されたわけでしょう。だから、そういうふうなことだから、その審議会の内容だなんて我々に今言われたって仕方のない話で、そのところを間違えなさんなよと、こういうふうに申し上げているわけです。だから、間違

っているのならば、間違っていたからというふうなことにならなければならないのではないですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 報酬審議会の内容ということで、内容がこうだったというのは、事務方として審議の内容を、20年のを見て判断してこのように審議会を経ないでということがありました。思い込みというのもあったと思います。ただ、20年のときには町長、副町長はという審議の内容で、このように大震災の中で統一選挙が延長になったということで、審議会を経ないでと。ですから、審議会を経ないでよかったのか、いいのかなと思いました。

確かにここの中では、条例を議会に提出しようとするときはということで、例えば去年の人勧の中でも、私も議会にいまして、議員の期末手当とか、その分も減額の時も審議会を経ないということもあったので、それと同類ではないですけども同じような考えで今回審議会を経なかったということです。ただ、今後は条例の中身をよく熟読して進めていきたいと思いません。以上です。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数であります。よって、議案第40号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定しました。

日程第4 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（松島町国民健康保険条例の一部改正）

○議長（櫻井公一君） 日程第4、議案第41号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第41号

専決処分の承認を求めることについて

平成23年3月31日、松島町国民健康保険条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりその承認を求める。

平成23年4月26日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第41号松島町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

健康保険法等施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日公布、同年4月1日施行されることにより、松島町国民健康保険条例の一部改正について専決処分を行ったところであります。

改正内容につきましては、時限措置となっていた出産育児一時金額を恒久化することとしたものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数であります。よって、議案第41号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定しました。

除税条例の一部改正)

○議長（櫻井公一君） 日程第5、議案第42号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第42号

専決処分の承認を求めることについて

平成23年3月31日、松島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりその承認を求めます。

平成23年4月26日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第42号松島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日公布、同年4月1日施行されることにより、松島町国民健康保険税条例の一部改正について専決処分を行ったところであります。

改正内容につきましては、基礎課税額の限度額を51万円、後期高齢者支援金等課税額の限度額を14万円、介護納付金課税額の限度額を12万円としたものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 課税の限度額の引き上げと、こういうことになるわけですが、後期高齢者医療制度が導入されて以来、何か毎年のように上がっているような気もするのですが、この限度額のトータル、医療分と後期高齢者医療分、介護納付金分と、限度額、19年、20年、21年、22年、23年とこれはどういうふうに変化したのか、ひとつ教えていただきたいと思います。それから、この23年度の改正によりまして、影響を受ける世帯数がどういうふうに変化するのか、その点もお伺いをしたいと思います。

これは厚生労働省ですか、示しているちょっとこういうのを見てきたのですが、ここに「国民健康保険料（税）の賦課（課税）限度額の見直し」ということで、平成23年度の国民健康保険料（税）の賦課（課税）限度額については、中間所得層の負担軽減を図るため、22年度に引

き続き4万円引き上げるということで、ことしは4万円の限度額を全体として引き上げる、こういうことになるのですが、その限度額の引き上げが、なぜ中間所得層の負担軽減ということにつながるのか。本町では、そのことが中間所得層の負担軽減につながっているのか。その辺についてお伺いをしたいと思うのです。そして、この厚労省で言っている中間所得層というのは、一体どのぐらいの所得のところを言っているのか、それについても教えていただきたいと思います。

それから、もう一つは、今回限度額4万円の引き上げということですが、再三国保税の引き下げということを求めてきているわけですが、財源として基金の積立金がまだあるということを申し上げてきております。それで、基金の積み立てというものについてまだあると思いますが、この限度額をわざわざ引き上げなくても、こうした積立金の活用によって被保険者の負担を引き上げる必要はなかったのではないかというふうにも考えるわけですが、その辺についてどういうふうにご考慮されるのかということをお伺いしておきたいと思えます。

現在、この積立金がある一方で、また巨額の滞納もあるわけですね。結局、一生懸命この国保税を納めている皆さんに、またこうやって限度額の引き上げという形で負担をお願いすることについて、これは被保険者、特に一生懸命納めておられる被保険者に対してだけ負担を押しつけていくという、こういうことになってしまっているのではないかというふうに思うのですが、そのことについてどういうふうにご考慮されるかということをお聞きしておきたいと思えます。以上です。

○議長（櫻井公一君） それでは答弁を求めます。安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） まず、限度額の改正ということなのですが、国民健康保険税の場合、例えば保険税の負担能力が幾らあっても、受益とかけ離れた保険税を課税されることは望ましくないという考えの方から、国の方では一定の統計に基づきまして限度額を改正しているところでございます。

21年度前におきましては、国の方では一定のルールというか、被保険者世帯の5%を超えた場合はよく見直しということでやっていたところなのですが、21年度から国の方でも方向転換をしまして、5%のルールの要件もなくなりまして、将来的には協会けんぽの限度額、108万円が協会けんぽの限度額となっておりますが、それらを目指す引き上げを行うということで、22年度、23年度もこのような改正がされているところでございます。後期高齢の支援金制度につきましては、13万円から14万円ということで改正なされておりますけれども、たしか

介護納付金におきましては今回12万円ということで、スタートは9万円、それから10万円、12万円というふうな改正がされている状況でございます。

それから、今回の改正におきましての影響される世帯でございますけれども、今回限度額三つの改正でございますけれども、まず基礎課税額で申し上げれば、前年度の所得がまだ確定していない状況でございますので、仮に同じ所得になった場合ということでの計算でございますけれども、改正前の基礎課税額が限度額を超過していた世帯が前には50世帯ございました。今回の改正をした場合、51万円と改正した場合は46人の世帯が発生します。単純計算で、46世帯は1万円の増となります。残りの4人が、税額で100円から9,900円の範囲で増額となります。基礎課税額自体では、全体的には48万円の増額となります。

それから、後期高齢者支援金課税制度につきましては、改正前の限度額13万を超える世帯が94世帯でございます。改正後の14万とした場合は75世帯となります。単純にいきまして75の世帯が1万円の増額となります。残りの19人が100円から9,900円の範囲で増額となります。この影響を受ける方の金額が、84万5,000円くらい影響を受けます。

最後に、介護納付金課税額なのですけれども、改正前の10万円を超える世帯が45世帯でございます。改正後の12万円を超える世帯が21世帯となります。21世帯が、単純に2万円の負担増となります。残りの24世帯が、100円から1万9,000円の範囲で負担増となります。介護納付金で影響を受ける金額は54万円となります。

基礎課税額、後期高齢者支援金、それから介護納付金を合計しますと、前年度と同じ所得の場合が186万5,000円くらい負担増となります。

それから、中間層ということでございますけれども、中間層の所得は幾らくらいなのかということでございますけれども、一般的には300万の所得あたりが中間層ということでございます。

それから、国の方の試算で中間層の負担軽減を図るのだということで、松島町ではどのような負担軽減が図れるのだということなのですけれども、松島町の場合はただし書き方式というような課税で行っておりますので、所得が幾らの場合で何%、所得が幾らの場合は何%というような課税の方式ではございませんので、例えば所得が200万の方の場合は幾らの税額になるというような計算方式ではないものですから、一概に中間所得者の負担増が図られるというのは計算的にはちょっと出せないところでございます。

それから、今回の改正、積立金があるわけなものですから、改正する必要がなかったのではないかというような質問でございますけれども、今現在積立金は2億4,000万、まず財調積立

金がございます。今回の改正は、国の方の政令規定に倣いまして、国で定めた金額の認められた金額まで改正を行ったこととございます。以上とございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 全体影響額として186万5,000円ぐらいの負担増になると、こういうことなわけでありまして、先ほども言いましたけれども、一方で滞納している方がいらっしゃるわけですね。そのところをやっぱり一生懸命集めているのはわかるのですが、そういう滞納がある中でまじめに納めている皆さん方、この人たちがどんどん負担だけはふえていくと、こういう形になっているのではないかというふうに思うのです。これを医療分で見たときに、協会けんぽと同じにすると108万ですか。さっきの話ですと。ここまで限度額を上げていいですよという話になっていくわけでしょう、そうすると。大変なことだと思いますよ。そういうことであっては、本当に国保というこの制度自体が私は成り立たなくなるのではないかと思うのです。その点についてどういうふうに考えているのか。

国の方でも当然見直しをするということではあるわけですが、結局その国保の財源の問題を含めて保険料を引き上げていくべきなのだと、こういう考え方ですよ。国の方もね。ですから、どんどん国保税は上がっていかざるを得ないと、こういう状況になっているのかなと思います。特に、この国保税の引き上げの部分についてはこういうふうに書いてあるのですが、「市町村国保の法定外一般会計繰り入れや繰上充用については、市町村の政策的判断によって行っている部分もあるが、市町村国保の財政運営の健全化を図るためには、保険料引き上げ、収納率向上、医療費適正化など総合的な取り組みを行うことにより、段階的かつ計画的に解消していくことが望ましい」、こういうふうに書いてあって、結局保険料を上げなさいということなのですよ。だから、私は安易にこういう限度額の引き上げの問題も出てきているのかなと、こういう気がするのです。本当に国が国民の医療をどうしたいのか、どうやったらこの国民医療を安心して受けられる医療が実現できるのかということに、これではならないのではないかと、こういうふうに思うのです。

それで、毎回言っていますけれども、国保会計に対しての国の負担割合というのは今22%ぐらいでしょう。どんどんこれも下がっている。国が医療に対する責任を持っていないという、まさにその証拠だと思うのです。そのことについてどういうふうにまず考えておられるのか。そして、先ほど聞いて答えがなかったのですが、滞納が生まれていると。そのことについて、被保険者に対して負担を押しつけていくというやり方になっているのではないかと、そのことについてまたどういうふうに考えているのだということをお聞かせをいただきたいと思いま

す。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 確かに、国保の財政ということで、今お話ししたとおり、国の方でみる金額は指摘のとおり20何%という金額でございますけれども、今回の改正につきましては、これまでも行ってきた政令の改正に伴いまして限度額を改正を行ったところでございます。

それから、それと裏腹に滞納者の方も実質発生しているというのは事実でございます、その分滞納者の部分を、今のあれではその部分も見ての限度額が改正になっているのではないかとということでございますけれども、滞納整理については引き続き粘り強く当たりたいと思っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） それで、先ほど中間所得層の負担軽減を図るというふうに書いてあるのだけれどもどうなのですかという質問もしたわけですが、当然このグラフを見ると、中間所得層の負担軽減を図るため上限の限度額を上げるのだと。だから、上限の限度額で上がった部分、その部分については中間所得層の軽減が図られるような措置をとらなければならないというふうになっているのですよ。図を見ると。だとすると、4万円の限度額を引き上げた分を、所得割なり、資産割なり、あるいは応益割なり、その部分で調整して、負担軽減されるような措置を講じるべきだったのではないかという気もするのですが、いかがなのでしょう。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 中間層の負担軽減を図るということでございますけれども、先ほどもお話ししたとおり、松島町の場合は例えば保険料方式ではないものですから、保険料方式においては所得割の金額に応じて例えば税額が発生した場合、それを何%ということでございますので、松島町の場合は一律に所得に対しての所得割幾らというようなパーセントでございますので、今のお話でしたら、やっぱりそういう負担軽減を図る場合でしたら、所得金額が幾らの場合は何%というような感じの率があればはなるのかなと思いますけれども、先ほどから申し上げたとおり、本町におきましては所得の何%という計算になっておりますので、そういう中間層の負担をその上で見るというような、どの辺で見ているのだということなのですけれども、それはちょっと全体的な中でのものですから、はっきりあらかわせない状況でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） ただし書きでやっているからと言うけれども、ほとんどの自治体がただし書きなのではないですか。それなのにこれを出しているということは、限度額を引き上げた部分、中間所得層をちゃんと下げなさいということなのでしょう。私は、そういうふうはこの図を読むのですけれどもね。ただし書きですよ、ほとんどの自治体が。だから、課長が言っているのはちょっと当てはまらないと思いますよ、私は。

そういう意味で、やっぱり本来であれば、ここに書いてあるとおりですよ。国がそういうことを意図して本当に本気になってやろうとしているのだとすれば、今私が言ったような方向で応益割なり応能割なりを調整して、本当に中間所得層の保険料が下がるようにしなかったらおかしいじゃないですか。と思うのですが、いかがですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 確かにおっしゃるとおり、そういう負担軽減、もし中間層とか低所得者に図る場合ということなのですから、ご存じのとおり、私の方でも低所得者の負担軽減ということで、7割、5割、2割、法定的なやつでございましてけれども、それは導入しているところでございますので、それらにおいて低所得者の負担軽減は図っているところでございますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 所得の低い人たちの、それは軽減はしているのは当然なのです。ここで言っているのは中間所得層ですから、そこにほぼ当てはまらない人たちのところのことを言っているわけでしょう。だから、これは本来であれば、私はその部分も含めて見直しをされるべきなのだったのだろうと思いますよ。ここで言っていることが本当だとすればね。書いてあることが本当だとすれば。

だから、私はこれまでも何度も言ってきました。限度額を引き上げたならば、所得の低い皆さん方の保険料を引き上げていくことに必ずつながりますよと言ってきたのです。これまでも。結局、中間所得層の見直しをしない。限度額だけ上がっていく。そうすると、次は必ず所得の低い皆さん方の保険料も上がっていくという、こういう形になっていくのです。私は、だから手をつけないのです。中間所得層の負担軽減を図るなんてうまいことを言っているけれども、結局どの自治体も、その引き上げた分を中間所得層の保険税軽減になんか使わないですよ。それを、もっともっと医療費が上がったときのためにとっておくわけでしょう。言ってみれば。この値上げ分を。そうやって基金にため込んでいくという、そういうやり方になっているのです。そして、基金を取り過ぎていても返さないよと。結局、どんどん次から次へと負担をさせ

られていくという口実にしかなっていないでしょう。どこまで国民、町民は負担したら、この問題は解決するのですか、一体。

今、中間所得というのは300万ぐらいの世帯だと、こういう話がありましたけれども、松島町で300万以上の所得がある人というのは、21年度決算で256世帯です。残りの2,200世帯ぐらいは中間所得以下なのです。こういう人たちの結局保険料の値上げにつながって行って、滞納をまたつくっていくのです。そして、できた滞納を埋めるために保険料の値上げをされる。ここにいらっしゃる高額所得者の皆さんの保険料を限度額の引き上げにしていくわけでしょう。そうやってまじめに納めている人たちの保険料の値上げにつながっていくんじゃないですか、結局。こういうシステムをしっかりと変えていくということが私は大事ではないかと。そして、国がもっともっとそういう意味では国民の健康、医療に対して責任を持つという、その政治の姿勢が大事だと思うのです。

町長、最後にまた、これは何度も毎回同じことなので申しわけないけれども、でもこれはまたそういう意味で町長の考え方もお聞きをして、どうやったらこの国保の問題が解決できるのか。なかなか、もう県段階で国保を一元化するとか云々という、こういう議論もありますけれども、本当にそれで解決するのか、しないですよ。結局は、そうなるためにも保険料を上げなさいという指導を政府が今一生懸命しているわけですから。いかがでしょうか。その辺についてどうお考えか、その辺を最後に聞いて終わりにしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、町長。

○町長（大橋健男君） 日本の国の健康保険制度全体にかかわるお話として受けとめているわけですが、ご指摘の点については、ご意見として理のあるところも多々あるというふうに私も思っておりますけれども、国保会計の、今町単独でやっております、その中での健全財政といいますか、そういったところも勘案したときに、国の方針というものを町としても受け入れざるを得ないというところがありますので、ご理解いただきたいなというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。原案に反対者の発言を許します。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 今、質疑もさせていただいたわけですが、今もお話ししましたよ

うに、一つはやはり中間所得層の負担軽減策なのだと、こういう政府の方針のもとで、この限度額の引き上げというものが一面で行われているわけでありますが、本町においては結局のところ限度額の引き上げのみと、こういう形になって、具体的な引き下げということに至っていない。そのために、結局町民負担、186万5,000円が現時点、前年度所得で見た場合増額すると、こういう結果につながっているということになるかと思えます。まずこの点で、やはり政府方針で述べているとおり、限度額を引き上げるのであれば、そうした措置を当然講じるべきだったのではないかと、このように思うということでもあります。

それから、もう一つは、本町では基金積立金が、ただいま答弁にもありましたように、2億4,000万円余りの基金があるということですから、国の方で限度額を法的に引き上げても、一律にそれに沿わなければならないということではないわけであります。どこかの町でしたか、忘れましたが、今回の23年度の国保のこの限度額の値上げについて、国保運営審議会でご審議をいただいたら、国保運営審議会では「このような国保の状態の中で値上げをすることはだめではないか」と、こういうことで答申をされて、この限度額の引き上げをあきらめたと、こういう市も今年度生まれております。そういう状況でもございますので、私はやはりその積立金等も活用しながら、この被保険者にだけ負担を次々と求めていくようなやり方は行うべきではないと、こういうふうに思っています。

それから、最後にもう一つは、やはり国の国民の健康、医療に対する責任の問題です。ここが非常に軽くなってきているのではないかと。本来、国が果たすべき役割というのは、国民がやっぱり安心して健康に働ける、そういう状況をどうやってつくるかということだと私は思っています。しかしながら、国保会計に対する国の負担というものは本当に毎年毎年下がってきて、本当に22%を切るような、そういう状況になってきているということでありまして、私はそういう点ではもっともっと国の財政措置があるべきだと思いますし、保険者である市町村はそういう内容をよく国に伝えて、国に対して財政措置をやはり強く求めていくべきだと、このように思っている次第でございます。

以上のような点を申し上げまして、この議案第42号につきまして反対ということにさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。おりますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） ないようでありますので、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数であります。よって、議案第42号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定しました。

ここで休憩をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 再開を11時30分といたします。

午前11時17分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開します。

3番高橋辰郎議員がちょっとおくらせていますが、5分ぐらいおくれるという連絡が入っていますので、よろしく願いをいたします。

日程第6 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度松島町一般会計補正予算（第7号））

○議長（櫻井公一君） それでは、日程第6、議案第43号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第43号

専決処分の承認を求めることについて

平成23年3月28日、平成22年度松島町一般会計補正予算（第7号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりその承認を求める。

平成23年4月26日提出

松島町長 大橋健男

○議長（櫻井公一君） 説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第43号平成22年度松島町一般会計補正予算につきまして、平成23年3月28日で専決処分させていただきましたのでご報告申し上げます。

今回の専決処分につきましては、平成23年3月11日発生 of 東北地方太平洋沖地震に伴い、災

害救助費を補正するものであります。

歳出につきまして、4ページをお開き願います。

3款民生費、3項3目災害救助費、1節報酬につきましては、震災後のガソリンスタンドにおける給油時の町民の安全を確保するために出動した、交通安全指導隊員の出動報酬を補正したものであります。

3節職員手当につきましては、災害対応に係る職員及び管理職員特別勤務手当について補正したものであります。

8節報償費につきましては、夜間に届く救援物資の対応について作業していただいた謝礼について補正したものであります。

9節旅費につきましては、災害対応に出動した消防団員の費用弁償を補正したものであります。

12節役務費につきましては、震災後に発生した災害廃棄物処理に係る手数料及び避難所に設置した仮設トイレのし尿処理手数料を補正したものであります。

13節委託料につきましては、震災後に東北本線及び仙石線が不通となったことに伴い、松島駅から岩切駅間の臨時バスの運行に係る経費を補正したものであります。

15節工事請負費につきましては、震災に伴い被害を受けた道路等及び排水機場等に係る応急工事費を補正し、また津波により浸水した第一小学校の校庭に堆積した汚泥を搬出するための経費を補正したものであります。

28節繰入金につきましては、下水道事業特別会計の災害応急経費について繰り出したものであります。

歳入につきまして、3ページをお開き願います。

21款諸収入、5項2目雑入の臨時運行バス使用料につきましては、歳出でご説明しました臨時運行バスに係る使用料であり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

また、地震災害に伴い、長期総合計画第三次基本計画策定支援事業ほか14事業につきまして、3月31日までの完了が見込めないことから、繰越明許費を補正したものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 10番色川です。二、三質問させていただきたいと思います。

この中で、3節の職員手当2,950万円、その中に管理職も入っているというようなことで、震災以来不眠不休で、このように一生懸命町の復興を、この震災対策のために努力していただいたわけでありませけれども、この中でこれは全職員の何%ぐらいにこういう時間外手当が対象になるのか、それをまず。それから管理職手当なのではけれども、190万。これの基準というものは、そういうものをちょっとお示しをいただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 時間外が今回大幅にということなのではけれども、対象は、管理職以外の分が時間外勤務手当ということで、3月に専決したものでございます。それから、管理職特別勤務手当ということで、これは職員の給与に関する条例ということで、第16条の2で管理職員特別勤務手当ということで、その中で該当になる管理職がなっております。それで、その細かいところは、職員の給与の支給に関する規則のただし書きということで今回なっています。

今までですと、毎年の決算でも皆さんご存じだと思うのですが、管理職の特別勤務手当というのは今まではほとんどないような形だったので、今回は震災ということで、ほとんど3月11日から、これは22年度の補正予算ではけれども、3月下旬までにはほとんど土日も含めて休まないで勤務ということもありましたので、それ以外でも、条例というのは憲法とよく議会の方からも言われますけれども、これを遵守して管理職特別勤務手当が今回補正で専決したものでございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 管理職、こういうふうには190万出たと。それから、職員が2,500万ですかね。そういうふうには。すると職員の何%、全部が対象になったわけですか。どのぐらいの割合だったのですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 一応職員の中で、時間外は先ほど申しあげました課長とか班長以外の方々のほとんど100に近いと。なぜかという、産休とかそういう方は違うよというのは当然わかりますけれども、そういうその時点で休まれている方とかは対象外ですから、ほぼ職員で出勤している方は100に近い形で該当になっていると。

それで、実際ちなみにこの金額が……。まあ、いいですね。対象は、ほぼ100に近いということでは。

○議長（櫻井公一君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） このように、ほとんどの職員がこの対応に、震災に当たったというよう
なことでありますけれども、この期間中、本当に職員、見受けるにつれて、ほとんど休んでい
ない職員もいらっしゃるのかなと思っておりますけれども、本当に実際総務課長もまず休んで
いない、そういう非常に健康状態が心配なのですよ。そういうことで、本当に休んでいないこ
の1カ月間、何人ぐらいいるのか。総務課長も1日、2日しか恐らく休んでいない、休んでい
ないかもしれないのですけれども、町長、副町長は別にしまして職員の中で休んでいない人、
そういう人はいるのですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 実際これは22年度ですけれども、23年も含めて、きょう現在で休ん
でいない方ということですが、休むのが丸一日という考え方であれば、24時間と考えれ
ば、私が知る限りは1名はほとんど丸々24時間は休んでいないという方がいます。ただ、その
方は、早く帰ったり柔軟に対応をしております。それから、私も、何日かという2日か3日
くらいは休みましたけれども、あとは出勤していると。管理職の方はほぼそういう形で、3月
中はですね。ただ、管理職で言えば当然夜勤というか泊まりも、3月は大体3人くらい夜は必
ず泊まるようにしていました。3月11日から数日間は総務管理班を中心に泊まりましたけれど
も、それ以降はある程度余震もおさまって3名体制でと。それから、4月以降は2名体制と。
そして、つい最近からようやく1名体制です。

本当は、4月7日の地震の前ですが、泊まりの夜勤の表を前の日に体制を縮小しようとなっ
たのですけれども、7日にああいう余震、あれは余震というそうなのですけれども、あの地震
が起きてちょっと2名体制で泊まっています。

ほとんどあとほかの職員の方は、4月以降は、その所管ごとにはよりますけれども、当然休
日、土日は優先的に交代制で、衛生管理とか管理もありますので、強制的というか順番に休む
ようにはしております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） それで、このように若い職員もいっぱいいるわけでございますけれども、
こうやって休んでいない状況がずっと続きますと、やはり体の健康の面が非常に心配になっ
てくるわけですね。ということで、この震災後、体の調子が悪くなったとかそういうふうにし
て休んでいる職員とか、この震災後ですよ。これに起因して、そういう職員はいらっしゃるの
でしょうか。そして、もしいらっしゃれば、そういうちゃんと診察とかなんかということで医
者に行っていると思うのですけれども、その辺の健康管理のチェックなんかはどうなさってい

ますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 確かに、3月11日以降、体調不良の方はいらっしゃいました。それは、特に上下水道の上水道の方がいろいろ復旧に時間を要したと。水道事業所の方で、上水、下水一緒になって事業を進めたというところの中で体力的にもきつかったのかなということで、1名の方が体調不良と。今は回復しておりますけれども、そういう形で調子が悪くなったと。それから、直接この震災もありますけれども、ほかの方もう一名はこれが直接ということではないのですけれども、間接的に具合が悪くなって二、三日休んだ方もいます。

そういう中で、今回は予想しなかった被害ということもありますけれども、今後の職員管理もありますので、途中で、町民の方々、例えば上水であればいろいろありますけれども、途中1日中間的に、1週間に1回とか震災後は休むようにしております。ただ、住民の飲み水とかそういうのは優先なので、それも考慮しながら対応してきたところでございます。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） こういうことで、2人の方ですか、ちょっと体調を壊したというようなこともあります。震災、まだまだ尾を引くかなと、こう思っておりますので、町長、この辺も職員の健康管理をちゃんとしながら、これから町民のために努力して行ってほしいなど、こう思っております。

それから、15節の工事請負費、第一小学校。課長、校庭に泥、あのか、3・11の45号線のずっと泥が入ってきて、校庭の方にも入ってきたのかなと、こう思います。それで、その集積泥をよけるということに、この補正予算なのですけれども、議会からこの泥に関して、排除したときに粉じん対策というようなことで提案させていただきまして、さっき副町長が駐車場、それから国道45号線の高圧洗浄をやるというような答弁をいただきました。

今、石巻の方でも肺炎が非常に多いと。この泥と、それからダンプカー、トラックのほこりで、今までにないような肺炎が多くなっているよと。まして小学校です。こういう泥の粉じん対策について、やはり駐車場、国道45号線と同じように、子供の健康をやっぱり心配されるわけですよ。そういうことを含めまして、なかなかあそこはコンクリートでないものですから、泥の洗浄といったって、これは大変なことだと思います。「どうやって洗浄するのや」というふうなこともあると思うのですけれども、その辺お考えありますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 一小的の泥の件でございます。

一小的校庭は1万600平米ほどあるわけですが、7割ぐらいがこの津波の影響で泥が入ってきたということでございまして、22年のこの専決予算で排泥させていただいたということでございます。それで、細かいところまでじゃあ排泥できたかという、それはまだできていない状況にはあるというのは確かなことでございます。

それで、一小的校長とも話をしたのですが、この泥に限らず粉じん対策、通学路も含めた粉じん対策ということでお話をさせていただきますと、通学路をまず変えるというのはなかなか至難だということで、マスクをしたり、うがいをしたり、手洗いをしたりという、個人が防衛する手段をお教えしたいということでやっていきたいのですというふうなことでしたので、私どもとしてはそういった方向でやらせていただいていると。

それで、次に出てきます23年度の補正予算の中では、第一小学校のこの泥を除去しただけですので、もとに戻す作業ですね。周りも含めてきれいにして、そして今度は砂が飛ばないように、第二小学校と同じような、クレイ舗装というのですが、土の舗装なのですけれども、こういったことで施していきたいというふうに考えています。以上です。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） そういうふうに、子供たちの健康をよく管理していただければいいのかなと思います。

それでは、ちょっともう一点なのですけれども、ここには載っていないのですけれども、仮設住宅ですね。これはどこで聞けばよかったのかなと思いましたがのですけれども、議長、いいですか。ちょっと載っていないのですけれども。

○議長（櫻井公一君） 23年。

○10番（色川晴夫君） ああ、そうか。では、そのとき。はい、わかりました。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございませんか。17番小幡公雄議員。

○17番（小幡公雄君） 17番小幡です。

今のに関連して、ちょっとお尋ねしたいと思います。

先般、ボランティアについて1分ぐらいでご高説を賜りましたけれども、私が質問したかったのは、まずこの予算で未曾有の大災害ということなのですけれども、返納を申し出された職員の方はおられますか。まず一つ。

○議長（櫻井公一君） 職員手当を返納された方はおられますかということの質問であります。

答弁願います。答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 返納というのは、職員の方がですか。（「ボランティアでいいよ

と」の声あり) 基本的には、職員の中でボランティアでいいよと返納という申し出はありません。実際、ボランティアとして職員がする場合は、改めてボランティア制度の中で休んで別個にということで、町外とかそういうボランティア活動というのはあります。ボランティア休暇と通常言うあれで、時間外とかそれを返納とかそういうのはありませんでした。

○議長(櫻井公一君) 17番小幡公雄議員。

○17番(小幡公雄君) 次に、こういった費用というのは、県内全域、全市町村で出されるものというふうに理解してよろしいでしょうか。県を含め、こういう災害の時間外手当。

○議長(櫻井公一君) 答弁、西村副町長。

○副町長(西村晃一君) 基本的に時間外手当、労働基準法上決まっているものでございますので、各自治体ともそれに応じて時間外手当は支給されるものというふうに考えております。

(「今回も」の声あり) 当然そういうことになると思います。

○議長(櫻井公一君) 17番小幡公雄議員。

○17番(小幡公雄君) はい、わかりました。

それで、最後になのですが、判断しかねると思いましたので他町村のことも聞いてみたわけですが、町内にはあと臨時職員がいるのですが、この方たちは今回の災害で時間で帰っていいよというふうになったのか、手伝ったのか、その辺をお聞きします。

○議長(櫻井公一君) 高平総務課長。

○総務課長(高平功悦君) 災害の期間に、ほとんどの方は、ほとんどというか大分の方は時間ということで帰っていただいたと。ただ、一部の方は必要と認めて、その分で一部の方が臨時職員でも災害のときに手伝っていただきました。

○議長(櫻井公一君) 17番小幡公雄議員。

○17番(小幡公雄君) その方々に対する費用については、どのような内容になっているか教えてください。

○議長(櫻井公一君) 臨職に対しての費用はどうなっていますかと。高平総務課長。

○総務課長(高平功悦君) その時間の範囲内で勤務された方という、臨時職員のことですよね。あとそれプラスアルファの分は、ちゃんと手当の方でなっております。(「割り増しで」の声あり) はい。

○議長(櫻井公一君) 17番小幡公雄議員。

○17番(小幡公雄君) それも同じように割り増しで支払われているということであれば納得いたします。

それから、もう一つなのですけれども、この災害で、例えば同じ臨職でも町営バスの運転士さんとか、本来ならガソリンもなくて足がなかったのも、できるだけ町民バスは回せばよかったのになんて私は思っていたのですけれども、そういう休業になった部分についての補償は、例えば1カ月臨職で運転士さんは何ぼと決まっているのに、そういうお支払いも手当はついていっているでしょうか。その辺もお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 一応、町営バスの方は、道路等の破損とか通行上支障があるということで、しばらく運休になっております。それで、町営バスの運転士さんはどうなのかということだと思っておりますけれども、一応町営バスは時間的な管理で支給になっていると。では、休業補償はということだと思っておりますけれども、今回はその分は支出しておりません。あくまでも時間的に運行した時間、前と同じような考えで休業補償は支給しておりません。

○議長（櫻井公一君） 17番小幡公雄議員。

○17番（小幡公雄君） では最後に、今の休業補償について、町長はどうお考えになりますか。そのバスの分です。バスの運転士さん。例えばの話ですけれども。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 通常の給与の方式、つまり時間給で支払っているということですので、特段休業補償は必要ないというふうに思います。（「終わります」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございませんか。14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 工事請負費のところ、ちょっと若干聞きたいと思っております。

災害の復旧工事になっているわけでありましたが、この中で第一小学校の校庭等もあるわけでありましたが、先ほど課長からありました、通学路の問題等があったわけでありましたが、今この通学路は安全だと思っているのでしょうか。調査した結果を教えてください。

○議長（櫻井公一君） 答弁、亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 3・11前と安全度の面でどうかというご質問だと思いますが、最低限の安全策はとらせていただいていたというふうに思っています。4月21日が始業式でございましたから、それまでの間に通学路になるところについて、支障のある場所については通学路の若干の変更をしたり、それから必要箇所については先生がついて指導をしたりということでやらせていただきまして、安全策は講じたというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 第二小学校の通学路にあるわけでありましたが、小森地区のところなので

すが、あの場所等について今崩壊寸前の建物があるわけでありまして。そこを通っている通学の生徒は、今は怖くて親と一緒に通学しているというような状況等を踏まえているわけですが、その辺父兄からも私も受けております。そうしますと、今の通学路として安全だと課長は思いますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 小森地区の、大谷石を積んだ倉庫をお持ちの方のところの件だと思います。

それで、始業式前にこのお話を父兄の方からもいただきました。私どもでも確認をさせていただいて、学校と協議し、あの場所については通学路の変更をさせていただきました。一度45号の方に出て、45号の歩道をずっと通って、浄化センターの前の高城川の土手を通って二小に向かうということで、あの場所は通らないということで、始業式前に文書で図面をつけて学校から渡させていただいて利用をしているということでございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） そうしますと、今その地権者の方はどのように考えているのでしょうか。また、その通学路を変更することによって、今の場所は本当に安全なのでしょうか。そこだけ確認します。

○議長（櫻井公一君） 答弁、亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 地権者の方の意向は私どもでは確認はしておりませんが、地権者にもいつの段階でやりたいという気持ちがあっても、業者さんが来ていただけないという事情もあると思いますので、私どもとしては避難回避したというふうなことです。避難回避の条件として、先ほど申し上げました、通学路を変更させていただいたと。

通学路については、歩道が全部ありますので、安全面では確保できていると。ただ、少し延長が長くなりましたので、子供たちは長く歩く距離が出てきたかなというふうには考えています。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） そうしますと、地権者との協議はまだ進んでいないということですが、これは町長、地権者との、こういうふうな危険な場所等のそういう建物等の地権者との協議は、どのような方向で今後進めていく考えなのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） ここの小森地区もしかりなのですからけれども、ほかの地区でも危険な

建物があるということで、できれば個人所有ということもありますので、基本的には個人でやっていただくというのが前提になりますけれども、基本的にはできるだけ早くやってほしいと。もし業者がないのであれば、こちらでもお願いして、できるだけ早くしたいという方向では一応させていただいているというのが現状でございます。

なかなか入れないというのは、いろいろな事情があるというところだと思います。金額的な部分もありますし、業者の手配もということで、両方あるのだろうなというふうには考えられますけれども、できるだけ早く措置したいと思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 先ほど、教育委員会の文書では、地権者とは協議をされていないということですから、そういう点では早急に、これは必ずしも通学路だからという子供さんだけの安全ではなくて、一般住民等もそこを通るわけですから、その段階での危険性を伴うものであれば早急にやっぱりこれは進めて、地権者との協議を進めてきたと私はそう思っているわけですので、早急にここは進めていただきたいと、そのように思うわけであります。

それからもう一点なのですが、その安全対策等についてであります。愛宕山の崩壊等を含めると、あそこに下に住んでいる住居の方もありますが、そういう点での協議と、また愛宕山の崩壊等についてはどのように考えているのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 23年の3月11日の地震と4月7日の地震とを、少し分けて物事を考えていただければと思います。では、答弁を求めます。中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 愛宕山の方の北斜面になると思いますけれども、これまで一応県の方にもお話をしたのですけれども、急傾斜地で愛宕山の45号線側ですが、住宅が一応基本的に補助事業でやっている部分について、5戸以上という部分がありまして、向こう側につきましては該当になるのかということでお話しさせていただきましたら、該当にならないという部分が県からの回答をいただきましたので、地権者の方、それから下にいる方、マツザワさんという方になりますけれども、その方ともお話しさせていただきました。基本的には二次災害が及ぶ可能性がありますので、こちらであそこにトンパックなり、あるいは溝を掘って、そういうポケットをつくって落石をそこで防ごうという形では、今のところまだ工事にはちょっと入れない状態なのですけれども、そういう考えで一応地権者にはお話ししているということでございます。

できるだけ早急にやりたいのですけれども、ほかの部分もいろいろありまして、ちょっとかかれなかった部分もありましたので、そういった形では早急にやりたいというふうにと考えると

でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 今のその件なのですが、最終的にはそうすると急傾斜地でないのですということですが、そうした場合は最終的には地権者が責任を持って、この工事をしなくてはならないということに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 基本的には民地ですので、基本は一応本人の所有者がやっていただくというのが原則という形でございます。ただ、今みたいにもう二次被害が及ぶのではないかとわかっている部分がありますので、そういった部分は町でも一応そういう面は無理といった部分には、ある程度入っていかなければならないというふうな部分がありますので、先ほど言ったポケットをつくると、そういった部分については町でやりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） 何点か、23年度の補正予算にも絡む部分もあると思いますので、後で皆さんに質問していただければと思います。

まず、最初の報酬関係と絡めて、実際この災害で、この松島町の災害対策本部というのはどういう形で作られて、どういう機能を果たされてきたのか。だれが指示系統をやってきたのか。何か、ばらばらに見えてなりませんので、どういう指導体制で作られてきたのか。

それから、3月いっぱい退職された課長クラスの方々初め、6名だったですか、退職者の方もおられたわけですが、この災害の中で、このままで退職されていくことに大変心残りがあったのではないかなと思います。よその町は、被災地はほとんど再雇用をして、今までの経験や体験を十二分に発揮されている町、退職予定者が退職を延期して町のために復興に大活躍されていると聞いておりますが、松島町はそれをなぜなさらなかったのか。人が余っていたのか。その辺も含めてご答弁をいただきたい。

それから、ガソリンスタンドの関係であります。町が、町内のスタンドをほとんど緊急災害という名のもとにガソリンスタンドを閉鎖した状態で、緊急車両しか油を入れさせないような状況をつくって、そこに指導隊を初め町職員まで張りつけて町民を排除してきたように見えるわけです。私は、町内のガソリンスタンドで1リッターもガソリンを入れることができませんでした。この緊急事態に、町民の方々も病気やいろいろな事態が発生して、病院にもガソリンがなくて行けなかった人も多々いたと聞いております。そういったことを町は、連絡網もなか

った関係上知っていたのか。そういったところに公用車を配置して、病院の搬送やなんかの仕事はされたのかどうか。何件かそういうことはあったのか。その辺の確認であります。

松島町にガソリンスタンドは五、六件あるわけですが、それを何で町が全部押さえたのか。自分たちだけ、庁用車だけです、のうのと走っているのは。そっちこっちね。仕事の関係も含めて、いろいろ事情のある町民はいっぱいたったのですよ。よその町に行って、5時間も6時間も並んでガソリンを買って、それでいろいろな緊急の仕事の配置やなんかをやった人たちがいっぱいいるわけです。町民から、大きな問題として提起されているわけです。なぜそこまでしてしまったのか。町民にもある程度の配慮をされてよかったのではないかなと思うのですが、その辺の考え方。

それから、工事請負の関係であります。緊急ということで、どういう指示系統で業者さんにいろいろな仕事をさせたのか。23年度の補正予算の関係の工事の関係もありますけれども、一業者、ボランティアで緊急の災害復旧のためにいろいろお手伝いされた業者もあるようでございますけれども、その他の業者との協議、こういう緊急のときに大きな力を発揮されている災害防止協議会との協議は災害発生時にされたのかどうか。災害対策本部の中に、代表の方初め委員として常にその会議の中におられたのか。その辺の確認をさせていただきます。以上。

○議長（櫻井公一君） それでは答弁を求めます。櫻井危機管理監兼環境防災班長。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） それでは、私の方から、災害対策本部の内容について説明させていただきたいと思っております。

まず、災対本部につきましては、町長を本部長といたしまして、庁舎内の課長並びに消防署、消防団、社会福祉協議会、それから今議員からもご指摘がございました災害防止対策連絡協議会の代表の方等に入らせていただきまして、まず情報の共有というのが大変重要になってくるものですから、これらについて入らせていただいております。

当初一番お話になったのは、給水関係、それから炊き出し、避難所の安全管理、そういったものについて情報を共有するというのが主な内容でございました。それから、道路の通行どめ箇所、そういったものについて消防の方にもきちっと把握していただくということで、話題をきちっと整理させていただいたということが続いております。

3月20日までは、この災害対策本部会議なのですけれども、朝7時と2時の1日2回開催をし、刻一刻と色々な変化がございましたので、それらの内容について共有していただいたということになっております。その後につきましては、毎日朝8時から情報を提供し、それぞれ問題提起があったものについて整理をさせていただき、その日の内容について取り組んできた

というのが現状でございます。

私の方からは以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 私の方からは、先ほどお話ありましたガソリンの件についてです。

今回の対策本部の中で、私の方には、そのガソリンというか燃料ですね。そちらの方を窓口として対応するよというところがありましたので、私の方からお話をさせていただきます。

ガソリンということですのでスタンドの話でさせていただきますと、まず11日に被災があつて、12日に動く。その段階で動かすのに、まず公用車、それから消防団の車、あらゆる公用車ですね。それから作業用、工事、水道事業者なんかでやる復旧する作業用等々のガソリンをどうするかということで、災害が起きるということがわかっていたわけではないので、車の中にそこへ来る分が入っていなかったということで、これらの関係するスタンド、町内にあるスタンドを私の方で全部回りまして、こういう緊急車、電気も来ないのですけれども、手動式のくみ上げのやつがありますが、協力していただけるかどうかということでスタンドを回らせていただきました。

そして、このときにまず電気が来ていないわけですから、そういう作業で各スタンド、ところがスタンドには残量がありまして、残り少ないというところもありました。そういうことで、各スタンドにお願いをして、公用車、消防自動車から消防団の車から、それから工事用、復旧水道入っています。それも含めて各お願いをさせていただきました。ということで、電気が来てもお願いをして歩いたわけです。

ただ、ここで、先ほど閉鎖しているという言い方をされましたけれども、一般の方については、私どもの方としてはおあげしないでくださいと言っているわけではありません。これは、スタンドの入ってくる量、それから電気が来たかどうか、それから見込み、あの当時ですと入ってくる見込みがないような状況もありました。そういうことで、その辺の判断については行政サイドではなくスタンドサイド、向こうにお任せしていたのはあります。そういうことで、各スタンドが対応していたのかなと思います。

ただ、毎日私の方も使った量、それから残数量、それからスタンドがいつ量が入ってくるか、そういう情報を得ながらやってきました。そういう中で、出光系が少し早く入ってきた経緯もあるようですけれども、そういうことで各ガソリン、それから軽油、灯油等々も同じように対応させていただいております。

実際、役場の方で、行政サイドでスタンドを一般の方に開放しないでくださいということで

はなく、その辺は入荷の見込みと残数量をあわせて、それから行政サイドも1日どのぐらい使うか。何千リッター使うというのもお話をさせていただきました。そういうことで、ご協力いただけたところを、随時時間等、そういうのを各スタンドでお話をさせていただいて決めさせていただきました。それを対策本部の中で報告しながら順次進めてまいりましたということがあります。以上であります。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監兼環境防災班長。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） それから、太齋議員さんの方から、病院関係の、そういった方々の燃料に関する対応はどうだったのかというご質問がございましたけれども、まず松島消防署ともすぐ打ち合わせをしたのが救急車の燃料の確保、それからあとは人工透析の関係で、中山クリニックをどうしても稼働させなければならなかったということで、発電機、そういったものの対応、それに関する燃料。それから、松島病院に電源車を持っていきましたので、これらに対する対応。それから、避難所で酸素吸入をしている避難の方が何名かいらっしゃいました。この役場の3階の会議室にもいらっしゃいました。そういった方々に発電機をすぐ対応させなければならないということで、発電機を回収しまして、そしてその燃料をとにかく維持しようということに努めさせていただきました。

そういった面での患者に、それから災害弱者、そういった皆様方に対する対応は、一応頭の先に最初に置いて対応させていただいたということだけは、ご報告させていただきたいなというふうに思います。以上です。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 災害防止協議会との業者の指示系統みたいな話で一応ご質問があったと思いますけれども、基本的には、災害が起きまして、対策本部会議の指示下だということ、その後建設課の方で災害防止協議会との毎日協議ということで、本部の意向を受けまして、どこをやっていくかといった部分で防止協議会との話をして、工事に入っていただくという体制をとりました。ほとんどの災害防止協議会に入っているメンバー、これは水道事業所にかかわる業者以外の方になりますけれども、会長を中心に建設課の方で協議をさせていただきまして、入っていただいたということがございます。

災害防止協議会に入っていない方も町内にいらっしゃいますので、その方たちにも手伝っていただかないと何ともしようがありませんでしたので、その方にもお願いをいたしまして入っていただいているということで進めさせていただいております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 私の方からは、退職者の関係でございます。

3月31日付で定年退職された方、課長級管理職3名、一般職2名ということで、5名の方々がいらっしゃいました。

それで、他の市町村におきまして、再雇用という制度を用いて再雇用した事例があるということは承知しております。本町におきましては、その中で1名の方に、臨時職員ということで町民福祉課の方で勤務して現在いただいております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） おおむね答弁になりましたが。はい、12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） 時間も大分経過しましたので、災害対策本部長として、すべての事柄について指示はされたのですか。本部長殿。その辺、関係班長さんのお話だけではちょっと見えない部分がありますので、本部長としてすべてのことにかかわり指示をされてきたのか、その確認をさせていただきます。

スタンドの関係ですが、このような状況の中で、確かに右往左往する部分もあったとは思いますが、やはり町全体のいろんな事情も勘案して、いろんな配慮も町がすべきではなかったのかなと思います。業者の判断、在庫云々の話は聞こえておりますけれども、長い期間そういう状況に置かれて、それこそ町を離れて他町村まで走って燃料を求めていろいろ苦勞をされた町民の方々。ですから、今回のこの災害の関係についてはいろんな見直し等もあると思いますし、これから我々も特別委員会等で町当局といろんな協議をしていかなければならないと思います。そのときには、やっぱり新しい形の、今すぐ災害が来るのだという認識のもとで、ぜひやっぱりこういったことを考えていただければと思いますし、議会に対するこの災害の報告が1カ月たってからの内容説明、確かに途中ではいろいろチラシ等でお示しはされたのですが、我々議会としてはもっと踏み込んだ内容を知りたかったのは現実でありますし、その災害対策本部の中で議長だけが入ってやられてきた本部のようではありますが、我々一般の議員には何も見えなかったのが現実であります。その辺も含めて、午後からの23年度の補正の中で議員の方々から、やっぱり思っていること、考えていたことをしっかりと意見を述べていただければと思います。

○議長（櫻井公一君） それでは、災对本部長としての所見を伺います。答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 災害対策本部長として、災害対策本部の会議にすべて出ましたし、また常に災害対策本部にいて、危機管理監、その他関係課長と連絡を常にとっております。

各課レベルの会議等、打ち合わせ等はあったかと思いますが、それは私は出ておりませんが、それは当然災害対策本部の考え方、判断に基づいて、全体を通して行われたものとい

うふうに私は思っております。

○議長（櫻井公一君） それでは、ちょっとここで皆様にお諮りします。

これで昼食休憩に入りたいなというふうに思います。ただ、再開の時間でございますが、本来であれば1時間ぐらいの休憩で、13時20分再開というふうにお話を申し上げたいのでありますが、2時から瑞巖寺で今回亡くなられた方々の供養をやるということになっておりますので、そちらに議員全員、執行者も含めて出席するような形になっております。

それで、一応議長とすれば、同一行動をとるために1時20分、ここで再開をしまして、その後すぐ休憩をとって瑞巖寺の方の供養にお伺いをし、それが終わり次第速やかに戻っていただいて議場で再開をしたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） それでは、そのような形で、時間を克明に打つことはできませんが、速やかに再開ということでお願いを申し上げます。

それでは、昼食休憩に入ります。

午後0時20分 休 憩

午後1時20分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

12番太齋雅一議員であります。午後から、1時半から、塩釜消防事務組合の監査があるということでございますので、こちらの会議を欠席しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、午前にお話し申し上げましたとおり、きょう2時から陽徳院本堂におきまして、東日本大震災物故者慰霊法要が行われる予定になっております。そちらにご案内が来ておりますので、全員で移動をしたいと思っております。そのために、一応本会議をここで休憩をとりたいと思っております。

再開は、こちらの法要が終わり次第速やかに開催するというところでございますので、そのようにしたいと思いますので、よろしくお取り計らい願います。

それでは休憩といたします。

午後1時21分 休 憩

午後2時50分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

皆様、ご苦労さまでございました。

それでは、議案第43号の一般会計補正予算の専決処分の承認を求める件についてを再開いたします。

質疑を受けます。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 皆さん質問したので余りないのでありますが、ちょっと使用料ですね。臨時運行バス使用料、32万4,000円の収入があるわけでありましたが、委託料26万8,000円しか、あとはかからなかったのかどうかお聞きをしたいわけであります。

○議長（櫻井公一君） バス運行料について。答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 委託料で臨時運行バスで26万8,000円、1日分で、使用料、収入の方で32万4,000円ということですね。（「そのとおりです」の声あり）はい。実際は、使用料の計算、収入の仕方で、全席満席ということで予算をつくったところでございます。実際使用で支出されたのは、委託料の26万8,000円分となります。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、町はもうかったというふうなことですか。災害で。

それから、もう一つであります。これは3月28日に専決をしているわけでありましたが、東日本大震災に伴う被害の状況の中で、交通として町民バスの運行ですね。鉄道がだめだったのでバスの運行は4月1日からですと、こういうふうになっているわけでありましたが、これは3月28日現在の収入と支出というふうなことでいいのですか。3月28日に専決しているのですよ。ちょっとその辺はどういうふうになっているのかお聞きをしたいわけであります。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 22年のこの専決事項なのですけれども、雑入のところで使用料ということで32万4,000円、これは予算上このように作成して専決したと。では、実際幾ら入ったかという、3月31日、1日だけ運行しています。3月31日から4月以降までと。そして、この分は3月31日の分。それから、実際収入は入ったのは12万3,500円。実績は、12万3,500円です。ただ、専決上の予算の歳入の積算の仕方で32万4,000円で積算したと。実際は、12万3,500円ということになります。

それで、実際運行した日は、3月28日付で専決しておりますけれども、23年度分では3月31日、1日分だけの収入と支出になっています。それから、4月1日以降の分は、23年度の予備費の方で、先日の全員協議会のとときの資料の3の方で財務課長が説明していますけれども、4月1日以降の分は4月……。要するに、実際あったのは3月31日から4月4日分で、23年度分

は4月1日から4月4日分が94万5,000円。その後4月7日に地震がありまして、改めて臨時運行バスということで、4月12日から4月20日ということで23年度です。以上です。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 予算というのは、今総務課長が言っているのと違って、22年度の専決ですから、28日に専決したのならば、29日から30、31と3日分しか本当は予算として上げられないわけでしょう。32万4,000円を予算計上したけれども、1日しかしなかったと。だから、このバス、そうするとこれも違うのですか。実際は3月31日もやっていたと。4月1日からしかここに書かれていない。3月31日から4月4日まで、こういうふうなことになっているのでありますが、この1日だけしかしなかったと。28日に専決したけれども。28日に専決したけれども、29日からは発車しなかったと。31日だけだと、こういうふうなことですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁整理、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 22年度一般会計補正予算、議案第43号の分は、3月31日の分だけの歳入と歳出です。（「それはわかるんだって、3月は22年度の方だと」の声あり）はい。そして、収入の分も、実際はその日の分だけと。それで、会計年度の原則の方で、4月1日以降の収入と支出は足りない分は予備費でと。あとは決算上ですね、4月1日以降分の収入は決算の方では入ると思うのですけれども、では実際、23年度分の予備費で臨時バスを運行した分で実際幾ら入ったかというのと、4月1日から4月4日分は23年度の方の決算になりますけれども、43万2,000円。あとは、4月12日以降は100何がしという形になっています。だから、会計年度はきっちり分けてやっております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、それはわかるのですよ。3月31日で22年度というのは終わりだから。ただ専決したときに、28日に専決しているのだから、実際にはそれは後にしているのかもしれないけれども、28日に専決したのならば何日分だというのはわかるわけでしょう。32万4,000円入るのか入らないのかという問題ね。

それはそれとして、この使用料というのは、全く条例に関係なく使用料を徴収することが可能なのですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 実際は、使用料、手数料という科目が歳入の方でもあります。そこは基本的に条例とか規則があるものと。今回は、実際臨時的に急遽、これは臨時運行バスになっていますけれども貸し切りバスという考え方でやっているものですから、雑入の方の歳入の

科目に設定しております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 余り難しく私は聞いているのではないので、使用料というのは条例事項になるのではないかと。考え方の基本として。だから、どんなふうにして取ったのですかと。貸し切りバスとしているのならば、使用料を何ぼ取ったって、行政側は条例も何もすることは無いのかと。今言っているのは、それ以上のことを聞いていないのです。私は、使用料というのは、そういうものではないのかと。だとすれば、そういうふうなことも提案理由の中で言わなければ、もしそうだとすればですよ。今は仮定のことですから、お答えをいただきたいわけでありませう。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 確かに、尾口議員が言われるとおおり、使用料の場合は、のつける場合というのは条例とかそれに基づくものということで、尾口議員の言われるとおおりでございます。ですから、提案理由の中で説明不足というのは、確かにそのとおりでございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、議会はわからないのだという考え方ではだめなんだということを私は申し上げているのですよ。わからないから何でもいいんだと、あとは出せば専決だからいいんだよと、これではおかしいのではないですか。基本は基本だし、言わなければならないわけですよ。だから、基本がそういうふうなことであれば、基本どおりにはやれなかった理由を付して、そして議会の理解を求めると。このぐらいの姿勢がなかったら、執行部は議会のことを私はだからいつでも軽視しているのではないかと言うのはそれなのです。軽視をしている以外にないでしょう。私が質問をしなかったならば、あなたたちはそれで「ああ、議会はわからないんだからよかった」と、こうなるのではないのですか。だから、そういうふうにしてはだめなのだ。

町長も選挙で選ばれるのだけれども、私らも選挙で選ばれるのですよ。そして、選ばれて、その条例事項なりなんなりは正しく議決をなさいと。それを町長は執行するだけなのです。それを、議会の議決事件まで無視してやること自体がいいのかと、私はそういうふうには言いたくないわけですよ。

だから、さっきのやつでなくても、やっぱりわかっているのだとすれば、おたくらはわかっているのだと思うのですよ。こうしなければならないというのは、わかっているながら、議会で何も言わなければそれでいいんだよと。これでは議会軽視と言われても仕方のないことなので

はないのかなと、こういうふうにするのです。副町長なんか、特にわかるのではないですか。だから、わかっているのなら、やっぱりそこは隠さないで言わなければならないと、こういうふうな姿勢はやっぱりとってもらわなければならないと思います。

使用料はどうなんだろうと思って見てきたのですよ。法律用語辞典もですね。そういうふうなことでありますから、お答えは町長、副町長からないと思うのですが、余り軽視をしないでほしいと、こういうふうなことを申し上げておきたいわけであります。

それから、災害救助費ですね。災害救助費で、職員に一生懸命稼いでもらっているのはわかって、色川議員さんが大変その職員のことを心配されている、これもわかるわけでありますが、実際に町の条例にあるやつだけは、時間外も何もきちっとくれていると。消防にしろ、交通指導隊にしろですね。

この間、社会福祉協議会との懇談の中で出てきたのでありますが、救援物資の受け入れは社会福祉協議会にお願いしたと。社会福祉協議会も、土曜日でも日曜日もなく受け入れをしたのだそうではありますが、それに対しては行政側が何もしないのですか。ここにある報償費ですか。これは、そこにおあげをしたのか。作業員報償というのがあるわけではありますが、これで対応をしたのか、もしそれ以外で何かしているのか、そのところをちょっとお聞きをしたいわけであります。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 社協さんは、ボランティアセンターということで、B&Gの方で立ち上げて管理をしていたと。それで、実際支援物資の方は、最初の方の立ち上がりはボランティアセンターと。ただ、一緒に日中は役場職員の方が常時2名、B&Gセンターの体育館の方ですね。そちらの方で町の職員が管理しておりました。ただ、夜の管理をどうしようかということで、なかなか夜、朝、真夜中からずっと支援物資も来るものですから、どのようにしたらいいかなということで、それはここの中の謝礼というか、作業の報償ということで12万ありますけれども、実際マリソルさんの方に要請しまして、支援の要請ということで実際は対応いたしました。

ですから、実際社会福祉協議会の方で物資も一緒に管理はしましたが、つい最近ですね、先週までですか、あそこに支援物資があったのですけれども、町の職員が日中は対応して、夜の管理は、常時夜来る時点ではマリソルさんの方に依頼して、こういう形になっております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 社会福祉協議会は、受け入れだけは社会福祉協議会がさせられたと。あ

と払い出しは役場の職員がしたと、こういうふうに言っているわけですよ。その引き出しの方でも随分いろいろ問題はあるようですが、こいつはいいですわ。役場の職員の対応やなんかについても随分お聞きしましたが、ただ社会福祉協議会もボランティアセンターを立ち上げて、社会福祉協議会そのものが、さっき太齋議員が質問しているのとありますが、本部体制に入ったわけでしょう。そして、そこの中で、だから今言ったように役場の職員と消防と交通指導隊だけは報酬があるのだからというので、報酬から時間外手当からやっているわけでしょう。だから、そこにもそういうふうな、補助金を出しているのだからいいんだという考え方なのかもしれませんが、災害対策本部の本部員にして、そして仕事を一つ与えたわけでしょう。そうしたら、そういうふうな対応だってしなければ、条例にあるからおれらはもらう権利があるんだではなしに、そういうふうな対応をしなければならないのではないかという考え方にならなかったのかどうか。そここのところを、ひとつお聞きをしておきたいわけでありまして。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 社会福祉協議会に関するご質問だと思いますが、本来災害時におきまして災害ボランティアセンターを立ち上げるというのは、社会福祉協議会の役割の一つでございます。

それで、今のお話、社会福祉協議会の方にもそういった謝礼金とか、あるいは費用弁償という意味なのでしょうか。それを差し上げたらいいのではないかというお話でございますけれども、個々人の職員の例えば時間外手当につきましては、これは社会福祉協議会内部での話になるかと思えますし、またそれに関して予算上非常に厳しかったのだと、これから厳しくなるというようなお話であれば、これは今後町の方でも考えていきたいとは思いますが。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 厳しくなるから……。あっちは取っていないのだそうです。最初から時間外というのは取らないのだそうですよ。取らないで職員の対応をしたと。だから、疲れれば時間を何して休ませたと、こういうふうなことは言っているわけですが、町が、ボランティアセンターだって必ずしも受け入れはボランティアセンターではなくて、社会福祉協議会として頼んだわけでしょう。ボランティアセンターというのは社会福祉協議会にあるだけで、こっちから頼んだわけでしょう。災害対策本部で。そして、災害物資の受け入れをしたわけでしょう。だから、そういうふうなことも当然考えて、温かい行政をしたらいいのではないかと。

条例にあるからもらうのは当たり前だ。あとは知らない。請求があつたら、そんなにひど

いのであれば請求してくれと、こういうふうなことでは行政としておかしいのではないかなと、こう思うわけでありませぬ。冷たい行政なのかもしれませぬのでいいのですが、そういうふうなことはしなければならぬのではないかなと、こう思ったわけです。

それから、これもこの前の議員懇談会ですか、議会のときだったか申し上げたのですが、専決、予備費が1,000万あるから大丈夫なんだと、こういうふうに私には言われたわけです。ところが、あけてみれば、役場の職員の時間外だってかなりの額になると。だから、私は1,000万円や何ぼで足りないと思ったのですよ。だからそういうふうに申し上げたのですが、そうしたら1,000万あるから大丈夫だと。それで22年度分は大丈夫なのだと、こういうことなのですが、22年度分だって職員手当だって約3,000万でしょう。だから、こっちから言ったときには、やっぱりそういうふうなのでそうだろうかなと、こう考えて、それについても専決をさせてほしいと、こういうことを、専決というのは町長の権限ではないやつを町長が議会にかわって決裁をしてしまう、議決をしてしまうというふうなことです。だから、そういうふうな対応は当然しなければならぬのではないかなと。

さっき太齋議員も申し上げたようではありますが、28日に、11日だからね。災害になったのは。震災ね。28日といったら半月あるのですよ。だから、何も専決しなくたって議会を招集しても、緊急であれば告示しなくたっていいわけでありませぬから、こういうふうな対応であればしなければならぬと、こうなればすぐにできるわけですよ。だから、そういうふうな対応も当然必要だったのではないかなと、こういうふうに思うわけでありませぬが、いかがなものございませぬか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） ご質問の趣旨は、専決処分をしないで議会を招集したらよろしかったのではないかというふうな質問に伺いましたが、3月11日発災直後から災害対策本部を立ち上げ、1日に2回以上の災害対策本部会議を行い、そしてその間に人命優先ということでまず走り、そしてその後の応急復旧等々で、職員は24時間体制で動いていたわけでありませぬ、そういったことで、議会中でありましたけれども、その辺を町長からあの時点でお話し申し上げ、専決処分の可能性についてもそこで触れたかと思ひます。それで、そういう時間的余裕がありませんでしたので、きょうこのような形で専決処分の報告をしているということで、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（櫻井公一君） ちょっとお待ちください。2時57分でしたか、太齋雅一議員が塩釜消防事務組合から戻っておりますのでご報告いたします。

質疑を受けます。尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 副町長、時間的な余裕がないって、専決するときにはこいつをつくるの
でしょう。専決するときにはこいつをつくるの。つくらないで専決して、後から書いたんだとい
うのですか。こいつをつくるのであれば、つくれば1日こうやって何時間で済むのですよ。時
間的な余裕なんか何ぼでもあるのです。

28日にこいつをつくって、そして専決をして告示をするわけでしょう。しないのですか。こ
いつをつくるのであれば、時間的な余裕なんか何ぼでもあるのですよ。議会は、私らも来てか
えって邪魔になるだろうなと思って来ないのですよ。毎日来てもよかったです。ただ、邪魔
にならないようにしようと思って、地元の人たちだのなんだのとやってただけで、それなの
に時間的な余裕がないなんていうのはもってのほかだと思ふのです。これをつくらぬのかど
うかです。時間的な余裕がなかったということであれば。それで専決したのか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 当然、専決処分を行うに当たりましては、そういった予算書を作成し
て、それに基づいて決裁をしているわけでごさいます。最低限そういった事務は行っており
ますので、ただ議会を招集するいとまがなかったということをお話し申し上げているだけでご
さいます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、議会を招集するいとまがなかった。招集をその日にかけて
来るのですよ。議員。告示しなくたっていいわけですから、緊急のときは。いとまがないなん
ていうのではなく、いとまがあるのですよ。議員たちには。来いと言われれば来なければなら
ない何かあるわけですから、だからいとまがないというのはおかしいのではないかと、こう思
うわけですが、まあいいでしょう。議会を余り軽視をしないでほしいということだけ申し上げ
ておきたい。いとまも何もあるのですから。半月もかかっているのですから。間違いのないよ
うにお願いをしたい。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 私は1点だけ、予備費の充用のことでお聞きしたいのですけれど、い
いのですよね。

炊き出し用の米等ということで、35万3,000円ということなのですが、何袋ぐらいだったの
ですか。1袋どれぐらいの計算をしたのでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 米につきましては、1袋6,500円で計算させていただいております。ただし、白米で、やむを得ず緊急に用意して店舗から直接持ってきた場合については、8,600円の単価となっております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 震災の当日から炊き出しだということで、改善センターの近くで職員の方々が人を要請して始まったということだったので、米もなかったわけですよ。何年か前に災害対策について質問をしたときに、町内の米屋さんとは協定しているし、宮城「館」との協力もあるので大丈夫ですというような答弁を伺ったような思いがあるのですが、全くなかったような感じがしました。

それで、地域の方々が、一生懸命「じゃあ、うちを持ってくるよ」というような方々がいっぱいいて、準備してスタートしたわけですが、全部その辺の協力してくれた方の俵数を押さえていますか。

それと、その玄米で6,500円というのはどうなのだろうね。いろいろ協力して、地元の人たちの協力を得て白米にして炊いたわけですよ。米屋から持ってきたのは8,600円だけれども、玄米で提供した人には6,500円だと。では、白米にした分のその2,000円というのはどこに払っているのかよくわかりませんが、その辺はどうなっているのですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 確かに、震災当日につきましては緊急を要して、その日の夜の食事からということもございまして、職員の中から米の提供を一番最初は図りまして、あとは町で開設しました避難所、品井沼の改善センター、高城保育所で炊き出しを行った分について町の方で責任を持ってやりましたが、地元の協力を得て実施したところについては、現在区長さんを通じまして米の量とかを今調査しているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 地域の協力を得たというのはずっと後でしょう。それは、11日からスタートして、4日ぐらいはほとんど地元の人たちがやったのですよ。役場の人たちは、ちゃんと恐らく把握しているかどうかわかりませんが、社会福祉協議会で出したボランティアのあれなんか15日までゼロと書かれているのですが、炊き出しした人はボランティアでも何でもないのですか。ああいう人たちはどういう形で、ではあなたたちで把握していたのですか。そこら辺どういうふう考えているのか教えてください。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監兼環境防災班長。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 町の方で3月11日に把握している避難者の数が3,655名になっております。それで、これらに関してのお握りを出したところ、それから水だけのところ、そういったところについても一応こちらで調査をさせていただいた数字がごらんのような数字になっております。3月12日に入りまして、これが3,709名という数字に上っております。その後は、だんだん避難解除もありまして、2,000名台に落ちていっているという経緯を把握だけさせていただいております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） これは避難者の数を聞いているのではないのですよ。炊き出しした人たちの人数を把握しているのですかと。それで、その人たちに3,000何ぼのお握りを握ったのは全部改善センターでやったのだよと。わかっていますか。米もなかったのですよ。

だから、そういうことをきちっと把握しているのですかということを行っている。協力した人たちにとっては、何のボランティアもしていないというような書き方でないの、これでは。福祉協議会の数だけ見れば。

そして、12時過ぎてから1,000個以上つくってくれと言われたのですよ。担当者の役場の職員の現場にいる人は、もう無理だと言ったのですよ。職員は無理だよと言って要望しているのに、構わないからつくらせろという返事ですと。だからお願いしますということだったのです。全部町内、それには根廻も含まれている、手樽も含まれているという、何でそこまでやらなければならないのと私は言ったのですけれども、だからそういう大変なことだったのですよ。そのことをきちっと把握していますかと。米の俵数から。そのほかに、じゃあうちから塩を持ってきます。ただのお握りではうまくないでしょうから塩を持ってきます。じゃあうちから梅干しを持ってきますと3日も4日もやって、その後にボランティアで炊き出ししますから協力できませんかと回ってきたのですよ。そういう進め方ってありますか。そこは違うでしょうが。

だから、想定もしない災害だったのですけれども、やっぱり普段からのその想定をした訓練は、これは間違いではなかったのかと私は思うのですけれども、今後そういう訓練をするのであればきちっと、前にもお話ししているのですが、結局役場の3階がああいうふうになったということは、私らにとっては想定できましたよ。今回はここまで水が来なかったからいいものの、高城川の水があふれたら役場が使えなくなるのは当然でしょうが。だから、きちっと代替の、この役場とかわるような代替施設をつくって、そこにきちっと災害対策本部をつくるような形にやっぱり計画を進めるべきだと思っているのです。

だから、私は今回はそこまではいいのですけれども、ただきちっとそういうものを、協力し

た人たちのその実数の把握、そして太齋議員も言っていましたけれども、いろいろな面ではね回ってあるいてですよ、最後に油がなくなったのだけれどもどうするのというときに、だれも入れてもらえないというような形になって、「だったら炊き出しもそっちでやったらいいんでないの」ということになって、地区の行政委員なり何人かが手樽に行ったりなんだりして、うちだけでは無理ですよということからそういうふうに通じたんでないの。だから、そこを最初の段階からきちっとできるように、しかもそういう協力した人たちのことをむげにしないで、そういう優しさがあって、あの梅干し、大きなかめで三つぐらい使った人がいるのですよ。だから、それがすべてではないですけども、そういう見えない協力をしている人のことを、ボランティアは16日からですという話はないでしょう。

それは、届けたのは確かに、社協に届けなければボランティアの届けたことにならないといながらも、だったらちゃんと役場の災害担当の方がきちっと把握しておくべきではないのですかと私は思ったのです。だけれども、そのことを言いにくたり、油のことを言いにくたときには、今それどころではないのですみたいな話をするから、だったらこういうことを知っているのですかということは今申し上げたので、やっぱり今後その特別委員会をつくって我々もきちっとした災害対策の見直しをしますので、執行側もともにそういうよりよい対策を考えるとすることにしたいと思っておりますので、いいですか、このことに関してだれかが答えしてください。

○議長（櫻井公一君） 総括的に。答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 15日からのボランティアということで書いていますね。それまでのものはボランティアではないのかというと、それはそうではないのでありまして、初日から、特に3日目、4日目までは、情報もなかなかない中、物資もない中、地元の方にも大変お手伝いいただいて、こちらとしても大変感謝しながら、かつ米なんかについても、先ほど阿部課長も申しましたけれども、職員の方から出したり、あとは知り合いのつてを伝って米を確保したり、大変な苦勞をしたわけですよ。そのときのことというのは、この人から幾ら幾らもらったとかというふうな状況ではないわけなのですよ。大変な中で、それを切り回してきたわけなのです。

それで、そのボランティアについて、そういうことは確かに書いてはいませんが、それはもう最も初動期の、そのボランティア以前の地元の方、そして自主防災組織なり、婦人防火クラブなり、消防団なり、そういった方が総がかり、丸がかりで何とか切り抜けてきたという状況なのです。これをわかっていただきたいと思うのです。

それで、それについては、我々としては当然感謝もしておりますし、またそれが防災の初期的なありようだということで認識しています。そして、今後も、今回のような突発的なことが、ある程度今回で覚えたところがありますけれども、そうでない場合にはいろんなケースが発生しますので、それは、何というのですか、ちょっと今菅野議員のおっしゃっている意味とちょっと違うかもしれませんが、やっぴいかなければならないということは考えております。

ただ、初動期、大体2日目、3日目あたりまでの状況については、それはそれは大変な状況だったということはわかっていただきたいと思っておりますし、その段階で、職員も、また地元の方も、いろんな自主防災組織の方も頑張った、一緒になって頑張ったということをご理解いただきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 初動期が大変だから、大変だから準備をしておかなければならなかったのを準備できなかったのでしょうかということ。そこがまず間違っていたところなのです。

だから、私が質問したときは、ちゃんと米も準備できますと言ったのですから。毛布は200セットでちょっと足りないですけども今後準備していくとか、そういうことをちゃんと答えてもらっていたわけです。だけれども、それは進まなかったのです。私もそれを追いかけてないから、議員としてだめだったなと思って改めて反省しています。

ただ、大変だから役場の職員も米を出したのでしょうか。だけれども、ではしようがないからうちの米で。ないんだけど、では二つかとか三つかとかって出した人たちがいるわけです。しかも、白米にしているのです。農家の人たちというのは。みんな玄米で持っているわけ。だから、今度は白米にするのがないということで、何人かで、みんな「んで、機械を持っているところはあそこだ」とか「ああ、おらいのは電気を使うからできないんだ」とか、そういうことをいろいろ動いたほかに、やっぴい探して白米にして出したものを、あなたたちの6,500円だよと言われて、私は出した方ではないから要らないんだという人、金なんか要らないという人もいます。確かに。だけれども、それ以外にも協力した人はいるのだから、それはそれなりの感謝の気持ちをあらわしてもらうように、把握していきいよということだけ言っているのです。

だから、これからもそういう見直しをしていかなければならないところがいっぱいありますので、議会も執行部も一緒になってやりましようねということは今最後に言っただけで、本当に大変だからそういうふうにしたのですよ。もったいないのですよと。正直にここだから言うけれども、「おらいの梅干しうまいんだ。こういうふうにならないんだ。おいしいんですがす

と」というのを、かめにこうやって持ってくるんだよ。お握りに何にも入れないのはかわいそうだろうと。そして、3月31日までやって、4月1日からは避難している人たちが松島町民に炊き出ししているのですよ。わかっていますか。矢本の人たちがいまだに炊き出しして、松島町に出しているのではないの。

だから、そういうことが、本当ならば逆なのだけれども、きちっとしたそういうことも今後のためにやっていかなければならないなど。自分も含めてお願いしますので、お互いに勉強しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っておりますということを申し上げて終わります。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 菅野さんのお話を聞きながら、関連をすることで質問をします。

個人の売名はご指摘、お話の内容なのがあると思います。それで、団体の場合もあります。今の質問に関連づけてお話しすれば、炊き出し部隊は大体女性部隊ですよ。女団連、婦人会食会等々だろうと思うのです。それで、この団体の中でも、自分たちの団体の事業費を注ぎ込んで、このボランティア活動をしているという実態があります。そういう点については、個人であれ団体であれ、町長の言ったような視点で私はいいと思うのです。それで、終わった後は、やっぱり菅野さんが言うように、きちんと対応すべきは対応した方がいいと。そうでないと、やった分何もなかった。言葉一つ何もなかったということであっては不満だけが残りますから、「日本は一つ、元気になることを信じている」という、今のコマーシャルにふさわしい世論を松島につくっておく必要があると思います。その意味で、団体等についてのそういう関与度合い、または要望等も含めていかがであったでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 各種団体の……。炊き出しなら炊き出しだけで今質問しているから」の声あり）櫻井危機管理監兼環境防災班長。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） まず、今現在も婦人会の皆さんが美遊で炊き出しを1日置きにやっていただいておりますけれども、これらにつきましては食材にもものすごいお金を費やしていますよということを報告受けております。それで、これについては全額町で負担させていただきますという申し出をさせていただいております。

先ほど来、菅野議員さんを初め、いろいろなご意見をいただきました。今回一番大事だったことは、まず食いつないでいくという、この3日間どう生きるかということで災害対策本部も動きました。そういう中で、まずは実際幡谷の方々から疲労がピークで交代させてほしいという申し出もありました。それで、北小泉、その他の手樽の方にも声をかけました。ですけれど

も、思うように人が集まりませんでした。そういう中で、避難者の数が次々にふえていくという現象が起きまして、先ほど菅野議員さんも言いましたように、そういう中でもさらに追加してお握りをつくってくれという要請が入ったという、確かに私どもは過酷なことを伝えたかもしれません。ですが、そういうところに頼らざるを得ない状況に追い込まれていたというのも現実でした。その辺は、今後の検証の一つの大きな問題になっていこうというふうには思いません。

それらのように、各種団体の皆さんにも、さまざまな形で今回応援をいただいております。そのほか、我々が知らないところでも、いろんな形の皆さんが動いていると思います。そういったこともこれからじっくりと検証していく中で、これほどの、今回ほどの災害を想定したマニュアルをではつくる必要があるかという、これは今京都大学も東北大学も疑問視しているところもありますけれども、ただし見直しをしていく中で、最大限今後観光松島としてどうあるべきなのかというのはしっかり立証していきたいというふうには思っておりますので、ぜひその辺議会の方にもご協力をいただきながら、ご意見をいただいて、さらなるものに構築していきたいと思っておりますので、今の高橋議員さんのご質問につきましては、各種団体の皆さん、ほんの一部だと思います。今議員さんから出た名前は。ですから、そういったことも含めて今後検証したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございませんか。（「ちょっと一つだけいいですか」の声あり）12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） 途中退席しました。すみませんでした。

避難所の関係なのですが、ここには役場管理関係の避難所しか出ていません。上幡谷は5戸20人の全壊に近い家庭がおりまして、上幡谷の生活センターに自主避難して自主運営してきました。そのことはどこにも出てこない。勝手にやっているのだろうという話なのかな。その辺、やっぱり幾ら自主運営の避難所であっても、発電機等々のやつは持ってきていただいたようでもありますけれども、そういったものも含めた町全体の避難所として、一部の人間たちが勝手にやっている避難所は関係ないんだみたいな取り扱いだけはやってほしくない。都合のいいとき本部長なんか顔を出しているようでもありますけれども、もっと誠意あるやっぱり避難所対応を全体の中で考えてもらいたいなど。その辺申し添えておきます。

○議長（櫻井公一君） 答弁はいいですか。はい。6番高橋利典議員。

○6番（高橋利典君） 6番高橋です。

今の太齋議員のことと関連するのですけれども、私も避難所に5日間いました。ずっと夜も

徹夜で。ふれあいセンターに2日間、それから第二小学校の方では3日間。本当に昼夜問わず、夜も地震なるものですから、暖房等の器具が落ちるのですよね。安全装置で。そういったこともあって、いろいろ油関係ですか、灯油関係、そういったものを、一応は個人的には持ち寄ったりなんだりしておりましたけれども、やはりとっても足りないのですよ。そういった意味で、いろいろ個人の方からも、営業用の400リッターから500リッターぐらいは提供してもらったこともあるのです。

ただ、そういったものも、この前町長さんにも言いましたけれども、何らかの謝礼は要るのではないかと。本人は、「いやいや、こういう際だから」と言いますけれども、やはりそういったものもきちっと把握してやっていただきたい。それもちゃんと区の方から上げているのですよ。職員も来てちゃんとわかっているのです。職員が頼んでいるのですよ。その方に提供してくださいということで。そうでないと、夜がものすごく寒くてかなり大変だったわけですから、そういったこともきちっとやっぱり、区の方からも上げているわけですね。なおさら二小の体育館の避難所に関しては、美遊のほうからも相当来ましたし、多いときで75名くらいいましたので、そういった中での燃料ということになると、ガソリンそれらもありましたけれども、20リッターやそこらは我々の提供では済みますけれども、やっぱり大きな人の提供というのは、それは営業用のものでしたから、そういった意味で区の方から上げて、何らかの謝礼は要るのではないかとということで上げていたわけですがけれども、町長は領収書があればねとこの前言いましたけれども、そういう問題ではないのではないかなと。だから、そういうこともきちっと検証して対応してくださいということでございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 答弁求めますか。（「要らないです」の声あり）

はい、櫻井危機管理監兼環境防災班長。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） せっかくですので、まずはちょっとそれに関連してお答えしていきたいというふうに思います。

確かに、3月11日、12日というところで、自主的に避難所というのが5カ所ございました。人数にして96名の方が避難しております。それで、最初の3日間、燃料が思うように行き届きませんでした。それから発電機が足りなかった。そういうことも今後の課題だろうと思います。特に一番痛感させられたのが、酸素吸入器を使っている住民の方々が結構いらっしゃいました。そういう方々が、電気がないというのが一番致命的なものでございました。ですから、そちらをまず優先して発電機を運ぶと。限られた数の中で運んでいくという対応をとらせていただきました。

それから、確かに照明が足りない。寒い中で、今度は照明もないというところもございました。ですから、その後3月15日に、避難所を私も夜全部回りました。それで、いろんなお声をいただきました。そういう中で、やはり寒さをしのぐということがいかに大変なのか、高齢者の皆さんがいかに大変な思いだったのかというのは痛感させられております。この辺につきましても、今議員さんのお話もありましたように、これらのことを踏まえて検証をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数であります。よって、議案第43号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定しました。

日程第7 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度松島町老人保健特別会計補正予算（第3号））

○議長（櫻井公一君） 日程第7、議案第44号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第44号

専決処分の承認を求めることについて

平成23年3月28日、平成22年度松島町老人保健特別会計補正予算（第3号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりその承認を求める。

平成23年4月26日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第44号平成22年度松島町老人保健特別会計補正予算につきまして、平成23年3月28日で専決処分させていただきましたのでご報告申し上げます。

今回の補正につきましては、平成20年度老人医療給付費国庫負担金精算返還金の期限が、東北地方太平洋沖地震災害の影響を考慮し、平成23年3月31日から6月18日に変更となり、平成22年度老人保健特別会計における支出が不可能な状況となったことに伴い、また平成22年度をもって老人保健特別会計が廃止となることから、返還金を一般会計へ繰り出しするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第44号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定しました。

日程第8 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第6号））

○議長（櫻井公一君） 日程第8、議案第45号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第45号

専決処分の承認を求めることについて

平成23年3月28日、平成22年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第6号）を地方自治法

(昭和22年法律第67号) 第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりその承認を求める。

平成23年4月26日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第45号平成22年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算につきまして、平成23年3月28日で専決処分させていただきましたのでご報告申し上げます。

今回の補正につきましては、3月11日発生した東北地方太平洋沖地震に伴い、観瀾亭雨戸改修事業が3月31日までに完了が見込めないことから、繰越明許費を補正したものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第45号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定しました。

日程第9 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第6号））

○議長（櫻井公一君） 日程第9、議案第46号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第46号

専決処分の承認を求めることについて

平成23年3月28日、平成22年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第6号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりその承認を求める。

平成23年4月26日提出

松島町長 大橋 健 男

- 議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。
- 町長（大橋健男君） 議案第46号平成22年度松島町下水道事業特別会計補正予算につきまして、平成23年3月28日で専決処分させていただきましたのでご報告申し上げます。

今回の補正につきましては、3月11日発生した東北地方太平洋沖地震の災害に伴う応急経費を補正し、一般会計繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第46号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定しました。

日程第10 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度松島町水道事業会計補正予算（第4号））

- 議長（櫻井公一君） 日程第10、議案第47号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

- 議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第47号

専決処分の承認を求めることについて

平成23年3月31日、平成22年度松島町水道事業会計補正予算（第4号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりその承認を求める。

平成23年4月26日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第47号平成22年度松島町水道事業会計補正予算につきまして、平成23年3月31日で専決処分させていただきましたのでご報告申し上げます。

今回の補正につきましては、平成23年3月11日発生の東北地方太平洋沖地震に伴い、応急対策活動に従事する職員の人件費を補正し、水道事業費用の総額を5億8,481万8,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第47号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定しました。

日程第11 議案第48号 平成23年東北地方太平洋沖地震による災害被害者に対する町税の減免に関する条例の制定について

○議長（櫻井公一君） 日程第11、議案第48号平成23年東北地方太平洋沖地震による災害被害者に対する町税の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。説明を、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第48号

平成23年東北地方太平洋沖地震による災害被害者に対する
町税の減免に関する条例の制定について

平成23年東北地方太平洋沖地震による災害被害者に対する町税の減免に関する条例を次のように定める。

平成23年4月26日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第48号平成23年東北地方太平洋沖地震による災害被害者に対する町税の減免に関する条例についての提案理由を申し上げます。

3月11日に発生しました、東北地方太平洋沖地震による被害は本町にとって甚大なものとなっており、被災者の方々の日々の生活に多大な影響を与えております。

今回の震災による被災者の方々の町税での救済、支援対策としまして、減免措置条例の制定を提案するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 1点だけお願いします。

この減免によって町が受ける影響額はどのぐらいでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 減免の影響。答弁、高平総務課長。ああ、間違いました。熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） この条例を制定することによっての被害額、影響額ということなのですが、今町で罹災証明書を受け付けております。だから、これをベースにしながら、なおかつ町税的なものとあわせてという話になります。我々もシミュレーションしてみますが、なかなか大変難しいです。

それで、北部連続地震のとき、ではどのぐらいあったかと我々なりの検討をしたら、北部連続地震のときには、その当時の予算に比べて減額になった分というのは、数字的に言うと170万ぐらいでした。ところが、今回ちょっとシミュレーションして、被災、全壊、大規模半壊、半壊等々やっていると、億単位にはなるのではないかなというぐらいの数字で上がってき

ます。ただ、これも今罹災を受けて現地の建物を調査中です。大体3割程度、今一生懸命やっているのですけれども、追っかけてやっているのですけれども、億単位ぐらいの、これは全町税みんなまざりますけれども、億単位ぐらいにはいくのではないかと。

今の罹災証明書の執行でいうと3分の1ぐらい。毎日30件、40件と来ますので、追っかけ追っかけやっているのですけれども、それでいくともう単純にシミュレーションをしても、減価償却なんか見なくても、7,000万、8,000万ぐらいの数字が上がってくるような状態でおります。

ですから、今後罹災を現地に行くことによって、億単位ぐらいの町税の影響は出るのではないかと、これはあくまでもこちらの一方的なシミュレーションで、勝手な計算方式、罹災のその辺の大規模、そういうところを見ながらですけれども、そんな数字ではないかなというふうに見ております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 災害によって、その交付税措置なんていうのは考えられるのですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） これにつきましては、交付税措置は特別交付金とかいろいろあります。その辺はあります。ただ、今の状態で、そこはそことして今の税込だけを見ると、そういうふうな大台になるのではないかと。

特別交付金のことも、本来ですと、何もないと6%から5%に年次的におろしていきましますよと言っていたのですけれども、それも、いやそれは据え置いて6%とかという国の考え方もあるようですので、そういう形で国の流れとしては手当はいろいろ出てくるだろうと。これからもどんどん。今は、これからの予算編成の中でも、そういう国の手当は見えていませんけれども、最終的に見てくれるかもしれないというところもあります。そういう意味で、いろいろな形で国の手当はこれから入ってくるだろうとは思っております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） そういうことであれば、できるだけ災害者に対する減免制度が有効に活用されるように、できるだけ住民の要望にこたえるような形で進めていただければとお願いして終わります。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 今、菅野議員から出たわけではありますが、この支援制度ですが、これは国で示したのを近隣町村と同じような内容ですか。町独自でこれはやってみよう。大変だからというようなものはあるのですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） これは、国から二つ今回組み合わせております。そして、これは今私が知る限りでは、近隣市町では松島だけではないかと。というのは、国から示されているのは金銭的な手当、10分の3とか、そういう分だけです。要は、金銭的にどれだけ税が、所得からとかなんかが下がったかということだけです。そして、今回これに加えましては、今のところほかのところではないようですが、松島町としては今罹災証明が動いています。罹災証明で納税者、前回説明させていただきましたけれども、その中で損傷割合ということで、要は罹災証明に現地に入って、全壊、それから大規模半壊、半壊とか、これも今回新たに松島バージョンとして取り組ませていただきました。ここが、今おっしゃられた松島バージョンとして何かないのかというところで見れば、国の準則、示されている旧自治法の通知というものにプラスして、今回これを新たに加えさせていただいたということでありまして、以上です。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 罹災証明の話をするのですが、罹災の何は、あそこに行ってみて、全体の何ぼになるのだろうかというようなものは、その段階が四つしかないわけでしょう。そいつに当てはめると、これの評価をするには大変だと思うのですよ。実際に中身は皆見ていくのですよ。柱はどうだ、曲がっていないか。外壁は亀裂が入っていないか、基礎は入っていないかと見ていくのですが、全体の中で一部損壊だと、こうなって終わってしまうわけです。

ところが、その額が、全体の建物なら建物の額の20%なら20%、超すか超さないかという判定は大変だと思うのですよ。こいつで決められるのではなく、固定資産税の減免なら減免の規定によって財務課が独自に判定しに行くのか。あの罹災の調査に行ったやつをそのまま採用するのか。どちらになるのですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 罹災で現地の方に入っている一つの判断、全壊とかあります。これも一つここに反映します。それで、まず損傷の方、罹災で現地に入った方については、額ではなく、一つの建物があったとします。これが大きく九つぐらいの部分に、屋根とか基礎とか床とかとおのおの分けます。そして、そのおのおの項目について持ち分、10%、5%とあります。その横に、簡単に言いますと、被災が10%なのか50%なのか100%なのかというのがあります。そして、その建物一つを一つずつチェックをしていって、トータルがさっき言った10分の2以上で、例えば簡単に言えば5割以上であれば全壊とか、こういう見方が一つあります。それで、この見方をしたのが、そのままこの税の方のこれに反映しようということなんです。

それから、そのほかに、今言った低くても、例えば今度金額、お金としていっぱい、簡単に言えば損害を受けましたというときには、地方税の方で言っている税の特別、こちらと両方で見ましょうという感じで今回提案をさせていただいております。そして、そのときの採用はどちらをとるかという、簡単に言うと減免率の高い方をとりましょうという見方で、今回この内容を設定させていただいております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 建物は金額で見られるよりも、建物のそのものの評価、屋根ならば何ぼだ、屋根全体の中の何割被害がある、外壁なら外壁の何ぼの被害があると。基礎なら基礎のどのくらいあると、こういうふうなことにしないと、金額の多寡でもう一緒になって評価をされると、これはかえって不公平になるのではないですか。だから、その辺ははっきりしてもらわなければならないし、さらに減免の割合ですね。減免の割合は柔軟に対応していただかないと、町民税だと生活保護になったとき、地方税法の規定によって障害者になったときは10分の全部と10分の9、それから2分の1というふうなことでしょう。こういうふうなことのその何を十分現状を見てもらって、そして柔軟に対応してもらわないと不公平になってしまう。さらには、本当にひどいのだけれども面倒を見てもらえないと、こういうのが出てくると思うのですよ。

さっき健康保険税で今野議員も言っているわけでありますが、健康保険税なんか特に大変でしょう。所得がなくなっても、もう均等割、世帯平等割、固定資産割で、だからその辺はやっぱり十分柔軟に対応してもらわないと、うまく機能していかないのではないかなと、こういうふうに思いますので、その対応は十分に考えていただきたい。情報開示を請求したって、個人のプライバシー、情報を開示できないと、こうなるわけですが、だから対応は十分に間違いないような対応をしてほしいというふうな要望をしておきます。

○議長（櫻井公一君） 答弁、熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 1点だけですけれども、何回も説明しているかもしれません。損傷割合、ここについてはお金ではなく、その建物がどのくらいになったかでもう自動的に減免に行きますよということです。ですから二段構え、あともう一つはそれでお金の場合で判断するときもあります。どちらをとるかという、減免の割合の高い方をとりますという措置で、今回松島バージョン的なもので対応させてつくらせていただいております。提案させていただいております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ありますか。

それではここで、他にまだ質疑があるようでありますから休憩をとろうかなと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） それでは、ここで暫時トイレ休憩等をとります。

今4時でありますので、再開を4時10分といたします。

午後4時00分 休 憩

午後4時10分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

質疑を受けます。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 一つわからないといえますか、教えていただきたいのですが、要するにいろいろこの減免する際に罹災証明を出すと。それで、全壊、半壊、大規模半壊ですか、こういうふうな分類をしていくわけなのですが、この場合は大体建物ですよね。これの損害の程度で判断をしていくということになるのですが、この間もお話したのですが、いわゆる宅地等の損壊ですね。崩壊といえますか、こういうものも含めて全体を一体のものとして、全壊、半壊、一部損壊というようなものの見方にしていかないとだめなのではないかなというふうに思うわけです。

例えば、建物が建っていると。それで、建物に直接かかって土台が割れたと、こういうふうになれば一定程度の評価が出てくるかと思うのですが、そこまで行かなくて、もう建物すれすれのところまで地割れが来ていますよと、そうなった場合の評価というのは、なかなかこの全壊、半壊、大規模半壊にも該当していかないのかなと。しかし、そういった擁壁も含めて土地の崩壊はやっぱり修復しないと、次のときには非常に危険な状態になっていくと、こういうこともあるかと思うのです。そういう点では、その全壊、半壊の問題を含めて、この宅地の崩壊の状態を勘案した判定の仕方というのにも必要なのではないかなというふうに思うのです。その辺についてどういうふうに考えればいいのか。全くそういうことは、この場合考えに入れてはいけないのかどうかですね。どうなのか教えていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 減免ですので、減免には町民税、それから固定資産税、一律同じかということになると、今のちょっと土地なんかの問題ですとならないと。そして、減免ですので、災害を受けた、例えば門でも塀でも擁壁でも、土地もありますけれども、基本的に原形復

旧、災害を受ける前、ここまで復旧する。それ以上はないのですけれども、そこまで復旧する費用がある程度明確であれば、それも対象の中に含んでいきますよと。例えばですね。それは町民税。ところが、例えば塀とかなんかになりますと、塀だと固定資産税なんかの建物にですね、塀なんかが入っておりません。その評価がもともと。逆に言うと、そういうところでは加味されないというか計上されませんが、その町民税とかなんかで原形に復旧するまでの費用は、そこまではその費用として見るができるようになっていきます。ですので、町民税とか固定資産税、そのおのおの分野によってちょっとこの辺は出てくるかもしれませんが、基本的に原状復旧できるものについては対象になっています。

それから、条文の中に、3条とか固定資産税関係の中で、いろいろコメントが書いてありますが、大枠でいくと、その土地でも農地とかいろいろあります。そのおのおの分野によってちょっと見方が変わります。面積で評価したり、あるいは原形の、さっき言ったようにひび割れが入れば、原形の被災を受ける前に戻すまでの費用というふうな見方、こういう見方が二つそれぞれありますが、そういう見方で今回は対応していく形になります。以上です。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） その原状に返すまでの費用を考えるとということなのですが、私が何で聞いたかという、いわゆるこのいただいた資料の例えば2ページ目のところでの支援金でしたか、例えば全壊、半壊で違うわけですね、支給される金額もね。その場合に、その土地の崩壊やなんかがあっても加味されないわけでしょう。具体的には、基本的には建物の損壊の程度ですよと、こういうことになって土地の崩壊が見えていただけない、こういうことになるわけですよ。そうすると、建物は大丈夫なのだけれども土地が崩壊していても、もう一回揺れが来たら危ないよみたいなことになっているものは全壊にも何にも当てはまらないと、こういうことになって、例えば支援金も受けられないし、擁壁を直したいと思っても、そういうものに対する手当金も出てこないということになるわけでしょう。

ですから、そういう場合にでもやっぱり手当てをしていくことが本当は必要なのではないかなと思うわけですよ。ですから、その土地の崩壊の程度によって、この宅地の被災の程度が全壊、半壊、大規模半壊云々とありますけれども、この中に土地の崩壊状態も含めて判定するという考え方が必要なのではないかなというふうに思うのです。

結構町内にありますよ。確かに土台まで食い込んでひびが入っているお宅もあるし、そうじゃなくてうちの前の庭のところまで崩れて段差がついているようなお宅もあるし、そういう意味で、そういった状態をやっぱり復元させていくという意味も含めて、そういう判定の仕方が大

事なのではないかなと思うのですが、いろいろ国のやつなんかを見ていると結局建物の状態
しか判断しない、こういう状態になっているような気がするので、土地の問題も含めてこの減
免は、固定資産税ではそここのところを見ているといえば見ているのですが、この町民税のこ
ころではそこは全くないわけだよね。ですから、全体、そこも含めて見ていけるようなシステム
に本来ならないと、安心して住民が生活できるという状態にならないのではないかなという気が
したものですからお聞きをしたということなのですが、もう一回その辺、そういうふうに組み
込んでいけないのかどうかですね。いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 今ご説明ありました弔慰金とかなんかのところですが、全壊、半壊、
これについては一応内閣府から示されている一つのルールです。このルールに基づいて、全壊
等々という判断をさせていただいております。それと、この町税の方と、うまくなっているか
というと、例えばさっき言った原状復旧的なものは町民税とかなんかに反映できるのですけれ
ども、弔慰金とかそちらの方の全壊とか大規模半壊とか、これとはリンクはどちらかという
としない。そちらはそちらのルールで判定されたものについて、何ぼ、何ぼという分け方になっ
ています。

これらについては、今回我々はこの町税条例を出す段階でも、何かうまくいく方法はないか
ということになりますけれども、もともとのベースがちょっと、お金が出るところも全然違う
ので、なかなかそこはうまくすることはできないということで、今回はおのおののルールに従
って、そして税の方については何ぼでも取り込めるようにということで、この全壊等々のコメ
ントも入れさせていただいて、幅広く即した対応ができるようにという形をとらせていただ
いたところであります。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） なかなかこれは国の法律の制度上の問題としても、問題を私は残してい
るのだろうと思うのです。そういう意味では、やっぱり宅地がどういうぐあいになっている
のかということも含めて、やっぱり全半壊の判定もして、国の方も生活支援金等々の援助をし
ていくという考え方にならないとうまくないのかなというふうに思うのです。

ただ、例えばきょうの最初の報告でもありましたけれども、40センチの地盤沈下をしている
というわけですね。平均するとね。それで、公民館なんかを見ても、階段一つぐらいつくら
ないと、公民館に正面からは上がっていけないようなくらい下がっていると、こういうふう
に今なっているわけですし、多分そういうお宅ももしかしたらあるかもしれないし、そういうこ

とになるといろいろと判定の仕方、これの見直しというのが、私は今回の地震は特に必要性があるのではないかと思うのですよ。

私が今これ以上ここで申し上げてもあれですけども、ぜひそういう意味では、今お話ししたような状況というものをやっぱり国の方にも上げていただいて、土地の損壊の状態も含めて、この全壊、半壊ですね。こういう判定ができるような方法をぜひ考えていただきたいというご意見を、当局の方から上げていただけたらいいのかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 確かにそういった視点はあるのかなというふうに思いました。今回については、固定資産税の方だけの減免ということなのですが、土地については建物よりも面積が大きかったり高低差があったりして、なかなか基準をつくるのが難しいのでしょうけれども、土地という要素も確かにあるなというふうに思いましたので、今後何かの機会があれば、そういった発言をしていきたいなと思います。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ありますか。4番伊賀光男議員。

○4番（伊賀光男君） 4番伊賀でございます。

1件だけ。実は、前にこの罹災証明、あるいは被災証明、これは4月14日現在で罹災証明が789件、被災証明が321件。そして、4月22日になりましたならば、罹災証明が1,013件、被災証明が425件。それぞれ200件ちょっと、あるいは100件ぐらいふえてきているのですが、私の近くなのですけれども、役場というのは申告制ですよ。申請主義というか。それで、わからない方もいるのですよ。これはどうにかして、うちは雨が漏らないから、あるいはちょっと柱にひびが入ったのだけれども大したことがないから出さなかったとか、ところが後からいろんな減免の措置が出てきて、「あら、あなたの家でこの申請をしたから減免になったのですか」と。「おらいも申請しておけばよかった」とか、いろいろ後から出てくる問題が往々にして多いのですね。

そこで、できる限り、できる限りの範囲内で、区長なり民生委員さんを通して、こういう被害状況、いわば家庭の家屋の被害状況をやはり役場の方に申告なり申請なりする方法、いわば周知の方法といたしますか、住民に対する。その辺を徹底していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） ご指摘のとおりでございます。本町といたしましても、今回この救済

支援制度を、議員にお渡ししている資料がございます。これを町民向けに理解しやすいような形、あるいは窓口、問い合わせ先等々を入れまして、今回5月の広報と一緒にそれぞれの世帯にお渡しできるようなことを考えて、今準備をしているところでございます。また、区長さんを通じて、先日も区長会を通常の区長会より早めて、こういったご説明等々をしておりますので、適宜そういったPRには努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 伊賀光男議員。

○4番（伊賀光男君） これについては、一応期限とかそういったものはセッティングされるわけでしょうか。その辺ちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） この条例につきましては、条例の最後の方には9月30日というふうに一応コメントというか入れておりますが、今おっしゃったとおりいろいろな理由があるかと思しますので、これらについてはその都度対応していきますということで、条例の今回の提案の最後の一応9月30日という言い方をしながらも、そのほかでも対応いたしますということで載せさせていただいております。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございませんか。12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） 1点だけ、町民税、固定資産税の減免の関係で、きょう議会の方からもご提案申し上げましたけれども、この被災を受けて、他町村から新しく松島の住民になられる方、美瑛の丘で6戸ほど、土地を購入して今度松島町民になられる方、それからくぬぎ台と出てくると思いますが、そういう新しい方々に対しての考え方は、ゼロの減免等をやはり考えるべきではないのかなと思います。

町長から言わせれば、町民とよそから来た人の、新しく町民になったばかりの人にはそこまで必要ないと言うかもしれないけれども、その辺の考え方ですね。せっかくこの震災で松島町民になっていただく方々に対する、例えば税金だけではなく、やっぱり土地を購入していただく人のためにも何らかの配慮をよその町村並みにすべきと考えるのですが、その辺の考え方はございますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 今お話ありました、例えば隣の市で被災があつて松島町の土地を取得したと、こういうときの固定資産税等々の考え方なのですけれども、今これらについては、土地もしかりなのですけれども、今国でこの辺の作業を進めています。それで、近々この辺の

考え方が法案等々通ってくるのではないかと思います。

その新しく例えば松島なら松島の土地を取得した場合の固定資産税の考え方、それから車ですね。車などもあります。災害によって車が流されたりなんかしたときに、新しく車を購入した場合の取り扱いとか、そういう今回の災害に対応するようなやつが今国会でいろいろもんでおります。この辺の法案が通ってくることによって、地方税、我々の町の方についても関係する条文とかがいっぱい出てくるかと思います。そういう中で、今おっしゃられた内容については対応していきたいというふうに考えております。以上です。（「別な何らかの対応を考えていないのですか」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 町独自で今考えていますかということですが、熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 今の段階では、まずその国の流れですね。どの程度まで国としてまず取り扱いがあるかという、それを見てから一つずつ判断をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） こういう事態なので、町独自の考え方があるといいと思うのですが、やはり国は国。松島町に来ていただくため、本当に大きな被災をこうむって、うちも何も全部なくした人たちが身一つで松島町の住民になられると。今、東松島からもアパートを借りて住まれて、松島の住民になろうとしている人たちもいるようであります。そういった人たちに対する配慮も、きちっと町独自の考え方としてつくっていくべきではないのかなと。そうでないと、こういうときでもそういう考えのない町には住みませんよと、後々必ず批判されるのですよ。こういうときこそ大きな形の考え方をやっぱり示して、独自の政策を打ち出すべきではないかなと思うのですが、その辺の考え方、本部長殿。（「副町長には聞いていない」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 先ほど財務課長が答えたとおり、やはり国の制度がどういうふうになるか、それによって町としてその対応をどうするかというのがまず大原則かなというふうに思っております。

東松島市の方々が、松島町を頼ってこちらに来ていらっしゃるという事実は町の方でも把握しております。それについて、さまざまな我々としても東松島市の方々からの避難所というふうなことで受け入れもしておりますし、その他のさまざまな施策を展開していく中で、そういったことは考えていく必要はあるのかなというふうには考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 若干言葉足らずなところもありますので、私の方から説明させていただきたいと思います。

東松島の方のために、生活圏を一つにする隣の松島が助けてやらなければならないということで、東松島の方々の避難所として受け入れております。また、その非難された方々が松島に、どうせ仮住まいをするのであれば松島に、そしてもしかその東松島のもともとのところがもう使えなくて、住むのであれば松島にというようなことをお考えになっていらっしゃるわけなのですよね。多くの方々が、多くの方といいますか相当な方々が。そういった方々を積極的に受け入れるというふうな基本的な姿勢はとっていききたいなと思っております。

そういう意味で、これは東松島の市長などとも話はしているところですが、どんどん困ったことがあったら松島に来ていただくというお話もしていますし、あちらでもそのつもりでおります。また、将来的に、これは被災された町に対してやや失礼な言い方にはなるかもしれませんが、もしかあちらで住む場所を考えられないのであれば松島においでください。そのために、今太齋議員がおっしゃったようなことも今後考えていかなければならないというふうに思っておりますが、ただ国の施策がまず先行するわけですので、それを見ながら、それで足りないところをやっていく、またはそれで考えられていないところを松島なりにやっていくというような基本姿勢は、これから持っていききたいなというふうに思っています。

○議長（櫻井公一君） 12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） 私が言っているのは税金だけの問題ではなく、土地購入、資金だってかなり厳しい中で、借金して土地の購入もするだろうと思います。そういった人に対しての、よその町では災害がなくてもですよ、町に住んでくれる人には無料で土地を提供すると。大郷とか、そういった人たちもいるわけですよ。そういう考え方がないのかと私は聞いているのです。中身のない上辺だけの話で、首長同士話し合いをしていて、中身はどういう中身なのかと聞かれたときにどういう答えを出すのですか、あなたは。

○議長（櫻井公一君） 冷静をお願いします。答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） いいですか、行政の施策として打っていくわけですからね。ですから、今後いろいろな動きがありますから、そういった動きを見ながら松島として積極的に取り組んでいくと言っているじゃありませんか。

○議長（櫻井公一君） 12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） 中身がないべ、中身。具体的にどういう考えを持って言うんだ。表だけの話じゃないか。

○議長（櫻井公一君） はい、議事運行上ここで休憩をとりたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なお、きょうの会議時間は議事の都合により延長することもありますので、よろしくお願ひします。

ここで、今後の議事運営等も兼ねて休憩をとります。（「はい」の声あり）

再開を4時45分といたします。

午後4時33分 休 憩

午後4時45分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

太齋雅一議員の質疑に対して再度答弁を求めます。答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 東松島の方を対象にした支援策といいますか誘導策、今後考えていきたいというふうには思っておりますが、今の段階で具体的な方法というのは決定しておりませんので、できるだけ早い時期にですね、長期総合計画の中でも松島に人が来てもらうというふうな話もしておりますから、その中でも考えようと思っていたわけでございますけれども、それを前倒しして、できるだけ早期に方向を出していきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） ちょっと関連しますけれども、今やりとりで、前に太齋議員の質問に対する町長ですね、議員の皆さんは、やっぱりこうやって林さんがこの間来まして、美瑛の丘の問題で6件入りましたよと。非常にそういうことで私たちも「ああ、よかったな」と。美瑛が売れてよかったなという思いを込めながら、休憩室やなんかでも、何かやっぱり手だてが欲しいのだというような話をしていたわけですよ。そういうことでの質問というようなことでありまして、今回こういう地震の中で、今町長、それから財務課長が国の政策というようなことが前面に出てきて、それはわかるのですよ。わかるのだけれども、せつかくこういうふうにして松島に入ってくるという人がいるので、今、この次のまた国の第2次補正も出てくる、どんどんこれから臨時議会が開催される予定だと思うのです。そういうことを含めて、ここで今早急にはちょっと結論は出ないけれども、前向きに何らかの方法で松島町独自の政策をもしできれ

ば考えていきたいというような、町長の前向きな答弁があれば私はよかったのかなと、このように思っておりますので、そういうふうによつぱりちょっと一言言っていただければよかったのかなと。

これは前置きなのですけれども、私の質問はですね……。そういうことは思っております。そういうことであれば、太齋さんもああいうことを言わなかったと思います。

○議長（櫻井公一君） はい、質問してください。

○10番（色川晴夫君） はい。それでは、今度は私は災害応急仮設住宅の民間貸付住宅、アパートですね。今回、質問、これは6ページ、これですね……。だから、こいつも含めてだめなのですか。（「だめだよ」の声あり）ああ、はい。失礼しました。（「いいんでないの、税金に絡むのだから」の声あり）いや絡んだから、皆さんそういうことで絡んだからかなと……。はい、わかりました。では後で聞きます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数であります。よって、議案第48号平成23年東北地方太平洋沖地震による災害被害者に対する町税の減免に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第49号 松島町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第12、議案第49号松島町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第49号

松島町国民健康保険税条例の一部改正について

松島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年4月26日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第49号松島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

平成23年東北地方太平洋沖地震により、平成23年3月11日以降に納期限が到来するものについては5月末までに延長したところであり、平成22年度第12期、平成23年度第1期及び第2期の納期限が5月末日に重なることから、1期当たりの納税額が均等になるように平成23年度分に限り納期を12期から10期に改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） それでは、私の方から、議案の一番最後に添付しております資料に基づきましてご説明いたします。

資料の22年・23年度国民健康保険税賦課期別比較で説明いたします。

現行、震災延長、改正案とありますが、今年年税額が毎年24万円と設定した場合の例でご説明いたします。

現行の場合は、1期から12期まで各期別2万円となります。それと、震災による納期延長でございますが、3月11日以降から5月30日までの納期に係るものは5月末日の31日まで延長することとしており、平成22年度第12期、表でいえば①でございます。平成23年度第1期、表でいえば②でございます。が5月まで延長されます。平成23年度の各期別金額が2万円とはなりませんものの、①から③の各期別の2万円が5月末に重なり合計で6万円となり、納税義務者においては重税感が感じられます。そういう重税感を避けるために改正案ということでございますけれども、改正の場合であります。震災延長の22年度第12期の2万円は5月末日納期となるものの、年税額の24万円が第1期から第10期の各納期に2万4,000円と均等に割り振りされ、5月の重税感がなくなります。このことから、平成23年度に限り、納期を12期から10期に改正を行うものでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数であります。よって、議案第49号松島町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第50号 平成23年度松島町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第13、議案第50号平成23年度松島町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第50号

平成23年度松島町一般会計補正予算（第1号）

平成23年度松島町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億1,965万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億3,965万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成23年4月26日提出

松島町長 大橋健男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第50号平成23年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

す。

今回の補正につきましては、平成23年3月11日発生 of 東北地方太平洋沖地震に伴う災害復興支援及び災害復旧費について補正するものであります。

歳出につきましては、5ページをお開き願います。

2款総務費、1項6目財産管理費につきましては、地震災害により被害を受けた役場庁舎について調査するものであり、役場庁舎敷地内補修工事及び地震にて破損した書棚、机、いす等の庁用備品購入費を補正するものであります。

2項1目税務総務費につきましては、緊急雇用創出事業、重点分野雇用創造事業において、要件緩和として震災対応分野が追加されたことに伴い、被災失業者を対象に地方公共団体の臨時職員として雇用が可能となったことから、震災の被害調査等の事務補助員として雇用するための経費を補正するものであります。

6ページをお開き願います。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費につきましては、災害によりお亡くなりになった方の世帯及び震災後3カ月間その生死が不明なために死亡したものと推定される方の世帯に対し災害弔慰金を支給するものであり、また災害援護資金貸付金につきましては、災害により日常生活に支障を来した世帯に貸し付けするものであります。

3項1目災害救助費につきましては、災害対応に伴う職員の時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当について補正するものであり、修繕料につきましては、災害救助法に基づき全壊、大規模半壊、または半壊した住宅に対し町が一定の範囲で応急修理を実施するもので、1世帯当たり52万円を限度に修理を行う経費を補正するものであります。

また、災害により避難生活を余儀なくされた被災者に対して、災害救助法に基づく避難所として、町内の宿泊施設を提供するための被災者受入宿泊施設借上料及び災害により発生した災害廃棄物処理に係る手数料並びに重機車両等の借上料について補正し、災害対応業務の応援として岡山県岡山市及び倉敷市より派遣された職員に係る宿泊施設の借上料について補正するものであります。

5款労働費、1項2目労働諸費につきましては、緊急雇用創出事業、重点分野雇用創造事業において、要件緩和として震災対応分野が追加されたことに伴い臨時職員を雇用することから、おもてなし向上推進事業委託料を減額するものであります。8ページまでにわたります。

6款農林水産業費、1項3目農業振興費につきましては、品井沼農村改善センターが東松島市の被災者の方の避難所となっていることから燃料費等を補正するものであり、また津波によ

り被害を受けた水田については未耕作地となることから、農業復興支援として10アール当たり1万5,000円を補助するものであります。

3項2目水産業振興費につきましては、津波により種ガキ等が流失になったことに伴い、水産業復興支援として種ガキ用ホタテ原盤購入費及び種ガキ購入費について補助するものであります。

7款商工費、1項3目観光費につきましては、地震により被害を受けた松島パノラマハウスについての被害調査費を補正するものであります。

8款土木費、1項1目土木総務費につきましても、緊急雇用創出事業、重点分野雇用創造事業において、要件緩和として震災対応分野が追加されたことに伴い、一般事務を補助する臨時職員を雇用するための経費を補正するものであります。

5項2目公共下水道費につきましては、下水道事業特別会計の災害復旧費に係る経費について繰り出しするものであります。

3目公園管理費につきましては、温水プール施設が避難所となっていることから、プール水の入れかえ及び電気料、水道料について補正するものであります。

10款教育費、4項4目町民の森費につきましては、地震により町民の森倉庫が破損し危険なために解体するものであります。

11款災害復旧費、1項1目農地災害復旧費につきましては、手樽地区の津波による海水冠水田の除塩作業に伴う真水くみ上げに係る経費を補正するものであります。

2目農業用施設災害復旧費につきましては、農道、用排水路の落石撤去及び津波による水路堆積土砂の撤去に係る経費を補正するものであります。

10ページをお開き願います。

2項1目公共土木施設災害復旧費につきましては、町道、町道橋梁、町管理普通河川の災害査定、実施設計業務委託料及び町管理漁港の被災調査業務委託料を補正し、また土砂、落石撤去及び道路の亀裂、陥没復旧費用並びに温水プール施設等に係る災害復旧費等を補正するものであります。

3項1目公立学校施設災害復旧費につきましては、小学校3校及び中学校の災害復旧調査測量設計業務委託料並びに津波により被害を受けました第一小学校校庭災害復旧工事費等について補正するものであります。

2目社会教育施設、保健体育施設災害復旧費につきましては、地震により被害を受けました町民の森法面等復旧工事調査測量設計業務委託料、品井沼干拓資料館及び中央公民館並びに海

洋センター等の災害復旧費について補正するものであります。

4項1目その他公共施設、公用施設災害復旧費につきましては、地震により被害を受けました農村婦人の家施設の災害復旧費について補正するものであります。

歳入につきまして、3ページをお開き願います。

15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金につきましては、歳出でご説明しました災害弔慰金及び災害廃棄物処理に対するものであります。

16款県支出金、1項1目民生費県負担金につきましても、歳出でご説明しました災害弔慰金及び被災者宿泊施設受入事業並びに住宅応急修理事業に対するものであります。

4ページをお開き願います。

22款町債、1項4目民生債につきましては、歳出でご説明しました災害援護資金貸付金事業及び災害廃棄物処理に対するものであります。

これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） さっきも言ったのですけれども、民間の借上げのアパートのことなのですけれども、説明の中では44件申し込みがありましたよということで、16件が決定しましたと。そして、その中で9世帯にかぎを渡したという説明があったと思います。この中で、では一体、このアパートなのですけれども、今空きのアパートというのは松島に何件ぐらいあるのか。ほとんどが不動産業者がその中に入って、その情報を提供されているのかなと思いますけれども、今そのアパートが何世帯あってどのぐらいの空き状況となっているのか。その中で16世帯が入ったと。まだどのぐらいあいているのかという、もしあいているのがあれば教えてください。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 民間の賃貸の住宅でございますけれども、4月22日現在の今回出された資料で46件の相談等を受けております。それから、先ほど話しました一次判定、二次判定で26世帯ということで、お話ししたとおりでございますけれども、今現在うちら方で不動産会社の方からの情報を得ているところでは、確かにいっぱいいっぱいになっておりますけれども、あわせてホテルとかの社員寮も不動産会社の方からご紹介いただきまして、今その社員寮を、1Kルームなのですけれども、4部屋を確保しております。それから、民間の賃貸

住宅ということではなく一軒家でありますけれども、これにつきましても1カ所持ち主の方から承諾を受けまして、1軒確保している状況でございます。さらには、不動産屋さんから逐一情報をいただきまして、不動産屋さん管理以外のもですね、例えばどここのアパートが今このようになっているとかという情報を聞きながら、民間の賃貸住宅の確保に努めている状況でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） まさに今安部課長が言う、不動産業者さんが把握しているそれ以外の、それはあるのですよ。ただそれはちょっと古くなったというようなこともありまして、不動産業者がまだわからないと。その、まさか松島産業さんのあそこのでっかいアパートなんか、かなりあいていたのですよ。それで、私も二人ぐらい紹介しましたのですけれども、そういうところが松島にもやっぱりあると思うのです。そういうところをやっぱりいち早く調査をして、それで困っている人に対応していかなければならないのではないかなと。

これは、やっぱり行政委員さんがよくわかっているのですよ、こういうことは。あそこのアパートあいているよとか、そういうのをやっぱり行政委員さんに聞きながら、こういう調査を進めていってほしいなと思っております。

それから、一軒家のことなのですけれども、やっぱりこれも行政委員さん、何でもかんでも行政委員というとなあれなのですけれども、やっぱり地区のことは行政委員さんが一番よくわかっているのですよ。あそこがあいていると。私もこうやって見ても、その辺にも2軒あいていたのが埋まりました。そういうことで、まだあいているところもあるのですよ。そういうところを、いち早くそういう対策をとっていただいて困っている人に入ってほしいなというようなことも、それをすれば、固定資産税は入ってきていますからですけれども、今度は住民税とかなんかが入るわけですから、それも定住というようなことも一つあるわけでございますので、その辺の検討を早急にやってほしいのですけれども、課長、その辺どうですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） ただいまの色川議員さんのご助言、大変ありがたく存じます。私どもでは、庁舎内においてもやっぱり職員の方からいろいろな情報をこちらの方から探りを入れて、そういうアパート等の確保に努めている状況でございますし、今の色川議員さんの意見も大変参考になりましたので、そのような形で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） そのようによろしくお願ひしますね。

それから、商工費でパノラマハウスがあります。私も13年前まであそこを経営しまして、宮城沖地震を経験しまして、本当にあのガラス、ぱーっと割れまして大変だったのですけれども、あの建物は昭和47年7月1日、あそこはオープンになったわけですよ。かなり古い建物であります。そういうことで、今ロワンが経営しているわけで、かなりの被害だと聞いております。それで、私たち議員も現地調査をしに今度パノラマに行くわけですが、一体どのような状況になっているのか。そして、この調査費が入りますけれども、借主に聞きますと「ちょっと難しいよね」というご意見があります。その調査を含めて、これは無理だよというようなことまでこの調査でわかるわけでしょうか。お願ひします。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） パノラマハウスについて答弁させていただきます。

被害状況につきましては、建物の隅柱、東側、西側両方に亀裂が入っております。そのほかにも、あと正面側にも1列に大体亀裂が入っている状況でございます。建物構造上の安全性の調査を今回するものでございまして、その結果に応じまして町の方では判断させていただきたいということで、改修が可能か、それから無理だということで取り壊しも必要かというような形での決定まで最後まで出ささせていただく予定でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） そういうことで、最終決定はその辺の調査を含めて待たなければならないと思うのですけれども、あそこは町のもので民間に委託させているわけです。壮観荘もそうですね。そういうことを含めて、やっぱり減免ということも出てきているわけだと思うのですよ。一回ね。そういうことで、その辺の考え方なんかはどうなっているのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 家賃でございますが、3月分につきましては震災までの、11日でございますので、10日間の日割計算でございます。それから営業を再開するまでは家賃を減免する予定でございます。以上です。（「はい、ありがとうございます。はい、いいです」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ありますか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 今色川議員が話をしたので、関連するのを一つですが、この民間住宅を借り受けすると、させると。町民福祉が窓口になっている。こいつは災害救助法による応急仮設住宅に民間賃貸住宅も入れると、こうなっていますが、この敷金、礼金、家賃、これらは、

民間をこうやって色川議員とかが一生懸命になってやったやつは、もう敷金とか取られているのがあるわけですよ。礼金もですよ。だから、これらはどういうふうな町の対応をしているのか。個人でやったのだから知らない、役場を通さないから知らない、というふうになるのかですね、行政側として。そこはどうなのですか。この災害救助法の関係で言っているのは、どういうふうなことを言っているのですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 4月22日に県の保健福祉部の方の主催で、既に民間住宅に入居している世帯の応急住宅への契約の切りかえということで、今までは自分で借りたやつは対象外だったのですけれども、今回の震災に関して、関してというか、県の方でも重く見まして、既に自分で契約した避難者に関して、要件がその災害救助法に合致している方については県が変更を契約しまして、さかのぼって県の方で負担しますというような県の方の方針でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そうしますと、こういうふうなものの調査は、本人が申請しなければわからない。私も2件ばかり石巻市の何に聞かれて、何とかしてほしいというのでご案内したのですが、そのときには敷金も礼金も取られているわけですよ。3カ月の敷金に1カ月分の礼金だと。それで4カ月分だと。ところが、そいつはわかるのですか。役場が調べるのですか。本人が申請して、あっちから来ている人たちだからわからないわけです。勤めているしね。昼間いないのですよ。そういう方の対応はどうするのですか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 今のお話ですと、松島の賃貸住宅を既に借りているということなのですけれども、そうしますと町民の方ではなく東松島の市民のお話かなと思いますけれども、それについても東松島とうちら方で連絡をとり合いまして、多分現実的には災害時に、3月11日の時点の住所地の方の自治体の方でその手当てをするということで、多分その会議には東松島の方も行っておりますので、多分東松島から松島の方に来ている方も、これから多分把握に努めるのかなと思いますけれども、今お話しされたように、うちら方でも把握できる部分は東松島と連絡をとりながら、あと最終的には県の方の契約になりますけれども、そのような東松島ばかりではなく別な市の被災を受けている方と、それは連絡をとるよというよいう会議の中でのお話もありましたので、わかり次第そういう連絡をとりたいとは考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、一義的にはその住んでいたところ、住んでいたまちに責任があると、こういうふうな考えでいいのですか。

○議長（櫻井公一君） 再答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 原則的には、どこの自治体でも市民対象に、町民対象にということであるような感じで、そういう仮設住宅の関係をやっておりますけれども、県におかれましては県民ですから、例えば松島でも東松島でも、それは例えば東松島の方が松島に来たときは、松島の方でもその対応をしてください。それから、逆の場合でも、松島の方が東松島へ行った場合も同じようなルールで対応してくださいということで県の方から要請はありますけれども、現実的にこちら方においても、まず町民の方が優先というふうな状況でございますけれども、そのような情報はお互いに連絡をとりながら、同じ被災者にそういう手を差し伸べてくださいということで県の方からは要請がありますので、これは引き続きそういう連絡はとっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、松島にあっちから被災して来たときには、松島に来てお話ししてもいいと、こういうふうなことですか。

これは、当然災害救助法で県が契約者になるので予算には出てこないのですが、今色川議員との関連でお聞きしたわけでありまして。

それから、どれから聞いていったらいいのでしょうか。災害救助費で、全壊、半壊、応急修理、これがあるわけでありまして、これは応急修理だけで一般的な全壊したのは修理できないわけでしょう。そのときには、皆撤去費用やなんかはこっちで出すと、こういうふうなことになっていいのですか。これの予算措置なのかどうかですね。応急修理だから、撤去費用は修理に入らないものね。これはどういうふうな取り扱いをされるのか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 災害救助費の需用費の中の5,200万の修繕料の部分だと思いますけれども、その部分は資料を説明の方にもつけて、この間も説明をさせていただいたのですけれども、あくまでもこれは応急修理制度ということで直す方ですので、撤去するのは入っていないということでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 撤去するのは個人。撤去費用は個人。撤去しなければならないのがうん

とあるわけでしょう。今、全壊、全壊に見ているのかどうか分からないけれども、人が入っていないところで危ないところがいっぱいあるわけですね。そして、道路に出てきたのがれきになって町で負担したのでしょうかけれども、それ以外の敷地内に全壊しているのがあるわけですよ。そういうふうなものの取り扱いは、この災害救助関係では出てこないのかどうかですね。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監兼環境防災班長。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） まず、環境省の方から一案お話が出ていまして、それは今の国会に提案中ということでしたのであれですけども、今回の国の第1次補正予算の中に、個人が撤去する場合、また既にもう撤去しているものについても国の方で何らかの補助をしていきたいという意見を言っております。それで、これの詳細につきましては、今週国の補正予算が通過し次第、環境省廃棄物対策課の方から各都道府県にその詳細な取り扱いが配付になる予定でございます。

それで、こういった内容につきましては仙台市とか気仙沼市などは大変困惑しておりまして、なぜかという独自スタイルでもう既に始めていたのですね。ですから、それが国の政策が後から追いついてくるような形になってしまっておりまして、ちょっと国の政策の後手後手が、今ちょっと都道府県に対して迷惑をかけている一例もあります。ですが、松島もその動向を見守りながら、今後議会の方に示していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 災害救助費の中にそういうのが出てこないのですが、今もうぐらぐらして危ないのがいっぱいあるわけですよ。こいつ、その国の出方を見守っていてそのうちに事故が起きて、そいつは個人の責任だと、こういうふうになるのですか。だから、そういうふうな、今あるでしょう、高城の町にも何軒も。全然手をつけていないけれども、もう危ないと。隣になんか立ち入れないというふうなのがあるわけでしょう。こいつは国の出方を見守っているのだと。国がするまでのうちに倒れて事故なんか起きたならば、これは本人の責任になるのでしょうか。

だから、この災害救助費の中にそういうものが全然入っていないわけで、今は国の出方を見ていると。町長は国の出方を見て一生懸命やるんだと、こういうふうなのですが、そういうふうなことなのですか。だから、今はもう手をつけないでいてくれと、こういうことなのか、費用が出るかもしれないから、あなたの方でやってくれというのかですね。行政側として何らかの対応をしなければならないわけでしょう。危険を伴うわけですから。そこの役場のすぐ近くにもあるわけですね。もう歩いても危険だなと思うのがある。あとは、その少し3軒ばかり行

ったところのは撤去を一生懸命になってしていましたが、個人で撤去しているのかもしれませんが。そういうふうなものをどう取り扱っていくのか。行政側が、だから積極的に国なり県なりに働きかけて、どうするのかというふうなことをしていかないと、こいつはうまくないのではないですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） これは、民間の所有権にかかわることをございまして、実は私もどうなのかと思って顧問弁護士に相談したところ、今回相当大きな震災でございまして、それは除いてですけれども、それを考えないとすれば、基本的には自分の宅地内におさまる分については自己責任であると。それでいいのだというふうな答えをもらっています。それが他人のうにかかるとなると、これも原則的には民衆の境界で起こるとすれば民衆の問題であって、被害をもしか及ぼしたならば及ぼした側の賠償責任というものが発生するというような考え方です。それが公共部分に来た場合には、基本的にはこれもやはり公共部分に来るので何とかしてくださいよというふうにして個人が対応すべきものと。それで法的には誤りはないというふうな話をもらっています。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 災害を受けた市町で旗を三つ用意して、個人のものですよ。こいつは撤去してください、こいつは残してくださいと、こういう旗を立てれば皆そういうふうになりますよ。こいつは、国の方針が出ないうちに皆そうやってやっているところがあるわけでしょう。だから、そいつからいくと、弁護士さんが言った、おれは弁護士から聞いたのだから間違いはないのだと。弁護士だってどっちの味方にもなるわけですから、弁護士さんはね。法律的な解釈は当然あるでしょうけれども、そういうふうなことからいくと、何でああいうところはああやって一生懸命になって対応してくれているのに、松島町は何もしないのかと。私は何もしないというのがうんと好きだから言うのですが、何もしないのかと、こういうふうになるから、その対応はやっぱりそういうところを見習って、残してください、撤去してください、どうしてくださいというのをやっぱり確認する必要があるのではないかと。国なんか待っていたら、いまに菅内閣が倒れてしまえばどうにもなくなるわけ、また。そうすると、それを待っていたのでは本当に大変になるのではないかと心配を私はしているから申し上げているのです。あの人と私は取引も何もありませんし、人のつながりもないのですが、だから危険だと思っているのですよ。その辺はどうなのかと思って……。国の出方を見なければわからないと、こういうことであればいたし方ないことで、そういうふうに言っていましたと、こういうふうにな

るよりほかはないのだと思うのでありますが……。

それから、この農林水産費で、品井沼改善センターの農業改善センター、この被災の費用を水産業費で見ているわけですが、こいつは予算というのは目的に従って予算をつくるのだよと、こういうことになってくると、災害救助費か何かで一括で見えていかなければならないのではないかという気がするのだけれども、どうなのですか。こいつはやっぱり公民館なら公民館、公共施設、何だというふうなことで、その施設、施設で見えていかなければならないのかというふうなことを考えるわけですが、どうなのですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 農業振興費の需用費の燃料費のことかと思うのですけれども、（「ああ、こいつは燃料費ですか」の声あり）需用費、まあ燃料費、光熱水費の話かなと思って今承って、その回答でよろしいかなと思うのですけれども……。よろしいでしょうか。

○議長（櫻井公一君） はい、それだけで。

○財務課長（熊谷清一君） はい。ここにつきましては、改善センター、これは指定管理者制度にする予定で4月1日からなっております。ということで、今はまだ避難所になったということで、まだそこまで移行していません。ということで、移行するまでの間、必要経費をここで計上させていただいたということでありまして。以上です。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） この説明で、ああ燃料費を補正か。大変申しわけないです。

それから、観光費、今色川議員が質問したわけでありまして、ここの中で、今町長は三つの柱の中に観光が入っているわけですよ。観光は、今風評被害から何からどんどん出て大変だと。29日には船も出ると、こういうことになってきますと、歩車道のごみの早期撤去、こいつをやりますよと、順次やっていきますよと、こういう副町長の話もあったわけでありまして、観光にお客さんが来るのですよ。それで、そのときにたい焼きさんのところにいっぱいたまっていたり、出せばまだ出てくるのですよ。ごみがね。出せなくてあそこに置かないわけですから、歩けなくなったのではうまくないから、1回出す、そいつを運んでいけばまた出すのです。そいつを繰り返し捨てなければならぬから、だから早くその処理をしなければならぬ。そして、観光客を迎え入れなければならぬ、こういうふうになるのだと思うのです。

だから、今度の費用でそいつは早急にできるのですか。いつなかわからないような何を、順次やっていくのだから、「ああ、今一生懸命やっているんだ」と言って終わるのではないのですよ、観光は。観光客が来るわけですから、来たときに「何だ、歩くところも歩けない」と、

まず松島海岸の駅前から来てみますとあるわけですよ。その撤去を早くしなければならない。

1カ月たっても、観光の方から、海岸の方からやっているのだよといったって、その撤去がされていないわけです。だから、それらはどうしていくのか、これで間に合うのか。今からしていくのかですね。どうしていくのですか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監兼環境防災班長。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） まず、海の漂着物ですけれども、海上保安庁の方からも環境省の方に対しまして、海保での回収並びに処分については大変無理があるということで、漂着物につきましては漂着した関係自治体の方で処分をするということで話が決まっております。ですから、これは海岸線だけにとどまらず、河川についても同じでございます。今吉田川に1軒家が浮かんでおります。こういった処分につきましても、今石巻の河川国道の方とも詰めているところでございます。

ですから、海岸のごみにつきましても、国道も含めまして、国土交通省さんの方から回収はするけれども、その処分については自治体でお願いしたいということで、町の方でこれらについても受け入れているところでございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、1カ月以上もたつのだから、早くごみを処理しなければならないのではないかと。その費用はこれで間に合うのですか、今から検討してやっていくのですかと。海岸にお客さんが来るのですよ。そして、新聞を見ますと、船も一生懸命観光船でやるわけでしょう。水族館も出る。一生懸命になって皆さんがやっているのを、そいつは今やっているんだよ。国土交通省からはこういうふうに言われたんだよ。今から考えるんだよではなく、現実に撤去しなければならないのではないかと。だから、その撤去をどうするんだと、それを言っているのですよ。

○議長（櫻井公一君） はい、ごみの撤去についてだけ簡単に。櫻井危機管理監兼環境防災班長。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） すみません。改めてもう一度説明させていただきます。

海岸の中につきましては、今災害防止協議会の方をお願いをし、4トン車2台、11トン車1台、それから積み込みのパワーショベル1台を使いまして回収をしているところでございます。何分にも量が多いということもございまして時間がかかっておりますけれども、何とかゴールデンウィークまでには、特に道路沿いにつきましては、国道45号線沿いにつきましては、今週

の29日までには何とか回収したいということで今作業をさせているところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） ご理解も何もね、観光課長の何ですよ。私は観光課長の立場になって言っているのです。いいですか、観光課長があそこに行って見て、お客さんが来て「ああ、ごみはほら危機管理監がやっているからいいんだよ」と、これではおかしいわけでしょう。あんたも。あんたと言うと怒られるかもしれないので、観光課長ですよ。観光課長も見ておかしかったら危機管理監に言って、一日も早く、その4トン車とかなんとか何台といったならば1日できるでしょう。海岸はあれしかないのだから。そいつが何日も残っているのですよ。たい焼きさんのところも。しばらくなるのです。それを、車を発注しているのだけれどもないからしないのだではなく、観光を重視するのならば、そういうふうなことを早くしなければならぬのですよ。それは、観光課長も危機管理監に言わなければならないと思うのです。そして、早く撤去をして、そしてお客さんを迎え入れるというふうなことにしなければならない。その予算はこれで十分なのですかと、予算に絡むものですから申し上げるのです。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） その辺につきましては、毎朝の会議の中で、朝の日程ということでごみの処理についても話し合っております。その中で、早急に片づけてほしいということで、こういう予定になっているということ把握してございます。私の方としても、必要な場合につきましては、例えば海岸駅前がヘドロが堆積しまして洗浄の必要があるということもございまして、既存の予算の中の委託料を使いまして洗浄を行っているとか、必要なものにつきましては必要に応じて実施させていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 予算は間に合うのかということ。はい、阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 予算につきましては、先ほど危機管監が申し上げましたとおり、国の方の責任において処理するというふうになっておりますので、うちら方では計上しておりません。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） では、国から、町村で責任を持って処理するのだというけれども、発注もできないのではないですか。発注はできるのですか。国の方で予算措置はする、発注は町ですると。予算のないところで町は発注をできるのですか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監兼環境防災班長。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） もう一度だけお話し申し上げます。

今回の国道に関しての回収は国がやりますけれども、これの集めた処分、これは町がやることになっております。ですから、今町の土木業者さんの資材置き場にたん仮ストックをさせていただいているところがございます。これの処分については、全額町で負担することになります。これは、中央公民館の災害ごみと同じような処分の扱いになっていくということでございます。

前にも色川議員さんからも、菓匠三全さんのところの歩道、大変ごみが多くいつまでも残っているという情報をいただいておりますので、これは28日のとにかく夕方までには何とか回収する方向で、今組み立てを行ってやらせているところですので、いましばらくご理解いただければというふうに思います。

今回、垣ノ内地区もそうなのですけれども、ものすごく膨大なごみの量になっております。これについては、海岸の住民の皆さんにもご理解をいただきながら、大変怒られる電話も多くいただきますけれども、何とかご理解をいただいて、うちの方としては処分をしていきたいというふうにお話をしているところがございますので、議会の皆様方につきましてもご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） ご理解、ご理解と言われるのですが、ご理解の前に、本当に町内の業者、災害防止対策協議会ですか。どんどんこの人たちが皆やってくれているのですか。工事はいっぱいあるわけですが、この今度の補正も何も全部町の業者を使っておられますか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監兼環境防災班長。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 面的な割合で役割分担を決めておりまして、松島海岸につきましては量も多いということもございますので、災害防止協議会の機動力を使ってやっているとございます。それ以外の11行政区につきましては、松島清掃公社さんに巡回をして回収をさせていただいております。また、中央公民館の中のコントロール、それから処分場への搬出、これにつきましては、岡山県の岡山市、それから倉敷市、全部で18名ご協力いただいております。車両も今8台になっております。この車両を稼働させていただきながら、搬出は救援隊の皆さん方をお願いをし、そこに収集する業務を町内業者の皆さん方でやっているとございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） それから、だれが見ても「松島は観光、一生懸命やっているな」と言わ

れるような対応をしてほしいと、こういうふうなことであります。

それから、この間、議会の人たちと施設の関係の人たちが、各団体が集まったときに言ったのでありますが、歩車道の分離の手すりがありますね。あれが汚くなっているのではないかと。何とかしなければならぬのではないかと、あなたたちもと、こういう話をしたのですが、観光課としてそういうふうなものの予算をとれないのであれば、補正予算ですから予算に関連してこののですが、観光協会の人たちを出してどうにかしろと。町も、何日までごみは全部とると、こういうふうなことを言っていかなければならぬのではないかと、こう思うのですが、そういうふうな対応はしていますか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 確かに、ごみの問題に関しましては町の責任において処理しますし、それから受け入れ側の再生の整備ということもございまして、確かに歩道の手すり等にもございます。ただ、おのおの各店の前につきましては各店の責任でということで、各協会を通じましては言っておりますが、なおかつ町の方といたしましても、その対応につきまして検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 検討って、おたくらね、産業観光課長だから行ってみなさい。言っていた言っていたって、言っていたってしなければどうにもならないわけですから、「おれは言ってきたんだ。あっちでしないのが悪いんだ」と。まず、観光松島は松島町が大きく何を持っているわけで、観光協会が持っているわけではないわけですよ。あの人たちも言っていたのです。「観光は松島町だよ。我々は事業所の集まりだよ」と、こういうふうなことを言っているのですよ。だから、行ってみなさいよ。町長も副町長も、いいからみんなして。そして、していなければ、観光協会にそこは町長の総合町政権で「おかしいからやりなさい。我々も一生懸命やっているんだよ」と。一生懸命やっているのが見えないから、あっちもしないのかもしれない。逆に。そういうふうに見えるのですが、そういうふうなことまでやらなければ、本気になってやっているのだというようなことを言えないと思うのです。

本当に言っているのだといたってしないから見なさい。私は、言うのにと行って見てきたのですよ。やっているところもあります。一生懸命になって。ところが、ここはおれのものではないというふうなことでやらないのかもしれない。ただ、やっていないところが多いのです。だから、手すりも何も触れないんだ、きれいな服なんか着てきたら。おれみたいなものならばどこにでも触れるけれども。だから、そういうふうな対応も観光課長としてしなければ

ならないと思うのですよ。私は。言っただけではわからない、実行させなければ。そういうふうなことだと思いますので、予算にとらなければ、そういうふうなことの指示をしていただいでしてほしいと。

それから、観光は、おかみの会にきのう出ていまして、新幹線が来た。さあ、観光地宮城県に来てくださいというふうなことで、おかみの会が一生懸命になってアピールしていましたが、元の町長のとき、北部連続地震のときに、わざわざ東京まで行ってPRしたのですよ。全員、何十人か何百人か連れていって「観光松島は元気ですよ」と、こういうふうなことでPRまでしているのです。こいつには予算もとっていない、今からゴールデンウィークだというのに。それはするのですか。そういうふうな、松島に来てくださいと。「まあ、おれらは給料をもらっているからいい」ということなのか。そのぐらいまでしていかなければ、観光松島の私は観光課長だと言えないような気がするのです。

本当にあのときは、北部連続地震のときは、危険だ危険だと言われたから来なくなったよと。うちの方は、災害地域防災計画でも一時的に減少するだろうと。災害になったときには。だから、そういうふうな対応もしなければならぬよと書いているのです。防災計画では。だから、そういうのをやる費用も、緊急にしなければならぬ費用だと思うのです。だから、こういうふうなものも予算に計上しないで、「おれは観光です」と言っていられないような気がするのですが、いかがなものですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 確かに、平成15年の北部連続地震のときにおきましては、宮城県が音頭をとりまして、松島町ほかを初めといたしまして、列車貸し切りによりまして東京でPR活動を行っております。ただ、今の時期、1カ月、2カ月の段階で、そのPR活動が本当にいいのかということも考えた場合にとりまして、今回はそのような予算は計上しておりませんでした。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） では、落ちつけばするのですか。落ちつくというのは、いつまで落ちつくのかかわからないけれども、気象庁の発表を見ていると、3日以内に10%以下になったのですね。だから、落ちついてきたのですよ。震度5以上の何は10%以下ですから。だから、こういう対応を早めに早めにしないと、おかみの会はそれならば少し……。 「役場が何しないのに、あっちらが勝手にやっているんだ」と。危険かもしれないというようなことになるのかどうか。そこらまでしないと、「ああ、危険はないですよ」と。

副町長は、放射能も「県でやっているし、測定しなくたって大丈夫だ」と言うけれども、放射能は、あそこは福島だとおらほの方が近いのですよ。だから、いまに風なんか吹いてきてそういうのがある、風評被害ではなく本当の被害が出るかもしれない。そうすると、まだまだ来なくなるかもしれない。だから、こういうのも早く町としても対応して、お客さんが必要ならやりますよと。このとおり全然問題ありません。放射能測定結果もいいですよと。松島でやったのですよと、こういうふうなことぐらいままでいかなかったら、私は観光松島は大変になるのではないかなと。

予算もこいつはとらないのでしょうか。この放射能機器は、県でやっているから今のところはいいと。現段階では安全と県で専門家が言っていると。専門家でなくたって放射能の測定はできるわけでしょう。専門家なんか当てにならないんだ。本当に悪いけれども。実際に検査をした結果がこうなのだと、こういうことを出さなければ、専門家は皆違うでしょう、今。あの福島原発なんか。皆違う、専門家は。「ああ、絶対こんなものこのぐらい被曝したって大丈夫なんだ」と言う人もいれば、「いやいや、そうではないんだ」と言う人もいる。測定結果はこのくらいなのだと、こういうことはやっぱり松島としてやっていかなければならないのではないかなと。日本三景とばかり語って、三景連絡協議会で行って、そして「ああ、おらほはいいんだ、いいんだ」と言っていたって仕方がないと思うのです。だから、そういうふうなものまで観光課長は、トンボの目玉みたいにして頭をくるくる回しながらやらなければ、観光松島は今から大変になるのではないかという気がしているわけです。

そういう意味で、予算をとるというのだから、とるのかどうか後からゆっくり拝見をしますが、そういうふうな対応もしてほしいと、議会としてはそういうふうな考えもあると。議員としてですね。議会ではないからね。いやいや、みんなはそんなものはいらないなんて言うかもしれないし……。そういうふうなことで、お願いをしたいということになってくると、議員としてお願いではなく、そうしてほしいと要望しておきます。お願いではなく。私は。

○議長（櫻井公一君） 答弁、要望していたから、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 余計なことかもしれませんが、お話しさせていただきたいと思えます。

今課長はなかなか話をしなくて、何で言わないのかなと思ったのですけれども、東京の方でも、こちらに連休かかってツアーを組むというようなことを考えている業者が何社かいるようでございます。それは、これまでも松島は元気ですとか、あとはこっちに来ていただくのが支援になりますというようなことを、マスコミを通じて何度も訴えかけているというような効果

もあったのかなというふうに思いますが、そういったところに観光協会長、そして町長名で招待状といいますか文書を送って、そういう旅行者にツアーを組んでもらうというような動きも出ておりますので、そういった動きをこちらとしても努力していきたいなというふうに思っているところでございます。（「もう一つ」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 最大の何が残っていたのですが、災害のその他の公共施設災害復旧、これなのですが、きのう、おとといあたりからですか、公共施設の天井、これがもう建築基準法では余り規制がないのだそうですね。それで、天井が、新幹線の仙台駅も落ちる、さあ東京の何だか体育施設も落ちると。だから、これは十分考えていかなければならないのではないかと、いうふうな何がテレビで放映されていたのです。

だから、うちの方も公共施設はほとんど大きな施設があって、そしてこの柱のない天井がずっと、のっぺりな天井があるわけですが、そういうふうなものの対応というのは町として考えていくのかどうかですね。今度の予算には、それはとっていないのでしょうか。

建築基準法では規制がないのだそうです。だから、ただ天井につって、そして出ていたと。それが振られて、すぐその何が落ちて、皆天井が落下したと、こういうふうなことにはなるのだそうですが、うちの方もそういうふうな何はあるわけでしょう。そうすると、公共施設の復旧の対象にして、そして考えていかなければ、今後さらに危険になる心配があるのではないかと、こう思うわけでありますが、どういうふうな見解をお持ちなのか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 学校施設についてはちょっと私は触れませんが、公共施設、役場とかそういう公共施設、今言ったつりですね。照明器具もしかり、それからもっと細かく言うとはりの仕方とか、トラスの組み方とかいろいろあるようなのですけれども、私どもも、この役場でちょっと専門のやつを見たときにいろいろなお話を伺いました。そうしたら、やっぱり今言われたように、JRの駅なんかと同じようにつる分、つりですね。これについては、先ほど言われたように建築基準法上とか、災害のいろいろなあれではないのだそうです。けれども、現実的にそういう被害があるということで、この辺は見直しをしなければいけないだろうなというこの進言はしているようです。今度の災害の中で。

そういうのを踏まえて、松島の今の公共施設、各課にちょっと照会をかけているのですけれども、つりばかりではなくいろんな被害状況を考えられるということで、ちょっと上げてみてくれないかということで、壁もあり天井もあり、例えばマイク、スピーカー等々いろいろあり

ます。そういうことで今考えていかなければいけないのではないかと、こういうことで今おります。以上です。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 考えていくのではなく、これを実際に専門家に見てもらって、皆設計図書があるわけでしょう。そんなに古くないわけだから。今松島町で持っているのは。そうすると、設計図書を見れば、この天井のつり方が危険なのかどうかというようなことはわかると思うのですよ。だから、そういうふうなものを積極的にやっていかなければ、国でまだわからないのだからいいんだではなく、事故の起きないように対応をしていかなければならないのです。行政は。だから、そういうふうなものの対応をしなければならないと思うのです。

テレビを見たでしょう。きのうもおとといも出ていたのですよ。天井が落下して、ただ人災はなかったと。どこの施設も。だけれども落下した。だから、落下したのを見たら、このつり方が完全でなかったと。こういうふうに振られたらそのまま落ちてくると、こういうことで建築基準法上の問題があるだろうと。だから、今度は建築基準法も改正しなければならないだろうと、こういうことで話をしているわけです。だから、そういうふうな対応も、この公共物の災害復旧の設計委託料を出すのであれば、それも含めて委託をしなければならないのではないかと、そういうふうなことは含んでいないのですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 今の段階では、それは含んでおりません。ただ、先ほど言いましたように、今各課の方に、その公共施設の各おのおのの施設について今照会をかけております。ただ、今言ったつり天井の物件だけで見た場合、町の施設、体育館とかなんかはありますけれども、そっちの教育施設は別として、そのつり的なものというのは割と少ない。だけれども、壁とかいろいろな別なところに同じようなところが、耐震の構造の設計上は問題ないようなのですけれども、それ以外の周りとか基礎の部分とかいろいろ細かいことがありますので、天井も含め今その辺を集計しながら、次のステップに進んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございませんか。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 16番です。

一つ、住宅の応急修理資金制度ですか、現場枠52万円ということなのですが、一つはいわゆる国の方の生活支援関係で、例えば全壊の場合は100万円ですか。基礎支援金が100万円と。それに対して、うちを建設しますよとか購入しますよといった場合に加算金として200万円出

ると、こういう制度があるわけですが、これとこの応急修理制度はバッティングしないのかどうかというのをひとつ確認をしたいということです。

それで、半壊、全壊して応急修理制度で住めるようになれば、住めるような状況であればそれは修理費が出ると、こういうことなのですよ。ですから、それであってもその加算金が、改めて建てるということになれば加算金が出るということになるのかどうか。その辺をちょっと確認をしたいというふうに思いました。

それから、もう一つは、この問題で例えばこの応急修理制度そのものは、全壊、大規模半壊、または半壊した住宅と、こういう規定になっているわけでありまして、本町の場合ですと全壊が現時点で80戸、大規模半壊が46戸、半壊が93戸ということで、こういう判定をされたところですね。床上浸水、これはちょっとわかりませんが、全壊なり半壊なりの判定を下している部分もあるかと思うのですが、全体としてそういうところしかこの制度を使えないと。そうすると、一部損壊の123戸だとか、こういったものについてはこういう制度を活用というのはならないわけですよ。ですから、その部分についての手当を考えられなかったのかどうかということを、再度と申しますか、前にもお聞きはしているわけですが、お聞きをしておきたいというふうに思いました。

それから、いろいろこの制度を、いろいろな生活支援制度を含めて、先ほどお話にありましたように仮設住宅の問題でアパートの借り上げ、こういった問題もありますね。これなんかは、県の方の指針といいますか考え方は4月10日だったかにたしか示されているかと思うのですが、こういう大震災ですから、いろいろな新たな措置というのが出てくるわけですね。そういうものを被災者を含めて住民にやっぱり周知徹底していくということが、非常に大事な課題になっていると思うのですよ。

そういう意味で、これはインターネット、ホームページで見ると、内閣府でつくったパンフレットが出ていますよね。ここまでのいろいろなものを掲載しろとは言いませんが、町としても災害のニュースをずっと出してきました。それで、やっぱりああいうものを活用して、制度が確立していく段階で、今度はこういうものがこう変わりましたよとか、こういう制度がありますよというお知らせ的なものを、やっぱり積極的にやっていくことが大事なのではないかなというふうに思うのです。

ホームページを見ますと、相談はこういうところに行けばできますよぐらいのことしかまだ書いていない。そうじゃなくて、紙にして、こういう制度があるのですよということをきちんとお知らせしていくことも非常に大事ではないかなと思うのですが、そのことによって被災者

の支援にもつながるといふふうに思いますので、その辺についての考え方もお聞かせをいただきたいと思います。

それから、先ほど前の尾口議員さんが質問されておりましたけれども、極めて危険な状態で建っている住宅が多いと。それで、この撤去の問題についてどうなのかという質問をされておりました。私も非常に気がかりで、この危険な建物の撤去というのを早急にやっぱりするべきだと、こういうふうに思っております。高城駅前の瀬戸物屋さんなどは、隣近所に迷惑をかけていけないということで自分で撤去をされたとかあるわけではありますが、そのほかにもいろいろと危険な建物がある、こういう状況になっているわけです。それで、町内にそういう危険な建物がどのくらいあるのかということをもまず把握しておられるのかどうかですね。把握しておられれば、何件くらいあるのかということをお聞きをしたいと思います。

それで、先ほど櫻井さんの方で、環境省からの考え方というのが示されるというふうな話がありましたけれども、私はこれは4月10日過ぎだと思っておりますが、環境省のホームページにアクセスしたときには、「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」というのはもうホームページにアップされているのですよね。この中で、例えばいろいろ書いてあるわけですが、2番目として損壊家屋等の撤去についてと。1、建物について、倒壊してがれき状態になっているものについては、所有者等に連絡し、またはその承諾を得ることなく撤去して差し支えない、こういうふうに書いています。それから、本来の敷地から流失した建物についても同様とすると。次に、敷地内にある建物については、一定の原形をとどめている場合には所有者等の意向を確認するのが基本であるが、所有者等に連絡をとれない場合や倒壊等の危険がある場合には、土地家屋調査士等の専門家に判断を求め、建物の価値がないと認められたものについては解体、撤去して差し支えない。その場合には、現状を写真等で記録しておくことが望ましいと、こういうことがもう指針として出されているわけです。

ですから、国はもう大方この方向で行きますよと、その費用についてはほぼ国が面倒を見ますよと大体言っているのに近いのではないのかなというふうに私は読んでいるのですが、これでいきますと、国の姿勢が云々ということで決定次第という話になっていますけれども、この指針に沿ってやっていくのであれば、危険な建物の一定程度の除去というのは可能なのではないかなというふうに思うのですが、いかがなのでしょう。

○議長（櫻井公一君） それでは4件から5件出ていますが、ここで整理しますか、一回。

（「休憩」の声あり）休憩しますか。

では、休憩ということも出ていますので、1時間15分たちましたので休憩をとりたいと思

ます。

再開を6時10分といたします。

午後6時00分 休憩

午後6時10分 再開

○議長（櫻井公一君） 少し早いようでありますけれども、会議を再開いたします。

それでは、16番今野 章議員の質疑に対する答弁から入ります。まず、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） それでは、私の方から、周知の方法についてのご質問でございますが、それにつきましては先ほど伊賀議員の方からのご質問でもお話しいたしました。まずこの資料の救済支援制度というふうな、今回全員協議会の際にお示ししたこの資料を町民向けにかみ砕いて、今回の5月の広報とあわせて別刷りで配布を考えております。

それで、今後新たな施策等々が出てきた場合にどうするかということでございますけれども、これにつきましても、その内容によっては別刷りで、あるいは行政区長さんにお渡しするとか、あるいは広報で間に合う場合には広報に載せると。そしてリアルタイムには、先ほど今野議員もお話ししましたとおりホームページにこれは掲載して、常に新しい情報を載せていきたいというふうに考えているところでございます。

私からは以上です。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 博君） 応急修理制度につきまして、バッテリーはないかということで、被災者生活再建の支援金、そちらの方とですね。これは、その他の欄にも書いておきましたけれども、バッテリーはしないということで、あわせて修理ができるということでございます。ただし、被災した住宅にその人が住み続ける場合という前提がございますので、それで修理してまた壊してもらうという場合には、そういう場合には適用になりませんので、そういった部分は気をつけていただきたいと思います。

それから、もう一点、危険な住宅がどれくらいあるのかということでありますけれども、震災に当たりまして応急危険度判定、これは建築士会の方に依頼しまして、こちらの方で動いていただいております。その中で危険ということで、ただこの危険の中身が、一つは本当に危険といった部分で見ると危険という部分はもちろんあるのですけれども、二次被害防止ということもありまして、瓦が例えば落ちてきて二次被害を受けて、それで一応けがをしたり亡くなったりという部分も含めて危険という判定になりますので、その件数につきましては58件あります。

全体でいいますと、149件ほど見ていただいていますけれども、危険が58件、そして要注意が80件ということでございます。それから、調査して危険ではないというのも11件ということで見ていただいております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） それから、応急手当制度の一部損壊にはしたので……。はい、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） ここに書いてあるとおりで、半壊以上が対象ということで、一部損壊にはこの制度は使えないということでございます。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監兼環境防災班長。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 危険住宅の撤去につきましては、今野議員さんの方からお話がありました件についてちょっと説明させていただきたいと思います。

まず、尾口議員さんの方からもちょっとあったのですけれども、建物に旗を立ててというのが亘理町の取り組みをもしかして言っているのかなと思うのですが、私も特に被害のひどかった鳥の海地区、こちらに行って見てまいりました。赤い旗、黄色い旗が立っておりました。それで、これはまず一つに基準がありまして、国土地理院が示したGPSで航空写真を撮っていますけれども、この航空写真に間違いなく津波の流失範囲というふうにとらえられている住宅に限られます。

それから、鳥の海の被災地につきましては、亘理町がそういうふうには踏み切った一つは、大型漁船が散在していると。民家の屋根に乗っかっていたり、突き刺さっていたりというのが、もう至るところに見られる。それから、大型船が道路に転がっているという状況がありまして、亘理町としては1件、1件聞いていくのでは復興が遅くなるということで、今回このような制度をとらせていただきましたという担当のお話を聞いております。

これにつきまして、再度、もう一度だけ環境省のお話を説明させていただきますけれども、まず私が最初に言いました、もう既に解体を終わっている方々について国の方が手を差し伸べていく考えがありますというのは、このときに必要になってくるのが見積書、請求書、契約書を必ず添付ということが出てきます。それから、その見積額が、市町村が妥当と認める範囲というのが条件になっておりまして、この妥当と認めるものには何を言っているのだという質問があったときに、環境省の言い方としては、県の物価本で共通単価に基づいた、ある程度の試算が必要になってくるでしょうということでは言っていました。それから、これから撤去する場合につきましても、それらの考え方が必要になってくると。

それから、今回議会でも言われている、では危険な家屋なのだけれども個人で解体する費用

がない。それで、これについて町がただ黙って見ていたのでは危ないのではないかとということで、これらにつきましても国の考え方が示されておりまして、どうしても処理を行おうと思うのだけれども個人で行えない人につきましても、まず市町村の窓口には、これはまだ予定です。市町村の窓口には、解体をする業者さんと家の持ち主が町にあって、まずは解体費用の打ち合わせをします。それが適正なのかどうかという判断を市町村がした上で合意した上で、その連れてきた業者さんの方に解体を町が依頼し、その費用負担を最終的には町がします。そういった費用についても国が認めましょうという考え方でございます。それで、その辺はまだ不明確な点があるので、恐らくあす、あさつてには示されてくるだろうとは思いますが、これを見ていながら、危険家屋についても建設課と連携をとりながら進めていきたいというふうに思います。

それで、この説明会のときに、ただ一点宮城県警から指摘がございまして、実はもう既に山口組系、住吉会系が宮城県にも入ってきております。実際、2市3町でも入ってきていると。それで、県警からこれこれこういう名前を名乗った者は注意しろという情報がもう既に入ってきています。そのように大変危険な取り組みにもつながっていくということもございますので、この辺につきましても、我々はできれば2市3町でスクラムを組んで、共通した取り組みの中身を進めたいというのが今事務レベルで打ち合わせしている内容でございますので、その辺も早急に決めた上で一般の住民の皆さんにお示しをし、これに関しての受付窓口を設置して対応をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 今の住宅の撤去の関係ですが、お話の中身としてはよくわかりましたけれども、言ってみれば私が言いたかったのは、環境省としては指針を大分早い時点でもう出していましたよと。そういう意味で、町としても積極的なやっぱり取り組みをして、住民の不安を取り除いていただくという施策をやっていたら良かったかと。今の話ですと、あと数日ぐらいでそういう方向性が出るのかなということですので、それはそれでよかったかとは思いますが、やはり余震等も含めてありますから、隣近所のうちに迷惑をかけたかというようなことにつながるケースだって当然出てくるわけですよ。そうなったときに、民民で解決しなさいの話になってしまえば、余りにも私はかわいそうだと思うのですよ。ですから、早くその取り組みをしてほしかったと。だからこそ、こうやって指針があったのにどうしてだったんだと、こういう言い方をさせていただいたということでございます。

ぜひ、本当に住民の皆さんがこの点でも安心して生活できるような状態を、一日も早くつく

っていただきたいということはお願いをしておきたいのです。これは、要望をしておきたいということですね。そういうふうには思います。

それから、広報の件につきましてはわかりました。ぜひそういう方向でやっていただきたいと思います。

それから、住宅の応急修理制度ですが、これは要はその対象にもならない世帯があるわけですね。例えば、瓦がいっぱい壊れているうちがあるわけですね。こういうところにも、何かしらの手を行政が差し伸べていくと。これは、とりあえず国の制度ですね。この住宅の応急修理制度もね。町としてやっぱり国の法制度の中では手の届いていないところ、そのところに手を差し伸べていくという姿勢が大事なのではないかというふうには私は思います。特に瓦等の屋根が破損している住宅を非常に多く見かけるのです。ブルーシートをかけたりとかやっています。もう6月になれば雨期に入っていくわけですから、一体どうなるのだろうと、こういう心配も出てくるのだろうと思います。

ただ、余震も続いているということで、まだまだ瓦を直すのには早いかなど、こう思っている人もいるかもしれません。しかし、方向性をやはり早めに、こういうものについてはこうしたのだという方向性も出していただきたい。このことについては、いろいろと先ほどのやりとりの中からも考えているのだろうというふうには思いますけれども、改めてこういった小規模の住宅被害等に対する住民の救済制度というものについて、どういうふうを考えているのかということをお聞きをしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） そういった内容につきまして、今まさに検討中でございますが、庁内で議論をしているところでございますが、その一部損壊までそれを対象とできるかどうか、これは相当な件数がございます。

ですので、我々としては、半壊の方がこの場合は余り該当が出てこないのかなど。そこに対しての支援というふうなところなり、あるいは全壊、大規模半壊、半壊程度なのかなというところで、まだそこは我々としても議論しているところでございます。今後の調査で、どの程度その全壊、半壊、大規模半壊が出てくるのか、その辺も見あいながら、そして町に来ております義援金、これの配分、この全体金額を見ながら、これは検討していきたいというふうを考えているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） いろいろ各自治体で見舞金のかさ上げをすとか、そういうことも含め

て考えられているわけですがけれども、小規模の被災ということであっても何らかの行政から手が差し伸べられたということになれば、また住民の皆さんの気持ちも私は違うと思います。ぜひ、大小にかかわらず、ある程度のそういった支援が組めるような方策も考えていただきたいということを要望しておきたいと思います。終わります。

○議長（櫻井公一君） 次に質疑を受けます。17番小幡公雄議員。

○17番（小幡公雄君） 17番小幡です。

被害調査業務委託料についてお尋ねしたいと思います。

役場調査の委託料が100万円で、パノラマハウスの委託料が210万円、この違いはどういうことなのか教えていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 役場の方で、まず100万ということでお答えさせていただきます。

役場につきましては、前段震災を受けて、その後4月7日に受けまして、勝手ながら私ももと建設課だったものですから、私もある程度調査をさせていただきました。自分で測量のレベルをかけて、そういう作業をさせていただきました。そして、ある程度のデータをもとにしながら、今度は専門の業者にそのデータと一緒に再チェックなり、そしてある程度のデータ、一回専門の業者に、役場については教育委員会に来たときにちょっと一緒にさっと見てもらった経緯もあります。そういうデータをベースにしながら検討してもらいますと。ただ、被災の状況はある程度もう把握していますので、あとは構造上とか、そういう各ある程度決まったラインのところを検討してもらおうということで、調査の幅がちょっと狭いのかなというふうに見ております。そういうことで、大体100万ぐらいあれば、役場の損傷の程度とか、どの辺に力が加わっているのかという、そういうレベルの話で調査報告をいただくというふうにしております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） パノラマハウスの建物調査につきましては、今回初めて調査するものでございまして、うちら方といたしましてはデータがないものですからデータづくりから始めまして、建物調査、あとは耐震診断を含めた総合的な調査を考えておりますので、210万を計上しております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 17番小幡公雄議員。

○17番（小幡公雄君） パノラマハウスにつきまして、先ほど色川議員の方から昭和47年ということ、三十七、八年の物件なのですね。それで、あそこは昨年トイレを改修していますし、

あの建物は私も知っておりますけれども、あと厨房だけなのですよね。あと何を調べるのかなと。40年近い物件を210万もかけてやるのならば、解体費用に回した方がいいのか。あるいは、補修するのであれば、今熊谷課長は、ある程度データを見ているので専門的な部分でわかるとところがあるということであれば、直接発注した方がもっと費用が生きるのではないかと、私はですよ。素人目に考えるのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 私の方では、データをこちらである程度見てもらったとき、図面も役場にはあります。ただ、全部は昔の図面はなかったのですけれども、耐震補強をかけたときにある程度図面を起こしているときの基礎データがあります。そういうデータを使う。それから、町の方で直接測ったデータも、これは最近地震後に測ったデータがある。それからちょっと専門業者に応急的に見てもらったものがある。そういうデータを使つての判断に利用する、要は被害の状況ですので、それなりの費用で計上しているということであります。以上です。

○議長（櫻井公一君） 17番小幡公雄議員。

○17番（小幡公雄君） ですから、あなたの方でそういうデータを持って役場の分はわかると。ただ、パノラマについては、あの建物を知っておりますけれども、だからそのデータをとって、その40年近い物件を例えば直すのか云々なのかという方針があつておやりになるのか、その辺をお聞きしたいわけですよ。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） あのパノラマハウスにつきましては、借主の方におきましても内装面とかすべて直して店をリニューアルオープンしております。町でもそれにこたえまして、去年トイレがくみ取り式だったものですから下水道とか浄化槽を設置しまして、トイレの改築とかも行っております。

町としては、せっかくかけて、景観のよいあの地域において、やっぱり何かの建物は残していきたいという意向もございますから、その辺で調査費を計上させていただいているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 2点ほど聞かせていただきたいと思います。

まず、災害救助費の中で出ているわけではありますが、被災者に入居に対する住宅の費用を負担するわけではありますが、これは2年間住宅費を無料にするということでのあっせんに入っているのだらうと思いますが、このときに貸す方のアパートの持ち主に対しての、そのアパート

の借上料ですね。これは直接アパートの経営者の方に入るのでしょうか、それとも一たん本人に入って、そこから支払いに回るのでしょうか。その辺を、まず一点お聞きしたいと思います。

それから、財産管理費であります。今回、庁舎の被害調査業務委託料が出ているわけですが、この中で財産管理として、町の財産かもしれませんが、大きい目で見てもらって松島町全体の財産だと考えた場合、ここの庁舎に高城川が氾濫した場合のことを含めて、将来的な松島のビジョンというのはどのように考えて今後進めていくのかお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 民間賃貸住宅でございますけれども、その借上料につきましては県が契約しますので、入居者に入るということではなく、その大家さんに入る内容になっております。ですから、入居者には入ることはございません。入居者の負担は、前の資料でも説明しましたけれども、いわゆる光熱水費などの負担だけでありまして、あとのその月家賃については大家さんの方に入るようになっております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 将来的ビジョン。熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 質問の中では将来的なビジョンと聞かれましたけれども、ここでいう、先ほどもお答えをしたのですけれども、ここの予算上の中では役場庁舎、今ある施設がどうなのかという、ここでは、予算の中ではそういうことで提案させていただいております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 私は、この調査するに当たってですよ、やっぱり将来的に、これはやっぱり町長から聞きたいのですが、将来の、今の松島が高城川が氾濫した場合のことも想定した、総合的な今後の災害に強いまちづくり等についての今後の進め方等についてどう考えていますかということを知っているのであって、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 高城川が氾濫した場合に、この庁舎がもたないのではないかとということでございましょうか。

できれば、新しい場所に新しい庁舎ということが、安全な場所にね。山の高いところに望ましいということはあるけれども、ただそういったことをやるにしてもお金がかかる話でございまして、そうするとそういった財源をどこから持ってくるかということがやっぱり出てくるわけでございます。それで、当面この建物は、先ほど担当課長も申しましたけれども、もたせられるのであればもたせるかというふうな考えで調査をするということでございます。そし

てまた、津波被害なり河川氾濫については、高層階であれば水が入ってくることはなかろうというふうには思っております。（「もう一回、ちょっと今のことについて」の声あり）2階、3階であれば水が入ってくることはないだろうと。だから、南三陸のようになることはないというふうには思っております。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 一番大事なことでありまして、今回の災害等になったときの報道では、報道というか、町の災害の危険だよと。高城川がもう氾濫寸前ですよ、避難しなさいよというふうに住民には警告をして、皆さんに避難をしてもらった経緯があるわけでありまして。こうした場合、高城川の氾濫状況は、本当に私も実際に見ますとすれすれだったわけでありまして。

こうなった場合、町の公共財産等についても今後の進め方ですね。例えば、高城公会堂だって新たに今新設しようとしているわけでありまして。そこの中についても、公共的なものを財産と考えた場合、町庁舎だけではなくて町全体の財産というふう考えた場合の、やはり総合的な今後の進め方等については早急に考えていく必要があるのではないかと私は思うわけでありまして、今回のこの予算等の中では庁舎の被害の調査であります、将来的にそのようなことも含んだ総合的なシミュレーションを出して、やっぱり町の方向性を変えるべきではないのかと私は思いますので、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） おっしゃるとおりだとは思いますが。先ほど私が言ったのは、緊急的な避難には使えるけれどもというふうな趣旨があったわけですが、全体として公共施設が今のままでいいのか、またはどのぐらいの被害があるのか、どのぐらい許容できるのかということについては再検討をし、よりその人命なり財産なりが守れるような方向というのを、大災害計画というものを、地域防災計画というものをもう一回見て、かつこの部分、高城のこの部分についてもしっかり考えていくべきだろうというふうには思います。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ありますか。12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） 穏やかにしゃべりますので、ひとつ……。3点について。

避難生活を余儀なくされた被災者の住宅については、アパートと、それから宿泊施設等の利用ということですが、県で4万戸近い仮設住宅を建てようとして、今各市町村にお願いして場所の提供を求められているわけですが、よそからも、東松島初め、松島なら住みたいという方々もおられる中で、松島町の災害防災計画の中にも、こういう特別な災害のときには応急仮設住宅地として、177カ所、172戸の仮設住宅を建てる方向が示されておる防災計画がある

わけですよ。

今、県でも仮設住宅を建てる場所がなくて大変困惑している状況を、毎日の新聞の中でも見られております。南郷町とか大郷、鹿島台ですか、何戸でも建てていただく場所を探しているわけですよ。松島町には、高台の動伝住宅初めあいている土地が、松の杜、町民の森初め、あいている高台の安心な場所がたくさんあるのに、なぜ松島町はこの仮設住宅の建設地として手を挙げなかったのか。よそから今避難している方々がおられる中でも、やっぱりそういう対応もすべきではなかったのかなと思うのですが、やる気がなかったのか、その辺も含めてご回答をいただきます。

それから、11款の災害復旧費、農地災害復旧費の関係であります。手樽地域等々の水がかりは、ため池がかりのみだと私は思います。このため池のしかない真水を、どのようにくみ上げて、どのように塩害対策をしようとしているのか。十分な塩害除去対策が取り組めるのか、今の現状の状況です。あとどこからか、手樽川に引っ張っている用水から、愛宕揚水機場からの水でもポンプでくみ上げて引っ張っていく考えがあるのかどうか、その辺について。

それから、農業用施設災害復旧費の関係であります。今回の補正に出ているのは、沿岸部の塩害なり津波の被害を受けた地域に限られているような内容になっていますが、私どもの北部の鶴田川沿岸土地改良区管内の農業災害は、総額6億近い被害が、揚排水機場、それから用排水路を含めて被害が出ております。このことは、確かに冠水防除事業を初め、国、県の事業が主流でありますけれども、運営管理等々は町の関係の方々がやられてきているのも事実であります。これらの復旧費の関係は、町としては数字としてあらわれてこないのか。現地視察で見ると思っていますけれども、デイシ囲いから出ていっている、建設課で今いろいろやっている内容もありますが、ああいう復旧工事費等々が今回は出ていないのも現実です。その辺についての、松島町の農業災害の全般的な数字をぜひあらわしてほしいと思いますけれども、その辺把握されているのかどうか。以上3点。

○議長（櫻井公一君） それでは、櫻井危機管理監兼環境防災班長。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） それでは、私の方から、仮設住宅の取り組みについてご説明させていただきたいと思っております。

まず、東松島市の担当職員の方に、私の方から3月15日に声をかけまして、どうなんだと。避難所の状況は間に合っているのかというお話を、その段階でちょっとお話をしたいということで職員がみえられまして、実はもう満杯だと。衛生的にもよくないということをお聞きしたので、正式に町として受け入れるからというお話を、3月18日に市長名で要請文があ

り、19日から避難所に入ってまいりました。

それで、その段階で東松島市さんの方には、例えば東部地域交流センター、このグラウンド、ここにも仮設住宅ということで、町の防災計画では県の承認を得ていますので、もしよろしかったらコミュニケーションも必要でしょうから、コミュニティーを壊さないためにも一括した場所に考えたらいいんじゃないのかということも申し出しております。しかしながら、東松島市さんも避難所で説明会を繰り返しておりますが、皆さんどうしても東松島市を離れたくないという人が多いのですね。なおかつ、野蒜の新町から東名にかけては避難所から海に通いたいという皆さんが多くいまして、そういう面からいきますと、ちょっと松島には出たくないのだという人が多い、そういうこともありまして、東松島市としては大変今苦労しているようです。

それで、うちの方では、とにかく東部地域交流センター、それから太齋議員さんからお話出たように動伝の住宅跡地ですね。こちらの方も提供はしていますので、いつでもいいからぜひ使うときは言ってくださいということでは声をかけておりますので、あとは東松島市の方でどのような判断をして、避難民の方々と話し合いをしていくのかということになるのかなというふうには思っております。

それから、避難所につきましても、さまざまな形でバックアップしていきたいなということで考えておりまして、今後も必要なことがあれば言ってくれということで、体育館のマットとか、それから仕切り、こういったものも松島町の方で用意させていただきました。何分やはり住民の皆さんは一つの集落がばらばらになるのが嫌みたいで、仮設住宅もどうしても抽選になってしまうのですね。それが今ちょっと大きなトラブルになっているということで悩んでいるようです。ですから、まだまだ深い意味合いのものが、この避難者の皆さんの心の中にはあるのだらうなというふうには認識しております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 2点目の水田冠水の除塩作業でございますが、名籠地区におきましては、説明会を開きましたところ、農家の意向としては除塩作業を行ってどうしてもつくりたいという意向が強ございます。それで、町といたしましても、手樽干拓からの用水堀から用水をくみ上げまして、今名籠地区の田んぼの圃場に深水による水の湛水を図っております。それを繰り返しながら除塩をして、ある程度の塩分測定結果を見まして、下がればそれで作付に踏み切るという形で指導しておりまして、その中で田植えの種まきも実際はおくらせていただきましたし、田も5月の最終に植えたいという意向の中で進めてございます。

早川地区につきましては、議員ご指摘のとおり、ため池の水がかりでございまして、ため池自体が破損している状況でございます。その中で、今回揚水ポンプの計上をさせていただきましたが、手樽干拓の水路からくみ上げまして、山越えをさせていただきました排水堀に落としながら、それで何とか除塩作業を進めていきたいと。ただし、田んぼの中にヘドロが10センチ以上堆積した場合につきましては、その除塩作業も効かないことから、うちら方では農地災害として見まして、田のヘドロのすき取りというのをしながら進めていきたいというふうに考えておりますが、秋打ち、春打ちと、秋耕、春耕していた田んぼについては泥水ですから、その塩分もかなり下まで沈んでいると思いますので、その辺の除塩作業につきましては、国と今現在何かいい方法はないかということで、県等の指導を仰ぎながら実施しますが、その分で今回予算にも計上させていただいておりますが、10.6ヘクタールぐらいがどうしても作付不能になるのではないかとということもございまして、その分の補償金額としましての1万5,000円を町の方で拋出しながらカバーしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 農業用施設の被害額ということで、これまでの調査の中でまだ調査途中という形になりますけれども、町の被害状況ということで、前に全協の資料の中でも配っておりますけれども、その中の農業用施設ということで農道20カ所ということで、これにつきましては約7,700万ほど被害額としてなっているだろうと。それから、用排水路につきましては41カ所ということで約4億6,000万ほど、ため池については18カ所で3,700万ほど、排水機場につきましては29カ所ありまして、1億7,500万ほどということで、おおよその被害額を合わせますと約7億5,000万ほどという形で、一応被害額としてはそれくらいになるだろうというふうな形で想定はしております。

それから、全般的な、鶴田川とか手樽改良区とかですね、まだ被害調査中の部分もありまして、これから鶴田川とも協議をしながら進めていくという形になってくると思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） 仮設住宅については、班長の話だと東松島ありきの話にしか聞こえてこないのですが、県としては松島の地名も含めて何戸でも、県の住宅供給の意義からも、松島が手を挙げて場所を提供して、県内どこからでも住みたい人は必ず出てくると思うのですよ。その仮設住宅には。そういったことは考えられなかったのか。東松島の人たちのみの考え方だと、そういう答えしか出てこないのではないかなと思うのですが、県全体の中で苦しんでいる人た

ちはまだまだいるわけですから、そういった人たちのための仮設住宅建設の場所提供は今後も考えるつもりがないのか、その辺を確認しておきたい。

それから……。

○議長（櫻井公一君） それでは答弁、まず……（「ああ、そうだな」の声あり）一つ一つ答弁をもらいます。それでは、仮設住宅について答弁を求めます。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 仮設住宅、お話のとおり、これは県が事業主体になって建築するというものでございまして、当然我々の防災計画で出ていた箇所につきまして、県の担当課が参りまして現地も見ていっております。ですので、我々としては、県の方にこういう場所がありますと、ぜひ建設してくださいというお話はその点でしております。ただ、やはり先ほど櫻井危機管理監も申しあげましたとおり、集落単位で移動したいという方々が多いのだろうと。それで、それぞれの地元の各被災を受けた市町村が、それを検討、協議しながら進めていくということでございますので、現段階においては県の方から松島町町内に仮設住宅を建てるという計画のご相談はないということでございます。そして、松島町民につきましては、この仮設住宅方式を賃貸アパート方式で入っていただいているというのが現状でございます。以上でございます。（「議長、今のやつ、私から補助的に」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） その話は、この前県で市町村長会議を県が主催してやったときも出たのですよ。それで、山手の方のある町の首長さんが、「うちでプレハブ住宅を用意しているのにさっぱり来ないのは、県の宣伝が悪いからだ」というような、そういうお話を出した首長さんがいたのですが、そのときに南三陸の佐藤 仁町長は、大変ありがたいと、申しわけないと。ありがたいのだけれども、町民はやっぱり出ていかないと。

テレビでも、佐藤 仁町長が出た番組を私も見たのですけれども、町民に「ここではもうやっていけないから、ほかに行きませんか」と言っても、なかなか町民は納得しないと。ここで暮らしたいのだというふうな声があると。それで、町もそういう姿勢、何で仮設を町内に建てないんだとか、ほかに持っていこうとするんだとかというご批判がいっぱいあるそうですよ。

「大変ですね」と私は言いました。だけれども、佐藤さんは「しょうがないんだよね。やっぱり町民がそういうふう考えるのであれば、それはやっぱりしょうがない」というふうにお話ししていました。

それと、七ヶ浜町長とも話をする機会がありました。七ヶ浜町長に対しても、これは利府町長が、利府町としてもあいている公共用地があるので、そこに仮設を用意しますよと。どんど

ん来てねというふうな話もしたのですけれども、やはり七ヶ浜町長も「町民がね、そういう選択をなかなかしないんだよね」というふうなことを言っておりました。

ですから、これは県のPRが足りないというのも幾らかはあるのかもしれませんが、やはり被災された町の町民の方々が、それでもここがいいというふうな選択をしている方が多いのだということの一つのあらわれかなと思っておりますので、その辺はご理解いただければなというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） 県なり隣接被災町村の要望があれば、松島としては場所の提供はするお考えがあるのですね。それだけ確認しておきます。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） はい、あります。私は、南三陸町長にも、東松島市長にも、七ヶ浜町長にも、うちでは場所がありますというふうには言っております。ですから、そういう機会に松島に来ていただいて住んでもらうのは、松島にとってもいいのかなというふうに思って事あるごとに話しておりますので、その考えはあります。

○議長（櫻井公一君） 12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） 積極的に、永住対策も含めた考えを持って、やはりこういう機会を利用するというと語弊がありますけれども、ぜひ松島の人口増加のためにも、進んで住もうとしている人も、土地を買ってまで住もうとしている人もいるということですから、やはりその辺も含めて、定住化の考えもやっとな出てきているわけですので、それらも加味した住宅政策をぜひ出してほしいなと思います。これは要望にしておきます。

それから、塩害対策ですが、かなり距離のある田んぼにまで水を引っ張ってやろうとしている姿勢には、少ない土地を利用して水田農業をやってきた方々にとっては、田んぼ1反歩であろうと1畝であろうと大変貴重なものだという認識の中で、我々農業者は農業をやっているわけですから、それらに基づいた考え方で町もやっぱり全身全霊尽くしていただいて、今年度については食糧不足というか米不足も考えられますし、これらを契機として塩害対策のいろいろなノウハウも学んでいただいて、昔の手樽干拓を今の美田にするための努力も何十年もかけてやってくるわけですよ。私が高校を卒業した年に手樽湾の干拓に米が植えられるようになって、我々も試験をしながら、あの地域の稲作を見守ってきた経緯もあります。その辺も含めて、ぜひ町の基幹産業でありますので、農業を守るための一番の基本である水稻についても、そういった所管の課長さん方を初め職員の方々もそういう意識に立って、ぜひ進めてい

ただければと思います。

それから、中西課長の方から、まだ一部協議されていない災害機場を初めあるというお話もありましたので、鶴田川沿岸土地改良区関係だけで、湛水防除事業を初め七つの大きな機場が松島町の土地にあるわけですね。これらが機能しないと北部地区の排水対策がなっていない。

幸い大きな被害がなくて、北部地域については例年どおりの田植え作業に入れるのかなと思っております。下志田機場の一部が上志田の方に上っていつている用水、1メートル管のコンクリート管が破砕して大変な状況になっていますが、二、三日前に工事が済んで、3日にもう一度通水作業をやるわけですけれども、それをもって本年度の下志田第七地域初め、それから大郷地域は従来どおりの田植え作業ができるかもしれません。それらも、町も一体となって改良区とともにぜひそういった作業を進めていただければと思いますし、後々出てくる災害のいろんなものについても、ぜひ議会の方にも、我々の方にもお示しをいただいて、今後の臨時議会なり、また2次補正なり3次補正の段階でのいろんな協議の材料にいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。5番阿部幸夫議員。

○5番（阿部幸夫君） 1点だけお伺ひします。

11日の震災のときに、我々は議会をやっていたのですけれども、やはり庁舎内、今回の庁舎備品ということで、書棚関係がかなり倒れたということで、それを教訓にしてそういう対策は、今回書棚をまた購入するみたいなのですけれども、そういうものがあるのであればお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 確かに今回備品ということで、2段重ねで、例えば今見ていただくと1階なんかも、2階もそうですけれども、2段重ねでやっているような書庫、戸棚については、対応としてはもうしていかないという考え方でおります。

今回の地震でそれがみんな倒れて、ガラスなんかもみんな倒れていすに当たって、いすにみんな刺さってしまっていすが使えないとか、そういうこともあります。そういうことで今回いすなんかも対応するわけですけれども、庁舎内のロッカーというか入れる書庫については、通常の2段ぐらいの2段重ね、そういう形はとらない方向で庁舎内はまず考えていこうと。

それから、今取り組んでおりますけれども、各書庫ですね。これも一回もう整理をさせていただいて、きちんとした棚、棚も普通のやつでいいから木造でちゃんと固定していった方はか

えって、実際にライトなんかですと、その鉄物でいくとみんなねじれてしまって、倒れてねじれている。復旧ができない。では、片一方では、木で加工をして棚をつくったところがあります。3分の1ぐらい。これは全然支障がなくて、物を置けば足りるというようなこともありますので、そういう物置というか書庫については、そういう対応も考えながらちょっと整理をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数であります。よって、議案第50号平成23年度松島町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第51号 平成23年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第14、議案第51号平成23年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第51号

平成23年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）

平成23年度松島町の観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ550万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,065万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成23年4月26日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第51号平成23年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成23年3月11日発生の東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧費等について補正します。

7ページをお開き願います。

2款福浦橋費、1項1目管理費につきましては、津波の被害により破損した券売機を新たにリースする費用及び破損券売機の補償金について補正するものであります。

8ページをお開き願います。

4款災害復旧費、1項1目観瀾亭施設災害復旧費につきましては、観瀾亭の庭園にある貝玉垣等が津波により被害を受けたことに伴い、観瀾亭庭園等災害復旧工事費を補正するものであります。

2項1目福浦橋施設災害復旧費につきましては、災害により福浦橋橋脚の切断等の被害を受けたことに伴い、落橋を防ぐために仮復旧を行うものであり、また橋の強度を復元するに当たり、本復旧工事を行うために災害復旧調査測量設計業務委託料を補正するものであります。

これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

それでは、質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） ちょっと1点だけお伺いしたいのでありますが、福浦橋の券売機ですが、この災害でなったわけでありましたが、その契約に補償しなければならない契約があるのですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 損害を受けた場合、地震で損害を受けた場合、津波等の被害により損害を受けた場合の補償につきましては、借主側の補償となります。以上でございます。

- 議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。
- 9番（尾口慶悦君） 補償になるのではなく、契約にそういうふうなことがあるのですか。
- 議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。
- 産業観光課長（阿部祐一君） ございます。
- 議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。
- 9番（尾口慶悦君） 契約にそこまで入れている契約というのは私は余り見たことがないのでありますが、お出しいただけますか。この契約書。

それから、これはリースで借りていたわけでしょう。リース料を払っていたわけでしょう。

それで、このぐらい、171万4,000円のまだ残存があったということですか。

- 議長（櫻井公一君） 答弁、阿部産業観光課長。
- 産業観光課長（阿部祐一君） リース契約につきましては、平成22年7月から5年間の契約で行っておりまして、23年の3月分まで支払ってございます。その残存費用が171万4,000円になりますので、これを補償するわけでございます。以上でございます。

- 議長（櫻井公一君） 他に……（「補償の契約書を欲しいと言ったのですよ」の声あり）あ、契約書は今すぐ出せますか。（「今は手元に持ってきてございませんので、後で」の声あり）

- 9番（尾口慶悦君） 今、議決するのだから、そのぐらい持っていなければならないわけでしょう。

- 議長（櫻井公一君） 今そろえさせますので、他に質疑ございますか。10番色川晴夫議員。

- 10番（色川晴夫君） この福浦橋のことについて、今そこにある高城橋のところに浮き栈橋がありますけれども、あれがぶつかって、それでこういうふうな復旧工事に入るということで、仮復旧ということで820万ですか、これの予算計上になっておりますけれども、仮復旧、今はこうやってうねっていますから当然それはしなければならぬのですけれども、仮復旧となりますと、いつごろを目標にするのか。そして、もし仮に復旧といたらお客様を渡らせるということは非常に危険かなと思うのですけれども、どう考えているわけですか。

- 議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

- 産業観光課長（阿部祐一君） 福浦橋の仮復旧につきましては、きょう予算案を議決いただいたら直ちに発注いたしまして、5月いっぱいの完成を目指します。（「5月末」の声あり）はい。（「そのときは……」の声あり）

- 議長（櫻井公一君） はい、質疑してください。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 5月末に仮復旧だと。仮復旧の後、これは観光客には渡っていただくということも考えられるわけですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 仮復旧終了後につきましては通行可能と判断いたしまして、通行させるようにいたします。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） ちゃんとそういうふうに事前に専門業者が来て、もう820万ぐらいであればできるのかなと思うと、そういう専門業者がちゃんと言うのしょうから間違いないのですけれども、くれぐれもやっぱり安全というようなことを一番の念頭に入れながら、お客さんに渡ってほしいなと思います。

それから、その後本工事に入るといようなことでありまして、あそこは県から松島が買ったわけですね。あの橋はね。ということは、当然松島の方で、町の方で復旧するというふうなことでよろしいわけですね。それで、ちょっと変わりますけれども、雄島、あれはどのようになりますか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 雄島の渡月橋につきましても、今は津波により流されておまして、県観光課の方の立ち会いのもとに確認してございまして、県の方でも早急に発注はしたいが、具体的にいつに完成させるという回答はございませんでしたが、県の方で責任を持ってかけかえる予定でございます。以上です。（「はい、わかりました。いいです」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員の資料については保留になっておりますが、その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なければ、ではここでちょっと休憩をとりたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 再開を7時15分といたします。

午後7時07分 休 憩

午後7時15分 再 開

○議長（櫻井公一君） 私の方から説明をしますからお戻りください。

会議を再開いたします。

今、担当課長から質問者に対して資料が提出されておりますが、今あとコピーしているようでございますので、そのコピーができました次第、各議員に配付したいと思います。

尾口議員にはそれを熟読していただいて、尾口議員の質疑を受けたいと思います。（「議長、先に」の声あり）ああ、そうですか。ごめんなさい。では、尾口議員の質問に対して阿部産業観光課長の方から答弁させます。阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 私の答弁の中で、契約書に記載されているということで答弁させていただきましたが、まことに申しわけございません。訂正させていただきます。

第12条の契約の解除の中にございまして、甲乙協議という話になってございまして、その中で業者と協議しましたら、内部電子部品が浸水により使用不可能となりました。そして、券売機の業者に修理についてご相談申し上げましたところ、150万から200万円程度かかるという回答を得まして、その中で現時点のリース残額等を検討させていただいた結果、こちらで補償するという形になりましたので、大変申しわけございませんでした。

○議長（櫻井公一君） 観光課長から訂正の答弁がされましたが、9番尾口慶悦議員、よろしいでしょうか。

○9番（尾口慶悦君） これは12条ですか、今のやつ。（「はい」の声あり）12条はこれに該当しますか。甲乙は、相手方が正当な理由がなくして本契約の条項に違反した場合は書面をもって催告し、本契約を解除する。正当な理由があるわけでしょう。だから、解除されるのも関係ない。

本契約が前項により解除された場合は、甲は速やかに物件を乙に返還するものとします。甲というのは役場でしょう。（「はい」の声あり）なお、返還に伴う費用は、解除された相手方の負担とします。解除された相手方の費用。返還に伴う費用は解除された相手方。乙にならないのですか。甲が解除して返還するのでしょうか。甲は速やかに物件を乙に返還する。返還された費用は、相手方というのは乙なのではないですか。そうではないのですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 甲は速やかに物件を乙に返還すると。正常な状態での、使用できる状態での返還でしたならば乙の負担にもなりますが、使い方は間違っていないが使用不能となったということで、改修費用も考えた場合に、新しく既存のものを入れた方がいいという契約者との合意の上に、今回は補償するという形になったわけでございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、正当な理由がなくしてとなっている。正当な理由があるのです。災害だから。だから、一方的に言われたとか何かがそのまま載ってきているのではないのですか。この条文の解釈なのですが、甲乙は相手方が正当な理由がなくして本契約の条項に違反した場合と。違反していないのだから。自然災害だから違反していないのですよ、何も。違反しないのに、あっちに一方的に言われたから、解除して、皆何して損害賠償しますよと。おかしくないですか。法律解釈をだれがしているのかわからないけれども、副町長ですか。だとすれば、おかしくないですか。

皆さんに今渡っていくのだと思うのですが、甲乙は相手方が正当な理由がなくして本契約の条項に違反した場合は返すのだよと、こういうふうに言っているのです。いいですか、正当な理由があるのですよ。自然災害という正当な理由があるのです。これをそんなふうにはしているのはおかしいと思うのだけれどもね。

○議長（櫻井公一君） 今資料を、では議会事務局の職員から配付させますので、資料を配ります。執行部は答弁整理。（「副町長、11条も見てくださいよ。12条もおかしいけれどもさ、考え方がね」の声あり）

それでは、今答弁整理させていただきますということでございますので、答弁整理させます。5分ぐらいかかるそうであります。（「だから執行部が信用できなくなるんだ。議会軽視も甚だしいというようになる」の声あり）

それでは、答弁整理して。はい、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） リース契約の賃貸契約そのものなのですけれども、実際適用そのものというのは、17条の特約で甲乙協議というのが妥当なものということで、改めてこの業者と、日立キャピタル株式会社、ここと改めて甲乙協議をして、その中で第11条、当然保険を書いているということなので、保険の内容も改めて話し合っ、中を確認して補償金額が定まるものということに今後進めてまいりたいと思います。

ただ、今回福浦橋の整備とか、全体的に改めてここを開設したいというところもあるので、この協議内容は随時議長を通して議会の方に適正に、補償の支出の段階で前段に詰めていきたいということに思います。（「何だか、うまく……」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 議案の取り下げになるのではないのか。

今の総務課長の答弁を聞きますと、この観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）について、福浦橋のリースに関する費用等で、これを削除した内容というか、今回は云々というような話になるのかなと。この辺の取り計らいについて、いかが取り計らったらいかなと……。

○9番（尾口慶悦君） あのね、議長、その諮り方はおかしいんだよ。取り計らって、おら方は出されたのだから、否決か修正かしか、おら方ですとすれば。（「そうだ」の声あり）執行部が何も考えていないのに、議長が執行部にかわってやるのはおかしいのですよ。いいですか、はっきりしてくださいよ、議長。

○議長（櫻井公一君） はい、それはわかっています。

議会とすれば、福浦橋云々もわかりますけれども、町の考えをしっかり示してください。修正でやるのか、再度取り下げしてやるのか。

それでは、ここで町の方から修正した議案書を出させたいと思いますが、日程を、きょうの16、水道事業会計補正予算の後に再度この日程を組み入れて、日程の組みかえをしたいというふうに議長として思いますが、いかが……。

○9番（尾口慶悦君） 議長、執行部で何も言っていないんだよ。議長がそうしたいと思うって、何も言っていないでしょう。そこを、言っていないのに議長が執行部にかわってやるのはおかしいですよ。

○議長（櫻井公一君） はい。

○9番（尾口慶悦君） 間違っていたから悪いんだというのを謝るとか、そういうのをしなければなりません。議長、議長の立場からはおかしいでしょう。

○議長（櫻井公一君） はい、執行部答弁。（「休憩をお願いしたいと思います」の声あり）休憩……（「はい」の声あり）はい。暫時休憩ですか。何のための休憩をするのか、ちゃんとやらねえと。ただ休憩、休憩といたって。いや、きちっと手を挙げて言ってください。

今後の議案の問題について、では今副町長が私にひそひそと言っていることをきちっと言ってください。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 答弁整理のために少し休憩をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。（「休憩をお願いするという何はおかしいんではないの。執行部が休憩させられるの、議会のことを」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 答弁整理ではなくて、修正か何かするんじゃないのですか。（「いいんだべっちゃ、議長さんに休憩を求めたのだから。あとは議長の判断ですよ」の声あり）はい。それでは、休憩をとりたいと思います。

午後7時36分 休 憩

午後7時50分 再開

○議長（櫻井公一君） それでは、会議を再開いたします。

町長より答弁させます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） この議案第51号につきましては、ご指摘の券売機の賃貸借契約において不備がありましたので、全体を取り下げさせていただきたいと思っております。大変申しわけございませんでした。今後は、こういうことのないように十分注意したいとさらに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（櫻井公一君） 今、町長の方から、この議案第51号に対しては取り下げをしたいということでございますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） はい。それでは、取り下げといたします。

日程第15 議案第52号 平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第15、議案第52号平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第52号

平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度松島町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,531万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億205万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年4月26日提出

松島町長 大橋健男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第52号平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成23年3月11日発生の東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧費等について補正するものであります。

6ページをお開き願います。

6款災害復旧費、1項1目公共下水道施設災害復旧費につきましては、松島浄化センター及びマンホールポンプ並びに汚水管渠等の災害復旧を図るために公共下水道施設災害復旧調査測量設計業務委託料を補正し、また松島浄化センター災害復旧工事費等を補正するものであります。

これらの財源を精査し、一般会計繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） 下水道予算の中でございますので、公共下水道のみではなく、一般家庭の合併処理浄化槽の災害はなかったのか。維持管理費等を負担しながら、負担に耐えて合併処理浄化槽を設置した方々がございますし、今回の災害で何件ぐらい合併処理浄化槽の被害があったのか、その被害の補修対策として町は何か考えているのかどうかを伺います。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） ご質問の合併浄化槽につきましては、町独自の調査はしておりません。ただし、電話等の問い合わせは二、三件来ております。地震が相当横揺れが激しかったもので、多分浮いたりとか、そういった状況での被災があったようです。今の電話等での問い合わせで聞いているのは、二、三件というふうに把握している状況です。

○議長（櫻井公一君） 12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） 問い合わせのみで、現地は見えていないということでございますか。

一番わかりやすい場所は、大友橋のマツバ理容店の合併浄化槽がやっぱり飛び出ている状態です。ああいう状況の合併浄化槽は使用可能なかどうか。それらも含めて、やはり町の補助事業で設置した合併浄化槽なので、町のある程度の管理責任というか、そういったものも含めてあるのではないかなと思いますので、やっぱり現地をきちっと把握していただければと思うのですが、その辺の考え方はあるのかどうか。それから、合併処理浄化槽が使えなくなって、全体でまた入れ直しをしなければならぬ状況等も考えられると思うのですが、その節の対応はどうなるのか、その辺も。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） この合併浄化槽については、ちょっと把握は今しておりませんが、制度上では法定点検とか、そういった機能が果たせないというようなときには、協会がございまして、そちらの方の指導を受けて是正措置をするというようなこともございまして、そういった対応を今後把握をしながら、対応をしていきたいと思っております。

それから、あとは被災して、布設がえというのですか、新しいものにするという方も出てくるかと思うのですが、それについては現在の合併浄化槽の補助制度、それを再確認をさせていただきまして対応したいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） これもやはり災害でございますので、やっぱりこれらについても町独自の何らかの対応が求められてくるのかなと思っております。その辺も含めて、被災者へきちっとした内容の通告をしていただくように望みたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） ご指摘のとおり、そういった把握と今後のアフターケアというのですか、そういったものに努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 工事請負費の中で、白萩の調整池の埋立工事があるわけですが、この埋立工事をするところの隣接している家との調整の中で、これは調整池があったためにそっちが崩れたのかどうかわかりませんが、その地権者との協議で何か発生するものはあったのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 今回の調整池につきましては、関係する方が2名ございました。それで、1名の方がかなり敷地がやられているということで、早速役場の本部の方に来ました。それで、そのときは混乱状態で、私たちは現地を確認はしましたが、対応策についてはちょっと時間をくれということで一たんは別れたと。そして、その後、いろいろ町の方もこの調整池機能がどうなっているのか、これを再確認いたしました。それで、この調整池につきましては、区画整理事業で昭和57年につくられた経緯がございまして、そして、換地処分ですべて町に帰属された。その後、町の財産として管理してきたという状況でございました。

それで、その機能につきましては、8.5の豪雨の際、雨水排水計画の見直しをしたわけがございまして、それで、平成5年に新町雨水ポンプ場が新たに新設されました。62年の松島町雨水排水全体計画、この中で排水区域を、その調整池があるところは新町ポンプ場の方に排水区

域を区分したのですね。それで、排水路、それから排水ポンプ、これもそのエリアを100%カバーできる状態になっておりました。それで、この調整池につきましては、調整機能は要らないということが確認できました。そのことをもって地権者の方に再度当たりました。町としては、その調整池機能がないということが確認されましたので、補助の対応で被災箇所を復旧するというのは無意味だということで、埋め立てということで速急な対応をとることにいたしました。

それで、あとは地権者との関係では、官民境がちょっとわからなくなったので、今回も調査費で計上させていただきましたけれども、そういった官民境、それからあとは敷地内にあります給排水施設ですね。こういった点が今後の調整になってくるのかなと思っています。ここには、官民境を通して、考え方としてはいろいろあるかと思うのですけれども、一つは官民境をもって負担区分をすとか、あるいはまたその因果関係ですね。どうなるのかというのが、今後地権者の皆さんとの協議というふうに考えています。以上です。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 相当、あそこの場所に行ってみますと、崩落した地点が多いわけですね。ですから、その辺を含みまして、今あの建物としては、崩壊した分によってあの建物の存在というのは、危険の度合いはどうなっているのでしょうか。その辺は調整してみたのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 建物、家屋につきましては、建設課さんでもそういった危険の相談等をやっておりますけれども、それ以前に、いろいろ建物でそういった判断をできる方に見ていただきました。それで、実際住んでいる方は避難をしているという状況でございました。あとは、水道とかもとめて、そういった状況でありました。

それで、埋め立てをして、それからすぐ排水はしなくて、埋め立てながら排水をしたと。水を抜けばまた崩れるというおそれがありましたので、水を入れた中で埋め立てをして、あとは既存で排水の流入部分があります。それから、流出部分があります。そこを手当てをして、排水機能は損なわれないような対応で今後仕上げていければなというふうに思っております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 私が思うのは、その配水池そのものが埋めるということになったわけですが、私が考えているのは、その地権者の方と町が協議して、今後補償をするというふ

うな何かその辺の問題等は生じてくる可能性はあるのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 当然その辺では議論が出てくると思います。補償の関係ですね、その関係の話は今後なってくるのかなと思っております。個別に言いますと、給排水等ですね。そういった部分をどちらで見るのかとか、そういった部分は出てくると思います。

それで、役所としては、埋め立てをして安全を保てるような、官民境を抜きにして敷地の部分については安定を保つような埋め立てをしたいと思っています。そして、あとは自己でかかった経費についてはちゃんと把握していただきたいと。今後いろいろ協議していきましようということで、今のところはおります。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） その辺については十分に協議されて、よりよい方向に地権者の方ともお話し合いをしていただいて、いい方向になるようお願いしておきたいと思います。終わります。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第52号平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第53号 平成23年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第16、議案第53号平成23年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第53号

平成23年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成23年度松島町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成23年度松島町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

科目、第1款水道事業費用、既決予定額5億8,354万2,000円、補正予定額950万8,000円、計5億9,305万円。

第2項営業外費用、既決予定額1,707万円、補正予定額950万8,000円、計2,657万8,000円。

上記以外の予算、既決予定額5億6,647万2,000円、補正予定額ゼロ、計5億6,647万2,000円。

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、職員給与費、既決予定額4,826万6,000円、補正予定額183万8,000円、計5,010万4,000円。

平成23年4月26日提出

松島町長 大橋健男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第53号平成23年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成23年3月11日発生の東北地方太平洋沖地震に伴い、被災した水道施設の復旧事業を行うものであり、水道事業費用の総額を5億9,305万円とするものがあります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） 水道事業所の方々のいろいろなご苦勞は大変わかりましたけれども、ちょっといろいろな職員の方々の中で対応がしどろもどろの部分、その場ではっきりとした回答が出てこなかった部分がたくさんございました。その辺も含めて、やっぱり水道事業所の職員の方々が、全員で今回の災害の内容をきちっと把握をしていただくような体制づくりを、ぜひお願いできればなと思いますし、今回の災害で老朽管の傷みとか、昔の塩ビ管の配管部分等がまだまだあると思いますけれども、その辺について今回の災害を念頭に置いて、基金等も

ございますので前倒しでやはり、水道と電気はやっぱり生活の一番の糧でございますので、その辺も含めて今後の布設がえ、老朽管のですね。そういったことがもう考えられているのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、給水なのですが、この間の懇談会でもちょっと出ましたけれども、町の給水車だけではやっぱり対応がばらばらになって、片や2リッター、3リッターしか給水できないところ、片や20リッターぐらい給水できる場所とかいろいろまちまちな対応で、町民の批判を買った部分がたくさんあったと思います。ぜひ、自主防災の関係も含めて、最低各行政区に500リッターのタンク二つぐらいとか、大きい行政区はですね。せっかく自主防災組織があるわけですから、自主防災の組織を利用すると言ったら語弊がありますが、その人たちのお手伝いをいただいて、各地域地域の給水は自主防災組織にゆだねるというようなことは考えられなかったのか。

500リッターのタンクで四、五万しかないのですね。あれを軽トラック1台に積んで、二子屋浄水場から水をくんで各地域地域の拠点に置けば、町が血眼になって給水車を動かす必要は何もないわけですよ。本当に必要な人口密集地等々に町の給水車を集中的に配置するとか、そういうやり方をすれば、今回の災害対応は簡便にできたのではないかなと思うのですが、その辺についての考え方をお示してください。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 老朽管の布設がえのことですが、V P管というか、硬質塩化ビニル管、これが大分やられました。それで、ところどころ仮配管でやっているところがあるのを見受けているかと思います。古浦、根廻、それから上幡谷等をやっております。それで、今回の仮配管も、そういった硬質塩ビ管からP P管ということで、黒い塩ビ管ではなくてポリ管ですか、あれに変えて布設をしているということがございます。それで、今は仮復旧でございまして、今後査定を受けまして本復旧にしていきたいというふうに考えております。

それから、老朽施設ということで、管ばかりではなく、今回は二子屋浄水場、これもクラックが入りまして、2回目で大きな被害を受けまして、水をつくっていながらどんどん漏れている状況で左坂の配水池に水を供給していました。そして、左坂の配水池につきましても、底盤部から漏水がございました。そして、漏れている中で給水していたと。

それから、あとは明神配水池、これは最後の方でなってきたのですけれども、これも漏水が見られました。それで、下の民家の方には大変不安をおかけしたわけですが、これもなかなかそっちもこっちも漏れている中でやっております、ただコンサル、そして明神配水池

につきましては前に500トンのタンクを、連続地震ですね、そのときに補修した実績のある業者を充てまして、ちょうどきょういろいろ調査をした中でとめることができました。原因といましては、あそこの上にある配管からの漏水であったということで、漏水箇所が確認できてとめることができました。そして、500のタンクが今空の状態を確認をしました。500も無事だったと。それから、1,300についても今後ちょっと確認作業をしたいなということで進めております。

また、あとは一番気にかかっていた初原の高架水槽、これが漏れたということで、非常に心配していたものが漏れたということで、今施設整備策定業務をやっておりますけれども、その中でもいい方向への施設整備の方向で今練られるという明るいことが見えてきました。

それから給水車につきましては、太齋議員さんがおっしゃるとおり、フル回転はしました。ただし足りなかったと。水がですね。それで、一部で、地区で、議員さんも含め水の供給で努力をしていた方々もおられました。それが、タンクですね。やっぱりタンクが、二子屋に行けば供給ができましたので、そういった自主防災組織にあれば、本当に楽な給水活動、こういったものが可能になるのかなというふうには感じました。この点については、危機管理監の方の防災、その設備については水道で全部持つわけにもいきませんので、そういった配備については今後防災計画の中でしていければ、本当に水道の方の給水活動としては楽になるのかなというふうに実感いたしました。以上です。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監兼環境防災班長。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 太齋議員さんのお話に出てきました、その自主防災での給水ということで、実は水道事業所と私の方とで、簡易の給水タンク、水道さんが2基、それから我々の方が四つ、400リッターのやつなのですけれども、これを四つ発注した矢先の地震でした。

それで、実際に納品がなされたのが、今回の水道の第1回目の給水が整った後の納品でした。そういう意味では、大変歯がゆいというか、悔しいというか、そういう思いがいたしました。ですから、今回のこの給水を受けまして、やはりこの必要性というのが高まりましたので、これの配備に向けてこれから活動していきたいというふうに思っていますので、よろしく願います。

○議長（櫻井公一君） 12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） 給水については、やっぱりそのようなことを含めて、もう一回見直しをきちっとしていただくようお願いできればなど。自分のことを言えばですけども、たまた

ま地元の人が1,400リッターのタンクと300リッターのタンクを二つ、延べ2,000リッターの水をうちの地域は確保を常にして、自主避難された私のところの生活センターに常に設置しておきました。地域の方々には大変喜ばれましたし、他の地域からも水をくみに来てもらえるような対応もしましたし、そういう面では大変地域の防災としてはよかったのかなと思っていますので、その辺もぜひ危機管理班の方で取り入れていただければと思います。

とにかく、水道事業所は、これだけの破裂や事故があった中で給水、他市町村から給水車なども配備されて大変助かった部分もあるかと思っています。人もない中でいろんな対応をしたことに大変感謝を申し上げますので、ぜひ町にある地域防災組織を、やっぱりあの人たちの最大の協力をいただければ、もっともっと町のいろんな機能が別な部分に向けられるのかなと思いますので、その辺も含めて、またすぐ来る予定になっていますから地震は。連休中にマグニチュード8ぐらいの地震が来るという予想もされていますので、それらを踏まえて早急な対応をよろしくをお願いします。（「おっかないな」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第53号平成23年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第17 議員提案第1号 東日本大震災復興対策特別委員会設置に関する決議について

○議長（櫻井公一君） 日程第17、議員提案第1号東日本大震災復興対策特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。

議案の朗読を求めます。局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議員提案第1号

平成23年 4月26日

議 長 殿

提出者 松島町議会議員 太 齋 雅 一
賛成者 松島町議会議員 今 野 章
賛成者 松島町議会議員 高 橋 利 典
賛成者 松島町議会議員 渋谷 秀 夫
賛成者 松島町議会議員 尾 口 慶 悦
賛成者 松島町議会議員 片 山 正 弘
賛成者 松島町議会議員 小 幡 公 雄

東日本大震災復興対策特別委員会設置に関する決議について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

(別紙)

東日本大震災復興対策特別委員会設置に関する決議

次のとおり、東日本大震災復興対策特別委員会を設置するものとする。

記

1 名称

東日本大震災復興対策特別委員会。

2 設置の根拠

地方自治法第110条及び松島町議会委員会条例第4条。

3 付託事項

震災に係る被災状況の調査及び復興対策に関する事項。

4 委員の定数

議長を除く17名。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 続いて、提出者からの説明を求めます。12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） それでは、東日本大震災復興対策特別委員会設置に関する決議について、提出者としてご説明申し上げます。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震と津波により、東日本の太平洋沿岸は甚大な被害を受けました。松島町も同様に、地震と津波により大きな被害を受けております。さらには、たび重なる大きな余震により被害が拡大しております。この大規模な震災の被災状況

等をかんがみれば、議員活動として個々に対応するのではなく、情報を共有し、住民の代表である議会の活動として、共通の認識の上での現状把握に努める必要があります。また、町の日でも早い復興に向けて議会としても率先して取り組む必要があると考え、今回特別委員会の設置を提案するものであります。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提出者からの説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議員提案第1号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議員提案第1号東日本大震災復興対策特別委員会設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました東日本大震災復興対策特別委員会の正副委員長選任のため特別委員会を開きます。委員長が選任されるまでの間、委員会条例の規定によりまして、年長者であります尾口慶悦議員に臨時委員長の職務を執行していただきます。

暫時休憩といたします。

午後8時25分 休 憩

午後8時32分 再 開

○議長（櫻井公一君） 再開いたします。

東日本大震災復興対策特別委員会の委員長に17番小幡公雄議員、副委員長に6番高橋利典議員が選任されました。

これで、本臨時会に付議された議案の審議は全部終了しました。

平成23年第2回松島町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

午後8時33分 閉 会